

指定都市基本施策比較検討調

〈 令 和 5 年 度 決 算 編 〉

福岡市議会事務局

令和6年度 指定都市基本施策比較検討調

〈令和5年度 決 算 編〉

目 次

I 総 記

1 人 口	1
2 世 帯 数	1
3 従業地・通学地による人口	1
4 人 口 構 成	1
5 合計特殊出生率	2
6 面 積	2
7 土 地 利 用	2
8 産 業 構 造	3
9 経済活動別市内総生産額	4
10 商 業 機 能	4
11 製造品出荷額等	4
12 市 民 所 得	4
13 雇 用	4
14 国 際 化	5
15 家 計	5
16 消費者物価指数	5
17 平均消費者物価地域差指数	5
18 職 員 総 数	6
19 行 政 区	6

II 令和5年度決算

1 令和5年度普通会計決算及び各種指標	7
2 普通会計歳入内訳	9
3 普通会計性質別歳出の内訳	13
4 普通会計目的別歳出の内訳	17
5 資金不足比率	19
6 公営事業の経営状況	21

III 主要施策の現況

1 長期計画	31
2 姉妹友好都市提携（海外）	33
3 市税収納状況	35
4 法人市民税超過課税	35
5 交通事故件数	37
6 清掃施設等	37
7 保育所・認定こども園	39
8 高齢者保健福祉	45
9 介護保険事業	47
10 国民健康保険事業	49
11 生活保護	50
12 医療施設	51
13 公害関係	52
14 金融関係	53
15 中央卸売市場の実績	53
16 都市公園	55
17 道 路	57
18 河 川	58
19 住 宅	59
20 教育関係	61
(1) 幼稚園	61
(2) 市立小学校	62
(3) 市立中学校	63
(4) 義務教育学校	64
(5) 高等学校	65
(6) 中等教育学校	67
(7) 特別支援学校	68
(8) 私立学校への助成状況	69
(9) 市立大学	71
(10) 市立図書館	73
21 港 湾	74
22 上 水 道	75
23 工業用水道	76
24 下 水 道	77
25 交 通	79
(1) バ ス	79
(2) 高速鉄道（地下鉄）	81

26 消	防	83
------	---	----

IV 公共料金、助成・融資制度等

1 保育所徴収金	85
2 住宅融資制度	131

凡 例

- 1 調査事項は、特に指定のない限り、令和6年4月1日現在である。
(期日を異にするものは、その旨記入してある。)
- 2 資料中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」	単位未満
「△」	減少
「－」	皆無または該当数字なし
「…」	不詳
- 3 数字の単位未満は、小数点第2位以下四捨五入した数値である。

I 総 記

区 分	1	2	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	人 口 (伸び率)	世 帯 数 (伸び率)																	
単 位	人 (%)	世帯 (%)	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	歳	歳
札幌市	1,965,305 (△0.2)	997,411 (0.7)	2.0	1,974,164	100.0	100.0	11.1	△0.3	61.0	△ 2.7	27.9	3.0	14.2	0.9	13.6	2.0	47.7	1.5	
仙台市	1,092,708 (△0.2)	545,461 (1.0)	2.0	1,152,192	105.1	100.1	12.2	△0.3	63.6	△ 1.4	24.3	1.7	12.3	0.4	12.0	1.4	45.4	1.1	
さいたま市	1,347,547 (0.4)	614,246 (1.5)	2.2	1,229,480	92.9	100.0	13.0	△0.2	63.4	△ 0.6	23.6	0.8	11.1	△1.5	12.2	2.0	45.1	0.8	
千葉市	981,909 (0.4)	470,570 (1.8)	2.1	956,669	98.1	100.0	11.9	△0.8	61.2	△ 1.2	26.9	2.0	12.3	△1.8	14.0	3.2	46.9	1.5	
川崎市	1,551,462 (0.4)	782,609 (1.9)	2.0	1,342,397	87.3	100.0	12.3	△0.4	67.4	△ 0.5	20.3	0.8	9.8	△0.7	10.4	1.5	43.7	0.9	
横浜市	3,767,635 (△0.0)	1,807,344 (0.9)	2.1	3,495,975	92.5	100.0	11.7	△1.0	63.2	△ 0.8	25.1	1.7	11.9	△0.6	13.2	2.3	46.4	1.5	
相模原市	723,435 (△0.2)	346,325 (1.0)	2.1	645,219	88.9	99.9	11.7	△0.7	61.9	△ 1.7	26.3	2.4	12.9	△0.9	13.4	3.3	46.7	1.9	
新潟市	767,713 (△0.9)	349,561 (1.0)	2.2	799,446	101.3	100.0	11.8	△0.4	58.3	△ 2.5	29.8	△2.9	14.7	1.1	15.2	1.8	48.3	1.5	
静岡市	673,804 (1.3)	302,928 (0.8)	2.2	713,197	102.9	100.0	11.4	△0.8	57.9	△ 1.4	30.7	2.1	14.4	△0.3	16.3	2.4	48.8	1.3	
浜松市	776,750 (△0.5)	332,081 (1.1)	2.3	783,766	99.1	100.0	13.0	△0.6	58.7	△1.3	28.3	1.9	13.5	0.1	14.8	1.8	47.4	1.2	
名古屋市	2,322,143 (0.1)	1,162,340 (1.3)	2.0	2,594,018	111.2	100.0	12.4	△0.2	62.3	△ 1.1	25.4	1.2	12.0	△0.7	13.4	1.9	46.1	1.1	
京都市	1,436,247 (△0.4)	746,014 (0.8)	1.9	1,586,326	108.4	100.0	11.0	△0.3	60.7	△1.3	28.3	1.6	13.3	△0.7	15.0	2.3	47.4	1.5	
大阪市	2,777,328 (0.6)	1,545,010 (1.9)	1.8	3,534,521	128.4	100.0	11.0	△0.2	63.5	△ 0.1	25.5	0.2	12.0	△1.3	13.5	1.5	46.4	0.6	
堺市	808,404 (△0.6)	372,480 (0.6)	2.2	777,430	94.1	100.1	12.7	△0.9	58.5	△ 1.0	28.9	2.0	13.7	△1.3	15.2	3.3	47.4	1.6	
神戸市	1,492,953 (△0.6)	746,543 (0.5)	2.0	1,560,753	102.3	99.9	11.9	△0.2	58.8	△ 1.9	29.2	2.1	14.0	△0.3	15.2	2.4	48.0	1.4	
岡山市	716,253 (△0.4)	※ 338,076 (0.9)	※ 2.1	744,752	102.8	100.0	13.2	△0.5	60.4	△ 1.1	26.4	1.7	12.6	△0.3	13.8	2.0	46.0	1.3	
広島市	1,180,822 (△0.6)	563,696 (0.4)	2.1	1,214,150	101.1	100.0	13.6	△0.6	60.6	△ 1.5	25.8	2.1	12.8	△0.3	13.0	2.4	45.9	1.5	
北九州市	909,579 (△0.9)	437,816 (0.2)	2.1	958,487	102.1	100.0	12.2	△0.4	56.0	△ 2.1	31.8	2.5	15.1	0.2	16.7	2.3	48.9	1.4	
福岡市	1,645,863 (0.8)	877,520 (1.7)	1.9	1,753,857	108.8	100.0	13.4	0.1	64.5	△ 1.5	22.1	1.4	11.4	0.2	10.7	1.2	43.9	0.8	
熊本市	735,675 (△0.1)	339,217 (△1.1)	2.2	750,814	101.6	100.1	13.8	△0.3	59.7	△ 2.0	26.6	2.4	13.1	1.1	13.5	1.4	46.1	1.3	
各市注釈		岡山市:令和5年3月末の住民基本台帳上世帯数	岡山市:令和5年3月末の住民基本台帳上人口及び世帯数により算出																

(注)

- ・ 1 の人口は、令和 6 年 4 月 1 日現在の推計人口。
- ・ 2 の世帯数は、令和 6 年 4 月 1 日現在の推計世帯数。
- ・ 3 の従業地・通学地による人口（昼間人口）及び昼夜間人口比率は、令和 2 年国勢調査結果の数値。
- ・ 4 の人口構成は、令和 2 年国勢調査結果の数値（年齢不詳を除く）。四捨五入のため、合計は100%になるとは限らない。また、5 年間の増減は、平成 27 年国勢調査結果の数値からの増減値。
- ・ 5 の合計特殊出生率（各都市独自算出）は、令和 4 年の数値を小数点第 2 位まで記載。
- ・ 6 の面積の市街化区域及び市街化調整区域の（％）は市域面積に対する比率（市域と都市計画区域の面積が同一でない場合は、両比率の合計は、100%にならない）。
- ・ 7 の土地利用の数値は、令和 6 年 1 月 1 日現在の地目別有租地面積の数値を小数点第1位以下四捨五入して記載。 国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、社寺境内地等の課税対象外の土地は含まない。

5	6						7										
	合計 特殊 出生率	面 積	市 街 化 区 域		市街化 調整区域		人口 密度 (1km 当たり)	土地利用 (小数点第 1位以下 四捨五入)	宅 地					田 畑	雑種地 その他	免税点 未満	
			km	km	%	km			%	人	ha	ha	ha				ha
		km	km	%	km	%	人	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	1.02	1,121.3	250.3	22.3	325.5	29.0	1,753	33,321	791	764	11,877	505	13,937	2,042	12,811	4,531	
	1.10	786.4	180.8	22.9	262.2	33.4	1,390	31,777	752	1,248	7,366	984	10,351	5,962	14,453	1,011	
	1.22	217.4	117.0	53.8	100.5	46.2	6,198	14,619	323	326	6,812	709	8,170	3,714	2,161	574	
	1.18	271.8	128.8	47.4	143.3	52.7	3,613	17,804	281	1,531	5,445	1,012	8,269	3,711	4,910	914	
	1.16	144.4	127.3	88.2	17.1	11.8	10,676	8,961	239	2,085	5,157	2	7,483	489	941	48	
	1.16	438.0	337.7	77.4	98.9	22.6	8,602	27,252	967	2,962	16,580	7	20,516	2,479	3,805	452	
※	1.19	328.9	68.6	20.8	41.7	12.6	2,199	14,729	145	568	4,108	9	4,830	1,647	7,321	931	
	1.26	726.2	129.9	17.9	596.4	82.1	1,057	51,051	854	1,551	6,116	3,503	12,024	32,883	4,836	1,308	
※	1.25	1,411.9	※	105.4	7.5	129.5	9.2	477	77,299	180	978	5,154	545	6,857	8,891	56,753	4,798
	1.35	1,558.1	98.9	6.3	415.6	26.7	499	65,065	216	887	9,337	162	10,602	13,707	35,356	5,400	
	1.25	326.5	302.6	92.7	23.8	7.3	7,113	18,349	1,146	1,919	12,045	250	15,360	904	1,991	94	
	1.15	827.8	149.8	18.1	330.7	39.9	1,735	32,729	273	835	6,689	497	8,294	2,111	20,178	2,146	
	1.00	225.3	211.5	93.8	13.9	6.2	12,325	11,254	1,442	2,371	6,787	0	10,600	68	491	95	
	1.32	149.8	107.5	71.8	42.3	28.2	5,397	8,907	488	1,756	4,226	4	6,474	1,027	1,085	321	
※	1.27	557.1	203.5	36.5	353.8	63.5	2,680	26,945	553	1,744	6,641	1,142	10,080	4,754	10,897	1,214	
※	1.39	790.0	104.2	13.2	481.8	61.0	907	41,894	1,072	650	4,648	2,637	9,007	15,328	14,445	3,114	
	1.33	906.7	162.9	18.0	238.1	26.3	1,302	42,339	324	919	6,663	709	8,615	3,260	26,654	3,810	
※	1.40	492.5	205.7	41.8	282.9	57.4	1,847	24,273	583	3,894	6,981	558	12,016	2,831	7,858	1,568	
	1.20	※ 343.5	163.9	47.7	176.9	51.5	4,792	18,449	1,017	1,028	6,683	681	9,409	2,039	5,676	1,325	
	1.43	390.3	※	108.0	※	246.4	63.1	1,885	26,329	92	276	5,845	1,987	8,200	11,562	4,863	1,704
相模原市:令和3年の数値 静岡市:令和3年9月30日現在の住民基本台帳人口による女子人口(日本人)で算出。 神戸市:令和2年の数値 岡山市:令和3年9月末現在の住民基本台帳人口の年齢(各歳)別人口を基に岡山市独自に算出 北九州市:令和5年10月1日現在の推計人口(母の年齢5歳階級別)を分母、令和5年の出生数(母の年齢5歳階級別)を分子にして求められた数値を基に、本市独自に算出。		福岡市:令和6年1月1日現在の数値	静岡市:令和5年3月31日時点。 熊本市:令和6年10月1日現在。														

区 分	8 産業構造													
	事業所数							従業者数						
		第一次産業		第二次産業		第三次産業			第一次産業		第二次産業		第三次産業	
単 位	所	所	%	所	%	所	%	人	人	%	人	%	人	%
札幌市	72,451	96	0.1	8,757	12.1	63,598	87.8	838,911	894	0.1	95,808	11.4	742,209	88.5
	73,576	108	0.2	9,261	12.6	64,207	87.3	930,326	1,179	0.1	101,704	10.9	827,443	88.9
仙台市	48,419	62	0.1	5,851	12.1	42,506	87.8	554,801	614	0.1	71,455	12.9	482,732	87.0
	47,923	101	0.2	5,800	12.1	42,022	87.7	610,095	1,101	0.2	70,972	11.6	538,022	88.2
さいたま市	41,330	55	0.1	6,371	15.4	34,904	84.5	509,450	384	0.1	73,970	14.5	435,096	85.4
	※ 48,068	61	0.1	6,140	12.8	34,673	72.1	559,027	492	0.1	73,316	13.1	485,219	86.8
千葉市	29,326	50	0.2	3,859	13.1	25,417	86.7	406,378	478	0.1	55,392	13.6	350,508	86.3
	28,344	63	0.2	3,871	13.7	24,410	86.1	449,403	494	0.1	56,216	12.5	392,693	87.4
川崎市	40,934	64	0.2	6,863	16.8	34,007	83.1	543,812	650	0.1	98,902	18.2	444,260	81.7
	41,731	74	0.2	6,946	16.6	34,711	83.2	578,007	561	0.1	99,796	17.3	477,650	82.6
横浜市	114,930	163	0.1	16,984	14.8	97,783	85.1	1,475,974	1,403	0.1	220,836	15.0	1,253,735	84.9
	117,684	176	0.1	17,443	14.8	100,065	85.0	1,618,721	1,641	0.1	220,396	13.6	1,396,684	86.3
相模原市	22,480	73	0.3	4,553	20.3	17,854	79.4	248,832	786	0.32	57,296	23.0	190,750	76.7
	22,055	79	0.4	4,427	20.1	17,549	79.6	263,504	811	0.31	54,242	20.6	208,451	79.1
新潟市	35,510	139	0.4	5,811	16.4	29,560	83.2	364,667	2,006	0.5	72,771	20.0	289,890	79.5
	32,995	190	0.6	5,424	16.4	27,381	83.0	363,605	2,514	0.7	72,438	19.9	288,653	79.4
静岡市	35,194	70	0.2	6,711	19.1	28,413	80.7	340,623	662	0.2	76,142	22.4	263,819	77.5
	33,987	102	0.3	6,190	18.2	27,695	81.4	370,283	916	0.2	76,704	20.7	292,663	79.0
浜松市	35,552	150	0.4	7,893	22.2	27,509	77.4	367,526	1,908	0.5	105,715	28.8	259,903	70.7
	34,295	219	0.6	7,308	21.3	26,768	78.1	402,549	2,564	0.6	109,702	27.3	290,283	72.1
名古屋市	119,510	50	0.0	18,399	15.4	101,061	84.6	1,417,153	385	0	228,649	16.1	1,188,119	83.8
	118,472	68	0.1	17,881	15.1	100,523	84.8	1,527,059	551	0	221,941	14.5	1,304,567	85.4
京都市	70,637	73	0.1	11,781	16.7	58,783	83.2	739,542	967	0.1	118,929	16.1	619,646	83.8
	70,491	103	0.1	11,124	15.8	59,264	84.1	786,278	989	0.1	118,170	15.0	667,119	84.8
大阪市	179,252	51	0.0	25,408	14.2	153,793	85.8	2,209,412	452	0.0	314,897	14.3	1,894,063	85.7
	178,312	60	0.0	24,483	13.7	153,769	86.2	2,394,461	678	0.0	316,730	13.2	2,077,053	86.7
堺市	28,733	22	0.1	5,456	19.0	23,255	80.9	314,806	201	0.1	76,164	24.2	238,441	75.7
	27,597	28	0.1	5,373	19.5	22,196	80.4	331,782	200	0.1	79,302	23.9	252,280	76.0
神戸市	66,882	81	0.1	7,615	11.4	59,186	88.5	727,130	685	0.1	110,402	15.2	616,043	84.7
	62,846	111	0.2	7,277	11.6	55,458	88.2	748,935	1,014	0.1	111,187	14.8	636,734	85.0
岡山市	31,798	102	0.3	4,626	14.5	27,070	85.3	341,398	1,198	0.3	58,364	17.1	281,836	82.7
	33,300	144	0.4	4,928	14.8	28,228	84.8	378,508	1,433	0.4	61,475	16.2	315,600	83.4
広島市	53,327	83	0.2	7,365	13.8	45,879	86.0	581,331	732	0.1	100,932	17.4	479,667	82.5
	53,218	104	0.2	7,352	13.8	45,762	86.0	634,618	1,031	0.2	103,706	16.3	529,881	83.5
北九州市	41,772	39	0.1	5,972	14.3	35,761	85.6	434,714	419	0.1	88,145	20.3	346,150	79.6
	40,659	48	0.1	5,960	14.7	34,651	85.2	460,429	654	0.1	88,032	19.1	371,743	80.7
福岡市	72,284	54	0.1	7,077	9.8	65,153	90.1	866,930	441	0.1	86,051	9.9	780,438	90.0
	75,779	76	0.1	7,568	10.0	68,135	89.9	967,803	715	0.1	91,895	9.5	875,193	90.4
熊本市	28,310	107	0.4	3,524	12.4	24,679	87.2	305,105	1,096	0.4	41,662	13.7	262,347	86.0
	30,891	157	0.5	3,821	12.4	26,913	87.1	358,440	1,688	0.5	42,741	11.9	314,011	87.6
各市注釈	さいたま市:不詳を含むため、第1次から第3次産業合計とは合わない													

(注)

- ・ 8の産業構造のうち、上段については、平成28年経済センサス（活動調査）における民営の数値。下段の事業所数については、令和3年経済センサス（活動調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。
- ・ 9の経済活動別市内総生産額は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（令和2年度）の数値（名目値）。また、内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、各産業の合計は市内総生産額と一致しない。
- ・ 10の年間商品販売額（卸売業）及び同（小売業）は、令和3年経済センサス（活動調査）の数値。
- ・ 11の製造品出荷額等は、2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）の数値（「従業者規模：計」の数値）。
- ・ 12の市民所得及び雇用者報酬は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（令和2年度）の数値。
- ・ 13の有効求人倍率は、一般の常用と臨時、季節及びパートタイムを合計した全数の数値とし、令和6年2月時点の公共職業安定所公表数値（パートを含む）を小数点第2位まで記載。

完全失業率は、令和2年国勢調査結果数値から算出（なお、新聞報道等で一般的に使われている完全失業率は、就業・不就業の状態を明らかにすることを目的に行われる労働力調査に基づく数値）。

9 経済活動別市内総生産額 (伸び率)				10 商業機能		11	12		13 雇用		
第一次産業	第二次産業	第三次産業	年間商品販売額 (卸売業)	年間商品販売額 (小売業)	製造品出荷額等	市民所得 (1人当たり) (伸び率)	雇用者報酬 (1人当たり)	有効求人倍率	完全失業率		
億円 (%)	億円	億円	億円	億円	億円	千円 (%)	千円	倍	%		
72,801 (△0.5)	29	8,444	63,537	71,827	22,787	5,675	2,703 (△7.2)	4,490	1.01	4.7	
50,265 (△4.7)	41	7,479	42,407	71,955	14,879	10,072	3,049 (△8.3)	5,405	1.62	4.2	
※ ...	...	...	...	38,987	13,231	8,821	※ ...	...	※	1.17	3.6
40,319 (△2.9)	36	6,086	34,002	26,398	11,620	12,834	3,046 (△3.2)	5,245	1.31	4.0	
63,016 (△0.2)	22	17,254	45,329	20,375	11,572	39,571	3,531 (△1.3)	5,386	0.87	3.3	
141,774 (△1.4)	61	21,799	119,222	68,758	38,461	41,533	3,168 (△4.3)	5,028	1.18	3.6	
... ...	...	...	...	※ 5,584	※ 6,009	※ 11,617		...	0.90	4.1	
31,421 (△3.4)	321	6,437	24,494	22,169	8,957	11,850	2,882 (△5.2)	4,609	※	1.46	3.9
33,158 (△0.1)	78	10,007	22,966	21,248	7,726	20,574	3,285 (△0.1)	...	※	1.37	3.5
31,413 (△1.5)	257	9,527	21,518	19,234	9,333	19,656	2,936 (△3.2)	5,076	1.35	3.8	
133,725 (△5.4)	6	19,017	113,392	226,045	32,329	33,553	3,709 (△6.0)	5,196	1.81	3.7	
61,776 (△5.7)	47	16,145	45,314	44,850	16,587	26,207	2,815 (△9.8)	4,912	1.27	4.5	
195,162 ※(△4.1)	6	22,604	171,422	※ 356,003	※ 41,271	40,818	3,736 ※(△7.4)	5,881	※	1.85	4.9
34,807 (5.9)	15	14,478	20,073	10,261	7,450	42,306	3,206 (1.9)	4,934	0.97	4.5	
69,522 (△1.9)	81	19,340	50,101	43,752	17,882	34,209	2,935 (△4.1)	5,092	1.13	4.3	
29,791 (△0.3)	147	5,774	23,715	23,099	8,842	10,657	3,260 (1.3)	4,605	※	1.75	4.0
52,765 (△2.6)	56	11,514	40,872	60,214	14,067	27,762	3,151 (△6.4)	4,764	※	2.19	3.5
36,696 (△4.5)	51	9,573	26,589	17,140	10,040	26,289	2,575 (△7.8)	4,631	1.26	4.5	
73,862 (△5.8)	50	6,698	66,564	114,375	21,206	6,245	2,985 (△9.3)	4,840	1.32	4.7	
... ...	...	...	...	14,841	8,422	4,533		...	※	1.37	3.9
さいたま市: 令和元年度から推計をとりやめ 大阪市: 「令和2年度大阪市民経済計算」における令和元年度から令和2年度の伸び率				相模原市: 億円未満を四捨五入 大阪市: 令和3年経済センサス(活動調査)の数値。	相模原市: 左記に同じ 大阪市: 左記に同じ	相模原市: 左記に同じ	さいたま市: 9に同じ 大阪市: 9に同じ		さいたま市: 市の値がないため埼玉県の値を使用 新潟市: 市の値がないため新潟県の値を使用 静岡市: 静岡市の外に、焼津市及び島田市を含めた中部管内の数値 大阪市: 吹田市を含む。労働力状態不詳分を除いて算出 岡山市: 岡山市の外に、吉備中央町の一部及び瀬戸内市を含めた岡山管内及び西大寺管内の数値 広島市: 広島市外の府中町、海田町、熊野町、坂町を含めたハローワーク広島及び広島東管内の値を使用 熊本市: 市の値がないため熊本県の値を使用		

区 分	14 国際化			15 家計						16 消費者 物価指数 (R2年=100)	17 平均消費者 物価地域差 指数(全国平均=100)	
	外国人 居住者	姉妹都市 等の数	国際会議 開催件数	1世帯1箇月当たり(二人以上の世帯)								
				世帯人員	有業人員	世帯主 の年齢	消費支出	実収入 (勤労者世帯)	消費支出 (勤労者世帯)			
単 位	人	箇所	件	人	人	歳	円	円	円			
札幌市	17,984		5	23	2.8	1.2	58.1	296,888	610,811	321,854	107.6	101.6
仙台市	15,109		7	23	3.0	1.3	58.0	305,541	619,449	343,401	108.1	100.1
さいたま市	32,189	※	6	1	2.9	1.4	58.4	344,092	733,649	364,964	104.9	101.3
千葉市	36,140		7	9	2.7	1.1	63.0	306,943	694,740	499,514	105.3	101.1
川崎市	47,792		9	0	2.7	1.3	60.3	321,247	722,875	364,428	105.1	104.0
横浜市	117,922	※	15	44	2.8	1.3	60.9	306,565	672,155	340,346	105.2	103.7
相模原市	19,073		2	0	2.9	1.2	60.4	314,800	622,079	364,735	105.6	101.9
新潟市	6,340	※	7	3	3.0	1.4	58.8	301,215	636,293	322,643	104.8	98.7
静岡市	12,924		5	1	2.8	1.4	61.3	300,652	614,449	324,512	104.9	100.1
浜松市	29,028		4	0	3.0	1.5	59.7	296,228	624,910	316,404	107.1	98.4
名古屋市	92,968	※	8	62	2.9	1.5	60.5	300,221	571,793	317,434	105.7	99.2
京都市	55,514		15	70	2.7	1.2	63.7	314,636	616,412	367,976	105.6	100.7
大阪市	172,219		7	11	2.9	1.3	60.5	271,246	551,851	300,829	105.9	100.0
堺市	18,136	※	4	1	2.9	1.3	62.1	328,784	637,840	385,033	105.3	99.7
神戸市	54,522		10	19	2.7	1.2	62.2	279,880	511,304	296,889	104.7	99.0
岡山市	13,880		8	1	3.0	1.4	57.9	303,131	555,070	321,431	103.0	97.9
広島市	21,594		6	12	2.8	1.4	59.1	305,373	591,065	322,377	105.6	99.0
北九州市	15,724		6	10	2.7	1.2	62.4	295,759	500,650	329,403	105.8	97.8
福岡市	44,812	※	8	33	2.9	1.3	58.4	309,000	653,144	352,132	104.9	97.7
熊本市	9,099		8	2	3.1	1.4	57.6	294,537	534,215	314,584	105.1	98.9
各市注釈		さいたま市:姉妹都市4、友好都市2 横浜市:姉妹都市7都市、友好都市1都市、パートナー都市7都市 新潟市:姉妹都市5、友好都市1、交流協定1 名古屋市:姉妹都市5、友好都市1、パートナー都市2 堺市:姉妹都市2、友好都市2 福岡市:姉妹都市7、友好都市1										

(注)

- ・14の外国人居住者は、令和6年3月末現在の住民基本台帳による外国人住民数。姉妹都市等の数は、全市的に交流している都市。国際会議開催件数は、日本政府観光局（JNT0）が公表済の令和4年開催分とする。
なお、「国際会議」とは①50人以上の参加者のある会議で、②参加国数が日本を含む3カ国以上、③開催期間が1日以上との会議とする。
- ・15の数値は、総務省統計局所管家計調査に基づく令和5年の平均の数値。
- ・16の消費者物価指数は、令和5年平均の数値。
- ・17の消費者物価地域差指数は、「全国平均＝100」として計算した令和5年平均の数値。
- ・18の職員関係の数値は、令和6年地方公務員給与実態調査の数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。市民千人当たりの職員数及び市民千人当たりの一般行政職職員数は、令和6年4月1日現在の推計人口により算出。
- ・19の行政サービスコーナーとは、市民の利便性の向上のため、市が市内の主要な箇所に直接設置し、又は他施設の一部を利用して設置し、市職員を配置し、住民票の写しの交付等の行政サービス及び行政情報等を提供する施設であって、区役所、支所、出張所等総合的な市行政サービスを行う施設以外のものをいう。

18								19				
職員総数（伸び率）		一般行政職平均年齢	一般行政職平均給与	市当職与	市民千りの人の数	市当職与	市民千りの人の数	ラスパイレス指数	行政区	支所数	出張所数	行政サービスコーナー
人	(%)	歳	円		人		人		区	所	所	所
23,069	(0.2)	40.3	※ 323,674	※	11.7	※	3.6	99.2	10	84	2	2
15,214	(0.8)	41.3	351,433		13.9		3.8	102.3	5	2	－	10
15,966	(2.0)	40.8	381,078		11.9		3.1	101.1	10	16	－	9
12,345	(1.0)	41.3	378,600		12.6		3.6	100.5	6	－	－	※ 17
20,074	(3.0)	41.9	392,045		13.0		3.7	100.2	7	2	4	6
46,347	(0.1)	41.3	380,911		12.3		3.4	100.0	18	－	－	10
※ 8,104	(1.2)	※ 41.3	※ 360,927	※	11.2	※	4.0	※ 98.2	3	－	※ 18	※ 6
11,384	(0.7)	43.2	349,162		14.8		3.9	99.0	8	－	14	15
9,114	(1.0)	40.6	349,178		13.5		3.7	100.9	3	3	－	28
9,110	(△0.3)	42.5	360,800		11.7		3.5	100.1	3	－	－	55
35,814	(0.5)	41.5	377,530		15.4		3.6	98.8	16	6	－	※ 31
20,351	(△0.3)	42.8	374,925		14.2		4.1	101.4	11	3	14	5
36,262	(0.3)	43.1	383,266		13.1		4.0	99.0	24	－	※ 2	※ 7
10,516	(1.3)	42.3	361,604		13.0		4.2	100.3	7	－	－	－
21,514	(0.2)	43.3	384,190		14.4		4.2	100.1	9	2	13	2
9,002	(0.4)	43.1	373,400		12.6		3.6	101.1	4	4	13	12
15,824	(1.0)	40.8	357,108		13.4		3.9	99.9	8	－	12	9
12,354	(△0.3)	46.1	369,937		13.6		5.1	101.6	7	－	9	2
18,483	(1.9)	39.8	※ 353,200		11.2		3.7	101.2	7	－	2	3
10,653	(2.5)	41.7	329,991		14.6		4.5	99.8	5	－	8	※ 1
相模原市：給与実態調査調査票「05表」から転記		相模原市：総務省公表資料「kyuyo_h04_1-2(比較データ)」から転記	札幌市：平均給与月額305,600円＋扶養手当8,274円＋地域手当9,800円＝323,674円 相模原市：総務省公表資料「kyuyo_h04_1-2(比較データ)」及び総務省公表資料「kyuyo_h04_3-2(比較データ)」から算出 福岡市：100円未満切り捨て	札幌市：R6.4.1時点の人口(1,965,305人)を元に算出23,069人/1,965,305人×1000≒11.738≒11.7人 相模原市：給与実態調査調査票「05表」及び「4.1の推計人口」から算出	札幌市：R6.4.1時点の人口(1,965,305人)を元に算出7,053人/1,965,305人×1000≒3.589≒3.6人 相模原市：左記に同じ	相模原市：総務省公表資料(令和6年地方公務員給与実態調査結果等の概要)から転記			相模原市：まちづくりセンター14、出張所4 大阪市：東淀川区役所出張所、東住吉区役所矢田出張所	千葉市：市民センター12、連絡所5 相模原市：連絡所数を掲載 名古屋市：サービスセンター1、地下鉄駅長室30 大阪市：大阪市サービスカウンター(3：梅田、難波、天王寺)、大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー(1)、住之江区南港ポートタウンサービスコーナー(1)、平野区サービスセンター(2：北部、南部) 熊本市：マイナンバーカードサテライト(東区)		

Ⅱ 令和5年度決算

1 令和5年度普通会計決算及び各種指標

区分	歳入総額	前年度伸び率	歳出総額	前年度伸び率	実質収支	実質収支比率	単年度収支	実質単年度収支	基準財政需要額	基準財政収入額
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	千円
札幌市	1,209,468,652	△ 1.5	1,200,091,653	△ 1.3	6,251,264	1.1	△ 1,570,086	△ 4,069,499	450,443,774	319,729,869
仙台市	592,650,350	0.4	583,937,600	0.2	4,069,471	1.4	472,830	△ 3,052,388	232,389,183	203,446,950
さいたま市	682,341,469	2.4	667,562,830	1.6	11,957,282	3.6	5,996,672	5,998,177	262,380,712	250,780,659
千葉市	511,175,819	△ 4.5	506,719,699	△ 4.0	2,849,098	△ 48.8	△ 2,715,286	△ 4,826,756	208,896,389	184,757,181
川崎市	812,457,706	0.9	801,310,662	0.5	4,692,495	0.1	2,542,355	△ 655,651	304,548,140	323,812,842
横浜市	1,985,387,389	△ 5.8	1,957,930,068	△ 5.5	11,734,345	1.2	△ 8,068,858	4,596,058	789,864,775	750,854,942
相模原市	345,888,993	△ 2.3	337,235,774	0.2	7,060,378	△ 55.8	△ 8,928,903	△ 8,908,903	147,778,578	122,444,390
新潟市	440,273,359	0.9	426,252,997	△ 0.4	5,222,869	△ 18.9	△ 1,214,318	△ 5,039,682	198,409,622	127,672,239
静岡市	364,751,312	1.1	352,593,594	0.9	6,709,827	3.4	△ 156,446	△ 132,163	156,981,857	128,676,365
浜松市	424,171,006	7.5	410,056,352	7.0	7,641,633	3.4	△ 1,676,822	△ 963,543	178,229,507	145,204,775
名古屋市	1,412,510,019	△ 1.6	1,394,832,519	△ 1.7	9,440,915	1.4	1,238,672	△ 15,734,890	535,090,979	527,022,457
京都市	966,938,909	0.4	955,396,483	0.9	8,494,027	2.0	787,398	△ 1,081,854	332,077,541	268,558,333
大阪市	1,975,047,180	1.9	1,951,351,019	2.3	16,432,659	1.8	△ 9,340,301	14,226,565	695,321,976	651,004,760
堺市	451,638,365	△ 2.4	443,302,743	△ 2.4	7,360,386	3.1	△ 487,210	3,371,532	189,018,496	142,156,359
神戸市	952,593,692	△ 2.5	931,550,600	△ 3.3	1,514,422	46.1	387,919	△ 485,078	364,319,989	277,713,539
岡山市	392,169,186	2.9	377,741,273	5.1	10,812,265	13.1	1,249,113	△ 1,844,094	168,693,035	125,125,928
広島市	711,658,564	0.2	707,638,369	0.3	2,787,228	△ 5.6	△ 164,766	△ 1,902,833	279,274,914	216,512,335
北九州市	617,806,572	2.1	614,040,979	2.1	2,228,300	27.5	480,352	894,952	233,886,981	161,472,293
福岡市	1,123,213,196	△ 1.7	1,104,890,536	△ 1.7	9,362,361	2.1	△ 531,999	△ 741,047	358,697,028	312,884,788
熊本市	416,919,228	1.0	405,529,703	0.6	6,980,229	3.4	△ 596,256	103,744	169,860,333	116,673,957

標準財政規模	財政力指数	公債費負担比率	経常収支比率	減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率	積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額	健全化判断比率			
								実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千円		%	%	%	千円	千円	千円	%	%	%	%
553,530,274	0.711	13.6	95.4	100.0	111,603,119	1,103,281,024	302,814,204	-	-	2.9	18.2
293,468,229	0.877	15.0	97.0	100.4	126,807,094	759,896,848	202,006,418	-	-	6.1	52.3
330,447,137	0.952	14.0	95.6	97.1	71,094,944	472,098,681	186,351,911	-	-	6.3	20.1
264,255,137	0.888	17.3	98.4	101.9	29,380,241	698,393,060	198,118,653	-	-	10.7	122.4
406,126,808	1.030	-	97.2	97.2	33,401,854	815,731,771	234,167,902	-	-	8.4	124.0
1,000,040,812	0.951	14.5	98.1	99.7	71,354,072	2,299,504,184	465,189,306	-	-	9.5	127.2
184,939,705	0.829	12.1	96.0	99.9	54,003,985	258,186,998	58,558,075	-	-	2.8	-
241,028,935	0.649	16.7	94.2	98.8	8,327,869	625,194,547	51,115,967	-	-	12.1	123.0
160,852,279	0.827	14.5	92.8	96.9	42,975,683	441,791,590	52,808,652	-	-	6.1	31.9
223,069,265	0.813	12.6	91.2	95.1	37,149,702	244,418,676	155,181,724	-	-	3.8	-
678,205,853	0.974	13.7	99.9	100.4	97,772,343	1,377,752,258	333,190,328	-	-	6.4	83.0
417,479,761	0.801	16.4	98.5	102.3	65,164,594	1,311,703,695	89,150,787	-	-	11.8	140.5
889,351,675	0.940	17.6	92.0	92.9	333,114,903	1,526,879,045	347,580,035	-	-	0.9	-
235,366,559	0.760	13.5	100.9	105.6	66,056,778	460,449,543	277,385,636	-	-	5.4	-
454,912,157	0.760	17.9	97.6	101.7	90,187,196	1,136,707,207	295,540,316	-	-	4.9	62.6
209,635,573	0.742	14.9	90.0	93.6	67,947,567	337,786,351	282,517,997	-	-	5.6	-
348,912,170	0.779	15.9	98.7	103.2	12,675,696	1,110,569,164	194,812,483	-	-	9.6	165.4
287,670,566	0.691	18.2	97.1	101.6	50,719,235	1,008,758,183	116,150,199	-	-	10.1	143.2
453,616,210	0.865	16.2	94.1	95.8	124,012,113	1,105,392,640	161,383,217	-	-	8.0	66.9
207,948,832	0.687	13.4	93.0	97.3	35,510,535	496,140,908	97,751,151	-	-	5.5	92.9

2 普通会計歳入内訳

区分	歳入内訳									
	市税		地方交付税				普通交付税		特別交付税	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	353,772,974	29.3	※ 135,982,796	11.2	130,713,905	10.8	5,268,856	0.4	19,761,981	1.6
仙台市	229,301,308	38.7	31,723,610	5.4	28,962,666	4.9	2,760,944	0.5	12,318,695	2.1
さいたま市	290,530,147	42.6	13,456,562	2.0	11,701,410	1.7	1,755,152	0.3	7,167,423	1.1
千葉市	207,965,406	40.7	※ 25,446,472	5.0	24,328,228	4.8	1,108,871	0.2	9,508,548	1.8
川崎市	387,895,754	47.7	※ 500,526	0.1	—	—	500,526	0.1	15,695,332	1.9
横浜市	886,303,551	44.6	42,333,663	2.1	40,688,292	2.0	1,645,371	0.1	41,611,457	2.1
相模原市	137,544,492	39.7	26,540,082	7.7	25,334,188	7.3	1,205,894	0.4	4,736,087	1.4
新潟市	135,601,082	30.8	※ 76,945,419	17.5	71,164,636	16.2	5,780,783	1.3	7,434,880	1.7
静岡市	141,996,245	38.9	29,727,424	8.2	28,305,492	7.8	1,421,932	0.4	5,153,328	1.4
浜松市	152,373,340	35.9	※ 36,164,774	8.5	33,024,732	7.8	3,139,930	0.7	4,044,332	1.0
名古屋市	617,466,086	43.7	9,268,399	0.7	8,086,568	0.6	1,181,831	0.1	37,225,218	2.6
京都市	320,060,232	33.1	※ 65,767,946	6.8	63,366,178	6.6	2,401,768	0.2	20,216,833	2.1
大阪市	804,353,305	40.7	※ 45,700,755	2.3	44,317,216	2.2	1,383,443	0.1	67,972,876	3.4
堺市	157,008,105	34.8	※ 47,511,034	10.5	46,523,644	10.3	987,356	0.2	5,447,430	1.2
神戸市	321,122,432	33.7	※ 89,168,545	9.4	86,606,450	9.1	2,562,040	0.3	34,382,052	3.6
岡山市	135,626,343	34.6	45,931,609	11.7	44,100,186	11.2	1,831,423	0.5	6,426,176	1.6
広島市	246,715,613	34.7	65,128,131	9.1	62,711,504	8.8	2,416,627	0.3	10,688,369	1.5
北九州市	181,081,993	29.3	75,030,181	12.1	72,414,688	11.7	2,615,493	0.4	14,772,144	2.4
福岡市	369,936,718	32.9	47,617,635	4.2	45,812,240	4.1	1,805,395	0.1	25,124,024	2.2
熊本市	128,068,501	30.7	56,775,692	13.6	53,533,100	12.8	3,242,592	0.8	8,527,568	2.0
各市注釈			札幌市:地方交付税には、震災復興特別交付税35千が含まれる。 千葉市:地方交付税には、震災復興特別交付税9,373千が含まれる。 川崎市:地方交付税には、震災復興特別交付税223千が含まれる。 新潟市:地方交付税には、震災復興特別交付税892千が含まれる。 浜松市:地方交付税には、震災復興特別交付金112千が含まれる。 京都市:地方交付税には、震災復興特別交付税61千が含まれる。 大阪市:地方交付税には、震災復興特別交付税96千が含まれる。 堺市:地方交付税には、震災復興特別交付税90千が含まれる。 神戸市:地方交付税には、震災復興特別交付税55千が含まれる。							

(注) %は構成比

国庫支出金		県(道・府)支出金		市債		その他	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
316,544,588	26.2	66,308,631	5.5	90,061,000	7.4	227,036,682	18.8
128,585,541	21.7	30,260,542	5.1	53,739,600	9.1	106,721,054	17.9
148,345,085	21.7	32,496,129	4.8	69,851,138	10.2	120,494,985	17.6
116,071,130	22.7	25,778,376	5.0	42,769,637	8.4	83,636,250	16.3
173,792,409	21.4	40,197,609	5.0	74,707,000	9.2	119,669,076	14.7
422,470,252	21.3	102,254,936	5.2	132,265,464	6.7	358,148,066	18.0
77,673,166	22.5	20,321,498	5.9	19,773,500	5.7	59,300,168	17.1
88,954,036	20.2	22,557,028	5.1	40,351,567	9.2	68,429,347	15.5
73,812,717	20.2	20,002,031	5.5	34,009,963	9.3	60,049,604	16.5
90,596,703	21.4	21,766,605	5.1	29,399,400	6.9	89,825,852	21.2
289,151,534	20.5	75,994,789	5.4	112,804,000	8.0	270,599,993	19.1
196,773,653	20.4	46,599,801	4.8	54,640,000	5.7	262,880,444	27.1
554,971,775	28.1	103,218,411	5.2	112,032,500	5.7	286,797,558	14.5
122,869,095	27.2	28,477,109	6.3	25,546,500	5.7	64,779,092	14.3
222,576,067	23.4	53,652,366	5.6	84,326,500	8.9	147,365,730	15.5
89,830,470	22.9	18,643,667	4.8	31,338,100	8.0	64,372,821	16.4
174,318,386	24.5	35,582,343	5.0	62,512,250	8.8	116,713,472	16.4
145,782,670	23.6	32,078,026	5.2	54,976,200	8.9	114,085,358	18.5
231,672,671	20.6	49,378,395	4.4	60,074,400	5.4	339,409,353	30.2
107,656,266	25.8	28,059,072	6.7	30,345,200	7.3	57,486,929	13.9

区分	市税の内訳 市民税											
	個人分		法人分		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税			
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	172,494,746	48.8	148,160,727	41.9	24,334,019	6.9	125,591,269	35.5	2,945,488	0.8	16,391,750	4.6
仙台市	114,023,905	49.7	94,566,860	41.2	19,457,045	8.5	82,141,588	35.8	1,993,329	0.9	8,264,335	3.6
さいたま市	162,484,317	55.9	144,082,978	49.6	18,401,339	6.3	92,846,976	32.0	1,756,598	0.6	8,449,345	2.9
千葉市	108,989,333	52.4	96,030,480	46.2	12,958,853	6.2	71,622,573	34.6	1,465,837	0.7	7,056,236	3.4
川崎市	205,273,084	52.9	185,869,712	47.9	19,403,372	5.0	133,933,272	34.5	1,022,391	0.3	9,881,937	2.5
横浜市	484,079,795	54.6	431,872,638	48.7	52,207,157	5.9	293,206,685	33.1	3,525,410	0.4	23,243,223	2.6
相模原市	69,149,738	50.3	63,270,189	46.0	5,879,549	4.3	49,105,914	35.7	1,247,934	0.9	4,980,501	3.6
新潟市	64,604,739	47.7	55,987,079	41.3	8,617,660	6.4	50,094,429	36.9	2,477,702	1.8	5,338,628	3.9
静岡市	66,321,395	46.7	58,129,412	40.9	8,191,983	5.8	54,159,287	38.2	1,912,532	1.3	4,561,355	3.2
浜松市	75,337,658	49.4	66,314,680	43.5	9,022,978	5.9	56,125,448	36.8	2,702,269	1.8	4,943,556	3.3
名古屋市	296,022,022	48.0	237,392,392	38.5	58,629,630	9.5	232,972,053	37.7	3,140,448	0.5	17,305,374	2.8
京都市	150,646,523	47.1	119,639,275	37.4	31,007,248	9.7	118,215,811	36.9	2,133,176	0.7	9,537,369	3.0
大阪市	351,296,643	43.7	235,961,054	29.3	115,335,589	14.4	324,853,144	40.4	2,181,980	0.3	31,156,171	3.9
堺市	71,946,078	45.8	62,745,848	40.0	9,200,230	5.9	60,603,883	38.6	1,450,977	0.9	6,110,683	3.9
神戸市	153,620,567	47.8	130,344,286	40.6	23,276,281	7.2	121,312,828	37.8	1,975,999	0.6	10,114,065	3.1
岡山市	66,042,611	48.7	56,207,013	41.4	9,835,598	7.3	49,607,956	36.6	2,252,777	1.7	5,187,922	3.8
広島市	121,913,406	49.4	103,625,688	42.0	18,287,718	7.4	88,810,857	36.0	2,566,778	1.0	7,901,472	3.2
北九州市	76,683,071	42.4	65,293,528	36.1	11,389,543	6.3	73,023,377	40.3	2,290,978	1.3	7,578,683	4.2
福岡市	177,451,209	48.0	142,142,953	38.4	35,308,256	9.5	136,808,544	37.0	2,306,733	0.6	13,192,935	3.6
熊本市	62,776,375	49.0	54,185,172	42.3	8,591,203	6.7	46,096,298	36.0	2,190,457	1.7	5,555,986	4.3
各市注釈												

										市民1人当 りの市税額	財源構成			
特別土地保有税		法定外普通税		都市計画税		事業所税		その他			自主財源		依存財源	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	%	千円	%
-	-	-	-	27,060,646	7.6	8,915,456	2.5	373,619	0.1	179.7	525,257,628	43.4	684,211,024	56.6
-	-	-	-	16,909,926	7.4	5,764,754	2.5	203,471	0.1	216.0	302,267,475	51.0	290,382,875	49.0
-	-	-	-	20,010,811	6.9	4,978,245	1.7	3,855	0.0	215.8	367,743,585	53.9	314,597,884	46.1
-	-	-	-	13,332,896	6.3	5,490,828	2.6	7,703	0.0	212.9	261,028,747	51.1	250,147,072	48.9
-	-	-	-	28,190,694	7.3	9,549,168	2.5	45,208	0.0	250.5	468,608,769	57.6	343,848,937	42.4
-	-	-	-	62,960,274	7.1	19,212,970	2.2	75,194	0.0	236.1	1,143,763,296	57.6	841,624,093	42.4
-	-	-	-	9,724,562	7.1	3,335,843	2.4	-	-	191.3	173,100,464	50.1	172,788,529	49.9
-	-	-	-	8,256,256	6.1	4,720,440	3.5	108,888	0.1	176.7	177,642,178	40.3	262,631,181	59.7
-	-	-	-	10,743,852	7.6	4,259,066	3.0	38,758	0.0	214.3	174,454,554	47.8	190,296,758	52.2
-	-	-	-	7,632,367	5.0	5,538,298	3.6	※ 93,744	0.1	196.2	208,636,663	49.2	215,534,343	50.8
-	-	-	-	51,237,954	8.3	16,788,235	2.7	-	-	265.4	817,303,281	57.9	595,206,738	42.1
-	-	-	-	26,277,175	8.2	7,833,966	2.4	5,416,212	1.7	221.7	547,810,977	56.7	419,127,932	43.3
-	-	-	-	65,564,303	8.2	29,002,828	3.6	298,236	0.0	292.2	995,977,251	50.3	979,069,929	49.7
-	-	-	-	11,237,334	7.2	5,658,803	3.6	347	0.0	194.2	193,039,147	42.7	258,599,218	57.3
-	-	-	-	24,018,305	7.5	9,782,353	3.0	298,315	0.1	210.6	441,190,104	46.3	511,403,588	53.7
-	-	-	-	8,408,421	6.2	4,099,480	3.0	27,176	0.0	194.8	174,190,676	44.4	217,978,510	55.6
-	-	-	-	18,380,680	7.5	7,063,558	2.9	78,862	0.0	208.9	326,400,639	45.9	385,257,925	54.1
0	0.0	-	-	12,581,543	6.9	7,420,009	4.1	1,504,332	0.8	199.1	271,267,970	44.0	346,538,602	56.0
-	-	-	-	28,693,465	7.8	8,615,232	2.3	2,868,600	0.8	224.8	668,990,885	59.6	454,222,311	40.4
-	-	-	-	8,861,599	6.9	2,553,055	2.0	34,731	0.0	175.8	165,551,162	39.7	251,368,066	60.3
								浜松市:市税 の内訳のそ の他は鉱産 税、入湯税の 計						

3 普通会計性質別歳出の内訳

区分	義務的経費		人件費		扶助費		公債費		投資的経費	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	647,592,962	54.0	159,935,709	13.3	393,726,396	32.8	93,930,857	7.8	135,662,164	11.3
仙台市	320,506,793	54.9	112,868,322	19.3	147,554,712	25.3	60,083,759	10.3	64,832,624	11.1
さいたま市	354,142,400	53.1	128,583,776	19.3	170,519,118	25.5	55,039,506	8.2	96,423,659	14.4
千葉市	294,902,635	58.3	96,564,416	19.1	142,750,388	28.2	55,587,831	11.0	46,843,144	9.2
川崎市	463,268,686	57.8	150,776,370	18.8	239,698,220	29.9	72,794,096	9.1	120,471,318	15.0
横浜市	1,134,943,613	57.9	355,193,978	18.1	590,875,951	30.2	188,873,684	9.6	201,259,462	10.3
相模原市	208,857,172	61.9	72,209,810	21.4	108,853,504	32.3	27,793,858	8.2	21,642,421	6.4
新潟市	241,488,835	56.6	90,006,757	21.1	101,880,132	23.9	49,601,946	11.6	※ 46,047,230	10.8
静岡市	195,076,124	55.4	71,082,102	20.2	86,957,905	24.7	37,036,117	10.5	46,202,979	13.1
浜松市	204,433,587	49.8	77,819,857	19.0	91,623,871	22.3	34,989,859	8.5	83,758,001	20.5
名古屋市	808,621,541	58.0	262,922,953	18.8	414,930,073	29.7	130,768,515	9.4	120,052,777	8.6
京都市	506,379,963	53.0	155,789,926	16.3	261,444,610	27.4	89,145,427	9.3	71,906,562	7.5
大阪市	1,224,507,979	62.8	297,405,165	15.2	699,880,718	35.9	227,222,096	11.6	229,591,483	11.8
堺市	284,252,972	64.2	86,708,827	19.6	158,997,836	35.9	38,546,309	8.7	※ 27,676,843	6.2
神戸市	549,674,336	59.0	176,300,736	18.9	257,546,103	27.6	115,827,497	12.4	110,389,157	11.9
岡山市	221,724,203	58.7	79,252,044	21.0	103,370,116	27.4	39,102,043	10.3	46,151,970	12.2
広島市	404,113,291	57.1	137,669,458	19.4	193,833,955	27.4	72,609,878	10.3	84,273,005	11.9
北九州市	339,670,482	55.3	102,144,555	16.6	169,413,971	27.6	68,111,956	11.1	69,494,477	11.3
福岡市	525,837,811	47.6	143,013,297	13.0	284,354,823	25.7	98,469,691	8.9	100,044,832	9.1
熊本市	242,083,372	59.6	81,713,134	20.1	124,076,209	30.6	36,294,029	8.9	※ 46,030,371	11.4
各市注釈									新潟市:投資的経費には災害復旧事業費923,746千円が含まれる。 堺市:投資的経費には災害復旧事業費26,194千円が含まれる 熊本市:投資的経費には災害復旧事業費3,255,721千円が含まれる。	

(注) %は構成比

普通建設事業費						その他の経費								
		補助事業費		単独事業費				維持補修費		物件費		補助費等		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
135,453,214	11.3	53,665,978	4.5	80,986,238	6.7	416,836,527	34.7	32,583,169	2.7	123,484,134	10.3	71,669,724	6.0	
63,794,476	10.9	21,782,862	3.7	40,562,947	6.9	198,598,183	34.0	10,906,485	1.9	80,912,519	13.9	37,652,355	6.4	
96,423,659	14.4	46,441,129	7.0	47,163,914	7.1	216,996,771	32.5	6,349,675	1.0	86,131,906	12.9	37,894,215	5.7	
46,691,162	9.2	17,658,654	3.5	28,597,144	5.6	164,973,920	32.5	9,448,405	1.9	68,453,852	13.5	33,484,761	6.6	
※	120,460,120	15.0	34,341,092	4.3	79,214,538	9.9	217,570,658	27.2	6,336,417	0.8	92,658,577	11.6	49,282,010	6.1
※	201,259,462	10.3	62,245,521	3.2	122,244,614	6.2	621,726,993	31.8	15,329,069	0.8	211,740,510	10.8	159,924,044	8.2
	21,415,536	6.3	3,747,878	1.1	17,667,658	5.2	106,736,181	31.7	4,110,038	1.2	43,747,247	13.0	17,725,762	5.3
※	45,123,484	10.6	22,328,722	5.2	20,001,207	4.7	138,716,932	32.6	6,947,158	1.6	49,040,341	11.5	35,161,751	8.3
	36,791,215	10.4	12,673,249	3.6	20,002,830	5.7	111,314,491	31.5	5,479,165	1.6	39,875,256	11.3	29,279,397	8.3
	76,526,457	18.7	31,636,748	7.7	43,498,867	10.6	121,864,764	29.7	8,389,929	2.0	52,935,916	12.9	24,993,916	6.1
	120,052,777	8.6	40,932,275	2.9	77,192,836	5.5	466,158,201	33.4	28,343,450	2.0	134,966,927	9.7	126,277,915	9.1
	71,750,371	7.5	20,406,528	2.1	51,343,843	5.4	377,109,958	39.5	8,570,656	0.9	67,644,738	7.1	57,681,201	6.0
	229,548,583	11.8	117,627,470	6.0	109,546,962	5.6	497,251,557	25.5	24,988,262	1.3	155,694,900	8.0	152,857,811	7.8
※	27,650,649	6.2	13,800,250	3.1	13,450,729	3.1	131,372,928	29.6	5,415,019	1.2	50,911,818	11.5	25,497,835	5.7
	110,356,799	11.8	49,612,179	5.3	52,392,617	5.6	271,487,107	29.1	7,904,671	0.8	101,008,066	10.8	68,894,020	7.4
	46,151,970	12.2	18,624,557	4.9	24,272,554	6.4	109,865,100	29.1	5,512,331	1.5	38,062,560	10.1	25,838,564	6.8
	81,835,885	11.6	38,473,062	5.4	41,520,405	5.9	219,252,073	31.0	6,442,842	0.9	80,358,174	11.4	54,783,650	7.7
	69,357,428	11.3	40,708,878	6.6	28,648,550	4.7	204,876,020	33.4	7,919,260	1.3	67,089,468	10.9	33,008,642	5.4
	99,897,297	9.1	43,476,044	3.9	54,395,882	5.0	479,007,893	43.4	11,419,182	1.0	112,813,761	10.2	68,908,728	6.2
	42,774,650	10.6	22,310,211	5.5	20,464,439	5.1	117,415,960	29.0	2,742,271	0.7	47,530,222	11.7	21,571,213	5.3
川崎市:普通建設事業費には国直轄事業負担金6,866,778千円、県営事業負担金37,712千円が含まれる。 横浜市:普通建設事業費には国直轄事業負担金16,469,238千円、県営事業負担金300,089千円が含まれる。 新潟市:普通建設事業費には国直轄事業負担金2,038,808千円、県営事業負担金754,747千円が含まれる。 堺市:普通建設事業費には国直轄事業負担金226,333千円が含まれる														

区分	投資及び出資金		積立金		貸付金		繰出金	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	3,237,345	0.3	19,465,606	1.6	88,245,046	7.4	78,151,503	6.5
仙台市	2,712,973	0.5	10,875,351	1.9	20,198,391	3.4	35,340,109	6.0
さいたま市	95,860	0.1	7,617,198	1.1	40,855,014	6.1	38,052,903	5.7
千葉市	3,176,533	0.6	9,461,680	1.8	9,916,516	2.0	31,032,173	6.1
川崎市	2,557,208	0.3	2,107,674	0.3	19,664,187	2.5	44,964,585	5.6
横浜市	5,387,818	0.3	31,718,572	1.6	75,163,354	3.8	122,463,626	6.3
相模原市	—	—	8,059,093	2.4	10,123,283	3.0	22,970,758	6.8
新潟市	441,000	0.1	5,288,053	1.3	11,860,070	2.8	29,978,559	7.0
静岡市	1,129,149	0.3	8,559,692	2.4	725,371	0.2	26,266,461	7.4
浜松市	923,700	0.2	8,142,485	2.0	252,356	0.1	26,226,462	6.4
名古屋市	4,283,703	0.3	12,507,890	0.9	69,034,623	4.9	90,743,693	6.5
京都市	3,571,332	0.4	25,148,496	2.6	146,147,764	15.3	68,345,771	7.2
大阪市	2,031,008	0.1	28,221,870	1.4	2,919,094	0.1	130,538,612	6.7
堺市	13,100	0.0	9,807,557	2.2	2,017,753	0.5	37,709,846	8.5
神戸市	2,810,007	0.3	15,061,593	1.6	10,796,957	1.2	65,011,793	7.0
岡山市	3,246,313	0.8	6,506,867	1.7	4,634,828	1.2	26,063,637	6.9
広島市	3,356,251	0.5	4,430,518	0.6	26,979,221	3.8	42,901,417	6.1
北九州市	587,120	0.1	7,876,784	1.3	38,128,545	6.2	50,266,201	8.2
福岡市	3,223,024	0.3	25,149,794	2.3	192,545,413	17.4	64,947,991	5.9
熊本市	2,234,193	0.6	10,436,158	2.6	2,548,171	0.6	30,353,732	7.5
各市注釈								

4 普通会計目的別歳出の内訳

区分	議会費		総務費		民生費		衛生費		労働費		農林水産業費	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	1,821,457	0.2	62,615,701	5.2	519,118,984	43.3	86,914,318	7.2	851,279	0.1	683,331	0.1
仙台市	1,467,235	0.2	53,081,146	9.1	214,355,985	36.7	46,708,643	8.0	309,926	0.0	2,174,457	0.4
さいたま市	1,606,745	0.2	53,755,726	8.1	243,826,234	36.5	63,002,808	9.4	193,912	0.0	2,194,449	0.3
千葉市	1,252,492	0.2	37,810,485	7.5	197,980,559	39.1	51,219,176	10.1	232,317	0.0	1,696,624	0.3
川崎市	1,890,377	0.2	71,130,596	8.9	314,623,565	39.3	90,369,928	11.3	681,265	0.1	457,915	0.1
横浜市	2,985,260	0.1	114,129,042	5.8	795,352,455	40.6	126,371,531	6.5	1,319,251	0.1	1,859,101	0.1
相模原市	928,457	0.3	25,753,873	7.6	147,129,285	43.6	29,364,149	8.7	366,569	0.1	842,146	0.2
新潟市	955,241	0.2	28,878,053	6.8	148,256,511	34.8	35,021,955	8.2	927,753	0.2	7,022,323	1.6
静岡市	1,046,901	0.3	26,673,532	7.6	120,588,498	34.2	38,776,745	11.0	566,774	0.2	4,236,387	1.2
浜松市	917,306	0.1	31,331,679	7.6	127,764,124	31.2	58,643,255	14.3	441,456	0.1	6,485,926	1.6
名古屋市	2,098,306	0.2	74,288,533	5.3	558,794,603	40.1	104,205,871	7.5	290,872	0.0	1,729,332	0.1
京都市	2,045,282	0.2	70,133,913	7.3	367,974,238	38.5	52,006,405	5.4	27,978	0.0	2,111,325	0.2
大阪市	2,172,981	0.1	118,026,393	6.0	894,900,563	45.9	105,595,653	5.4	229,036	0.0	101,721	0.0
堺市	1,176,140	0.2	31,745,643	7.2	215,737,836	48.7	32,961,931	7.4	312,949	0.1	955,201	0.2
神戸市	2,017,037	0.2	64,381,365	6.9	370,849,461	39.8	67,393,708	7.2	301,232	0.0	7,164,175	0.8
岡山市	1,104,519	0.3	30,336,260	8.0	149,111,150	39.5	32,842,219	8.7	231,797	0.1	7,044,193	1.8
広島市	1,568,614	0.2	34,402,536	4.9	256,700,051	36.3	71,582,247	10.1	791,496	0.1	5,154,765	0.7
北九州市	1,640,327	0.3	39,536,367	6.5	235,900,407	38.4	48,050,528	7.8	449,543	0.1	2,014,876	0.3
福岡市	1,867,525	0.2	64,649,260	5.9	361,791,079	32.7	69,522,899	6.3	118,813	0.0	4,537,827	0.4
熊本市	1,055,552	0.3	35,696,467	8.8	163,549,324	40.3	25,591,035	6.3	417,708	0.1	5,576,581	1.4

(注) %は構成比

商工費		土木費		消防費		教育費		災害復旧費		公債費		諸支出金	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
100,632,137	8.4	139,243,176	11.6	19,233,784	1.6	167,393,323	13.9	208,950	0.0	94,367,651	7.9	7,007,562	0.6
23,149,591	4.0	54,728,481	9.4	14,346,981	2.5	108,529,210	18.6	1,038,148	0.2	60,261,870	10.3	3,785,927	0.6
39,904,137	6.0	76,131,947	11.4	17,250,648	2.6	114,576,375	17.2	0	0.0	55,119,849	8.3	-	-
16,027,867	3.2	51,974,574	10.3	10,979,486	2.2	81,530,122	16.1	151,982	0.0	55,864,015	11.0	-	-
24,383,530	3.0	80,987,498	10.1	17,723,930	2.2	124,497,357	15.5	11,198	0.0	73,136,643	9.1	1,416,860	0.2
88,786,869	4.5	231,123,759	11.8	52,703,304	2.7	339,937,151	17.4	0	0.0	189,165,753	9.7	14,196,592	0.7
11,977,590	3.6	28,072,318	8.3	9,795,001	2.9	54,922,120	16.3	226,885	0.1	27,857,381	8.3	-	-
9,413,934	2.2	63,868,017	15.0	11,299,540	2.7	69,984,827	16.4	923,746	0.2	49,701,097	11.7	-	-
6,726,747	1.9	43,519,819	12.3	12,386,175	3.5	51,485,573	14.6	9,411,764	2.7	37,174,679	10.5	-	-
10,963,945	2.7	44,179,224	10.8	12,907,317	3.1	74,117,033	18.1	7,231,526	1.8	35,073,561	8.6	-	-
88,570,295	6.3	145,609,078	10.4	33,855,231	2.4	227,015,657	16.3	-	-	131,146,653	9.4	27,228,088	2.0
155,281,821	16.3	59,539,345	6.2	18,352,583	1.9	132,272,558	13.8	156,191	0.0	89,631,667	9.4	5,863,177	0.6
40,002,657	2.0	224,656,912	11.5	39,145,073	2.0	295,053,894	15.1	42,900	0.0	227,551,658	11.7	3,871,578	0.2
2,796,791	0.6	40,745,805	9.2	10,886,261	2.5	67,331,397	15.2	26,194	0.0	38,611,078	8.7	15,517	0.0
8,204,618	0.9	116,661,299	12.5	18,448,257	2.0	146,454,558	15.7	32,358	0.0	116,163,570	12.5	13,478,962	1.4
5,777,999	1.5	45,584,769	12.1	10,173,687	2.7	56,379,616	14.9	-	-	39,155,064	10.4	-	-
17,948,193	2.5	115,405,753	16.3	14,657,425	2.1	114,236,730	16.1	2,437,120	0.4	72,753,439	10.3	-	-
45,349,590	7.4	70,775,512	11.5	12,550,205	2.1	88,532,155	14.4	137,049	0.0	68,456,024	11.1	648,396	0.1
205,763,722	18.6	100,724,220	9.1	18,027,747	1.6	172,726,016	15.6	147,535	0.0	98,855,175	9.0	6,158,718	0.6
8,177,544	2.0	45,908,690	11.3	8,439,504	2.1	70,805,446	17.4	3,255,721	0.8	36,350,731	9.0	705,400	0.2

5 資金不足比率

資 金 不 足 比 率	札幌市	病院事業会計	-	仙台市	下水道事業会計	-	さいたま市	食肉中央卸売市場及び と畜場事業特別会計	-
		中央卸売市場事業会計	-		自動車運送事業会計	0.6		東浦和第二土地区画整 理事業特別会計	-
		軌道整備事業会計	-		高速鉄道事業会計	-		浦和東部第一特定土地 区画整理事業特別会計	-
		高速電車事業会計	-		水道事業会計	-		指扇土地区画整理事業 特別会計	-
		水道事業会計	-		ガス事業会計	-		江川土地区画整理事業 特別会計	-
		下水道事業会計	-		病院事業会計	-		大門下野田特定土地 区画整理事業特別会計	-
					中央卸売市場事業特別会計	-		水道事業会計	-
								病院事業会計	-
								下水道事業会計	-
	千葉県	病院事業	-	川崎市	病院事業会計	-	横浜市	港湾整備事業費会計	-
		下水道事業	-		下水道事業会計	-		中央卸売市場費会計	-
		水道事業	-		水道事業会計	-		中央と畜場費会計	-
		農業集落排水事業	-		工業用水道事業会計	-		市街地開発事業費会計	-
		中央卸売市場事業	-		自動車運送事業会計	-		風力発電事業費会計	-
		動物公園事業	-		卸売市場事業特別会計	-		下水道事業会計	-
					港湾整備事業特別会計	-		埋立事業会計	-
					生田緑地ゴルフ場事業 特別会計	-		水道事業会計	-
								工業用水道事業会計	-
								自動車事業会計	-
								高速鉄道事業会計	-
								病院事業会計	-
	相模原市	下水道事業会計	-	新潟市	下水道事業会計	-	静岡市	病院事業会計	-
		簡易水道事業会計	-		水道事業会計	-		水道事業会計	-
					病院事業会計	-		下水道事業会計	-
					簡易水道事業会計	-		簡易水道事業特別会計	-
					農業集落排水事業会計	-		と畜場・市場事業特別 会計	-
					清掃工場発電事業会計	-		中央卸売市場事業特別 会計	-
					中央卸売市場事業会計	-		農業集落排水事業特別 会計	-

名古屋 市

市場及びと畜場特別会計	-
名古屋城天守閣特別会計	-
市街地再開発事業特別会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
自動車運送事業会計	-
高速度鉄道事業会計	-

京都 市

中央卸売市場第一市場特別会計	-
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
土地区画整理事業特別会計	-
水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
自動車運送事業特別会計	-
高速鉄道事業特別会計	-

大阪市

水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-
港営事業会計	-
下水道事業会計	-

堺 市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-

神戸 市

自動車事業会計	19.4
---------	------

岡山 市

該当なし	
------	--

広島 市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-

北九州 市

該当なし	
------	--

福岡 市

集落排水事業特別会計	-
中央卸売市場特別会計	-
港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-
下水道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
高速鉄道事業会計	-
モーターボート事業会計	-

熊本 市

病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
交通事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
食品工業団地用地会計	-

(注)単位: %

6 公営事業の経営状況

区分	(公共)下水道事業			病院事業			交通事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	一部	△ 54,271	18,093,803	全部	△ 1,433,971	3,007,744	全部	△ 153,662	1,675,587
仙台市	一部	2,868,898	6,271,458	全部	△ 486,205	2,877,676	-	-	-
さいたま市	一部	866,539	4,503,589	一部	△ 3,117,298	2,924,854	-	-	-
千葉市	一部	907,917	9,982,814	全部	△ 641,780	5,068,447	-	-	-
川崎市	全部	2,635,673	12,024,383	全部	△ 792,177	5,826,720	-	-	-
横浜市	一部	6,581,408	37,903,093	全部	△ 842,997	7,281,486	全部	3,387,142	14,196,592
相模原市	一部	392,238	3,865,000	-	-	-	-	-	-
新潟市	一部	1,109,684	14,218,514	全部	△ 697,313	3,912,236	-	-	-
静岡市	全部	970,928	7,833,365	一部	34,512	3,141,031	-	-	-
浜松市	全部	2,176,314	5,524,824	一部	17,864	2,726,161	-	-	-
名古屋市	全部	△ 490,058	35,555,727	-	-	-	-	-	-
京都市	全部	2,650,313	18,585,942	-	-	-	全部	3,445,398	5,147,777
大阪市	一部	3,103,768	24,043,082	-	-	-	無	△ 106,346	3,871,578
堺市	全部	1,383,957	8,596,045	-	-	-	-	-	-
神戸市	一部	274,914	4,038,584	-	-	-	-	-	-
岡山市	一部	0	8,695,925	一部	△ 6,568	89,628	-	-	-
広島市	一部	543,907	16,698,587	一部	2,593	201,259	-	-	-
北九州市	全部	3,426,026	5,830,482	全部	△ 12,125,856	583,206	全部	△ 2,432,458	392,069
福岡市	一部	6,650,165	19,984,532	-	-	-	全部	8,533,399	5,396,496
熊本市	全部	1,975,633	5,888,965	全部	△ 61,447	1,698,198	全部	116,634	705,400

(注)法適用とは、地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業

自動車(運送)事業			高速(度)鉄道(電車)事業			(上)水道事業			工業用水道事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	全部	10,086,343	5,146,262	全部	9,299,017	1,637,626	-	-	-
全部	△ 779,209	2,997,426	全部	△ 746,942	771,406	全部	4,210,761	1,417,167	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	4,259,098	176,740	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	-	1,594,552	-	-	-
全部	555,410	1,416,861	-	-	-	全部	1,391,150	637,020	全部	536,491	165,674
-	-	-	-	-	-	全部	8,152,489	3,442,431	全部	643,223	1,040
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	755,857	651,382	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,717,856	317,252	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	△ 273,163	502,069	-	-	-
全部	△ 600,250	11,101,697	全部	11,026,158	16,126,391	全部	△ 412,382	761,479	全部	55,772	1,403
-	-	-	-	-	-	全部	2,716,184	3,108,174	-	-	-
無	950	0	無	△ 107,296	3,871,578	全部	9,513,615	355,855	全部	△ 450,289	3,321
-	-	-	-	-	-	全部	133,579	90,380	-	-	-
全部	△ 155,803	1,050,516	全部	△ 1,517,758	8,468,222	全部	3,281,661	740,702	全部	51,210	1,032
-	-	-	-	-	-	全部	486,307	159,375	全部	75,066	780
-	-	-	-	-	-	全部	563,084	257,607	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	490,620	171,169	全部	2,277,331	1,188
-	-	-	-	-	-	全部	5,740,749	2,586,599	全部	△ 87,772	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,458,180	159,584	全部	90	8,710

区分	ガス事業			(中央卸売)市場事業			港湾整備事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	一部	9,138	810,455	-	-	-
仙台市	全部	3,513,570	17,095	無	10,671	766,368	-	-	-
さいたま市	-	-	-	無	-	157,800	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	-	315,926	無	△176,206	-
横浜市	-	-	-	無	831,405	210,404	無	3,244,863	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	2	499,967	-	-	-
静岡市	-	-	-	無	26,223	121,848	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	22,812	0	-	-	-
名古屋市	-	-	-	無	-	1,782,805	-	-	-
京都市	-	-	-	無	492,008	1,117,989	-	-	-
大阪市	-	-	-	一部	61,036	1,119,829	一部	1,061,993	0
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	0	326,138	一部	2,887,101	-
岡山市	-	-	-	全部	87,151	135,878	-	-	-
広島市	-	-	-	無	-	260,320	-	-	-
北九州市	-	-	-	無	134,539	111,585	無	4,359,887	541
福岡市	-	-	-	無	46,442	1,985,118	無	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

交通災害(共済)事業			国民健康保険事業			老人(保健・医療)事業			(公立)大学(付属)病院事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	528,697	19,085,238	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	642,456	9,264,900	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	463,566	8,645,840	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	153,642	6,201,288	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	47,510	13,447,798	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	11,988,311	27,550,906	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	400,335	5,985,182	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	462,695	5,916,908	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	802,698	5,342,833	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,220,761	5,079,001	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	892,114	24,000,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	804,844	15,580,926	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	35,761,627	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	9,555,865	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,422,331	16,079,459	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	220,523	5,784,627	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	8,429,544	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,035,242	10,892,739	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,400,767	18,079,675	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,063,045	8,374,981	-	-	-	-	-	-

区分	観光施設事業			と畜(場)事業			農業集落排水事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 152,786	144,302
さいたま市	-	-	-	無	-	122,530	-	-	-
千葉市	無	-	671,589	-	-	-	無	203,429	424,576
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	-	無	219,536	2,475,701	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	76	143,509	一部	△ 66,465	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	40,138	246,000
浜松市	-	-	-	無	0	142,396	無	0	161,598
名古屋市	無	-	238,575	無	-	756,016	-	-	-
京都市	-	-	-	無	-	335,800	無	17,074	115,830
大阪市	-	-	-	無	0	1,052,896	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	0	389,670	無	0	1,070,375
岡山市	-	-	-	-	-	-	一部	-	599,613
広島市	無	-	1,083,550	無	-	804,360	一部	-	514,632
北九州市	-	-	-	無	11,914	182,857	無	9,210	28,385
福岡市	-	-	-	-	-	-	無	-	201,049
熊本市	-	-	-	-	-	-	無	30,483	279,557

農業共済事業			宅地造成(再開発)事業			駐車場(整備)事業			有料道路事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	-	-	-	無	9,410	0	-	-	-
-	-	-	無	-	23	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	639,914	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	696,692	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	一部	3,109,736	5,933,272	無	82,665	236,957	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	43,477	509,976	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	221	55,500	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	25,448	4,656	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	-	3,789	-	-	-
-	-	-	無	1,166,879	14,011	-	-	-	-	-	-
-	-	-	(臨海) 一部 (その他) 無	(臨海) 3,093,055 (その他) 0	(臨海) 0 (その他) 2,551,932	無	422,281	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	-	-	無	105,924	139,724	無	0	30,445	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 23,384 (その他) 736,034	(臨海) - (その他) 2,135,249	無	546,821	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海) 2,980,789 (その他) 50,193	(臨海) - (その他) 114,792	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	市街地再開発事業			墓地整備事業			簡易水道事業			交通(渡船)事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	194,197	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	48,189	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	一部	17,418	196,535	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	一部	14,989	116,844	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	無	-	6,089	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	141,738	252,519
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	762,222
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

競馬事業			競輪事業			競艇事業			宝くじ事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	64,072	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	724,699	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,642,911	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	一部	4,987,109	△ 4,000,000	-	-	-
-	-	-	無	147,611	-	-	-	-	-	-	-

区分	(特別)収益事業			財産区事業			電気(ごみ発電)事業			開発事業		
		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	-	-	-	-	-	-	無	120,300	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	無	197,383	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	無	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

介護保険事業			(特定環境保全公共)下水道事業			後期高齢者医療事業			特定地域生活排水処理事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
無	69,477	26,520,171	一部	△ 384,365	1,100	無	1,327,896	7,257,859	-	-	-
無	1,334,865	12,835,053	一部	△ 74,577	18,030	無	810	2,644,991	一部	△ 226,614	38,610
無	1,119,130	15,143,698	-	-	-	無	45,611	13,132,593	-	-	-
無	127,146	12,349,740	一部	△ 64,410	1,011,659	無	27,582	2,055,001	-	-	-
無	759,984	16,727,236	-	-	-	無	932,557	3,195,141	-	-	-
無	13,730,142	50,408,177	-	-	-	無	433,098	40,742,711	-	-	-
無	1,050,840	8,490,684	-	-	-	無	271,410	1,679,702	-	-	-
無	1,694,561	13,315,798	一部	△ 328,677	-	無	264,469	10,084,196	一部	△ 5,718	-
無	381,174	11,033,155	全部	-	4,654	無	360,271	1,926,234	-	-	-
無	1,026,137	10,889,774	全部	△ 337,204	427,100	無	260,058	9,915,298	-	-	-
無	6,150,546	33,678,961	-	-	-	無	1,581,756	30,277,458	-	-	-
無	2,627,298	24,552,981	有	15,785	397,528	無	820,402	4,999,741	-	-	-
無	219,380	50,651,434	-	-	-	無	2,916,157	9,192,447	-	-	-
無	2,275,654	14,147,595	-	-	-	無	611,767	3,281,364	-	-	-
無	2,587,263	23,834,814	一部	△ 114,226	100,673	無	172,724	23,127,184	-	-	-
無	1,384,354	10,264,157	一部	-	361,697	無	9,121	1,951,244	-	-	-
無	877,415	16,042,005	一部	-	189,071	無	76,690	2,960,983	一部	-	79,520
無	4,033,044	16,802,135	-	-	-	無	522,637	4,649,169	-	-	-
無	917,252	19,791,600	-	-	-	無	173,160	4,722,417	-	-	-
無	1,708,399	10,331,180	-	-	-	無	360,552	2,449,156	-	-	-

Ⅲ 主 要 施 策 の 現 況

1 長期計画

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	第2次札幌市まちづくり 戦略ビジョン 令和4年10月6日 (「ビジョン編」の議決)	— —	— —	千葉市基本構想 人とまち いきいきと幸せに 輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	同上 ※戦略ビジョンは「ビジョン 編」と「戦略編」で構成して いる。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興 計画基本計画 (令和2年11月26日 議決) (2030さいたま輝く未 来と希望(ゆめ)のまち プラン)	千葉市基本計画	川崎市基本計画
策 定 時 期	令和5年10月 (「戦略編」策定により全体が完 成)	令和3年3月	令和3年3月	令和4年9月	平成27年12月15日(議決)
目 標 年 次	計画期間:令和4～13年度	令和12年度(2030年度)	令和12(2030)年度	計画期間:令和5(2023)～ 14(2032)年度	平成28年度から概ね10年 程度
改 定 予 定	—	—	令和7年度中に中間見 直し予定	—	—

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺 市	神戸市
(1) 基 本 構 想 名 称 及 び 副 題 (議 決 年 月 日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	—	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)
(2) 基 本 計 画 名 称 (副 題)	名古屋市総合計画2028	はばたけ未来へ！ 京プラン2025 (京都市基本計画)	—	堺市基本計画2025	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)
策 定 時 期	令和6年10月2日	令和3年3月26日	—	令和3年3月26日	平成23年2月8日
目 標 年 次	令和10年度(2028年度) ※計画には、計画期間を超える令和22 年頃を見据えた基本方針、めざす都市 像もあわせて盛り込んでいる。 ※策定は10月2日となっているが、計画 期間の開始は遡って令和6年4月1日か らとしている。	令和7年(2025年)	—	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年度)
改 定 予 定	—	令和7年中(※基本構想 を含め、総合計画の在り 方を検討中)	—	令和7年度中に次期基本計 画を策定予定	令和7年度中に次期「基本 計画」を策定予定

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市総合計画 (新潟市総合計画2030) (令和4年12月23日)	静岡市基本構想 (第4次静岡市総合計画) (令和4年12月16日)	浜松市総合計画 基本構想 (浜松市未来ビジョン) (平成26年12月12日)
横浜市中期計画2022～2025	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (新潟市総合計画2030)	静岡市基本計画 (第4次静岡市総合計画)	浜松市総合計画 基本計画
令和4(2022)年12月	令和2年3月	令和4年12月	令和4年12月16日	平成26年12月
令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和12年度(2030年度)	令和12年度 (計画期間:令和5～12年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令和6年度)
あり	令和9(2027)年度	令和8年度(2026年度) に実施計画を中間見直し予定	前期4年間、後期4年間の実施計画を毎年度改定	令和6年度中に次期基本計画を策定予定

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (令和2年6月25日)	北九州市基本構想 北九州市・新ビジョン (令和6年3月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第8次総合計画 基本構想 (令和6年3月22日)
岡山市第六次総合計画 後期中期計画	第6次広島市基本計画	北九州市基本計画 北九州市・新ビジョン ※「北九州市・新ビジョン」は、 基本構想及び基本計画で構成している。	第9次福岡市基本計画	熊本市第8次総合計画 基本計画
令和3年6月23日	令和2年6月25日	令和6年3月8日 (議決)	平成24年12月21日 (議決)	令和6年3月22日 (議決)
令和7年度(2025年)	目標年次は設定していない。 (参考)計画期間 令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)	令和22年(2040年)	2024年度(令和6年度)	令和13年度(2031年度)
令和7年度中に次期「基本計画」を策定予定	令和12年度(2030年度)	社会経済情勢や市民ニーズの変化、計画の進捗状況などに応じて、概ね5年ごとに内容を検証し、適宜、計画の見直しを行う。	—	計画期間の中間年である令和9年度に見直しを実施予定。

2 姉妹友好都市提携(海外)

区 分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提 携 都 市 名 (国 名) (提 携 年 月 日)	○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (平成2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)	○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンヌ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アカプルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ガラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)	1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日) ○ピッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)	○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)	○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)

区 分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提 携 都 市 名 (国 名) (提 携 年 月 日)	1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (台湾) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和国) (令和元年12月18日)	1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キーウ市 (ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○ブラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日) ○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ピエンチャン特別市 (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)	1 姉妹都市 ○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日) ○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)	1 姉妹都市 ○パークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日) ○ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) 2 友好都市 ○連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ○ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日)	1 姉妹都市 ○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデーサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結)	○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市)	1 姉妹都市 ○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ビロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日)	姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンズ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日)	姉妹都市 ○キヤマス市 (アメリカ合衆国) (昭和56年9月29日) ○ポータービル市 (アメリカ合衆国) (昭和56年10月2日) ○シェヘリス市 (アメリカ合衆国) (平成2年10月22日) ○ロチェスター市 (アメリカ合衆国) (平成18年10月12日) 友好都市等 ○ワルシャワ市 (ポーランド共和国) (平成2年10月22日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (平成22年8月28日) ○杭州市 (中華人民共和国) (平成24年4月6日) ○台北市 (台湾) (平成25年7月31日)

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日) ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○ブロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティラインディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○グアム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日)	1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日)	○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日) ○ブノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)	○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) (行政交流都市) (平成元年10月24日) 姉妹都市 (平成19年2月2日) ○アトランタ市 (アメリカ合衆国) (パートナーシップ都市) (平成5年7月20日) 姉妹都市 (平成17年2月8日) ○ヤンゴン市 (ミャンマー連邦共和国) (平成28年12月7日)	○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイデルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和5年度決算)

区分	調定総額	収 入 済 額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	356,989,856	353,772,974	99.6	41.2	99.1	99.2	44.8	98.5	99.7	27.4	99.1
仙台市	232,137,178	229,301,308	99.5	41.6	98.8	99.0	40.1	97.9	99.8	21.7	99.3
さいたま市	295,007,216	290,530,147	99.5	32.4	98.5	99.2	28.9	97.6	99.9	27.0	99.5
千葉市	212,508,179	207,965,406	99.3	30.8	97.9	99.0	28.2	96.9	99.7	30.2	99.1
川崎市	389,792,648	387,895,754	99.7	58.2	99.5	99.5	55.1	99.2	99.9	53.4	99.8
横浜市	892,000,035	886,303,551	99.6	48.7	99.4	99.4	46.4	99.0	99.8	43.4	99.7
相模原市	140,238,219	137,544,492	99.3	33.2	98.1	98.9	32.6	97.0	99.1	46.7	98.6
新潟市	139,106,256	135,601,082	99.2	22.0	97.5	99.0	28.1	97.4	99.9	6.1	98.4
静岡市	143,065,724	141,996,245	99.6	49.1	99.3	99.4	47.2	98.8	100.4	20.4	100.0
浜松市	154,193,454	152,373,340	99.6	37.5	98.8	99.3	37.8	98.2	100.2	36.1	99.9
名古屋市	621,476,998	617,466,086	99.7	43.2	99.4	99.4	39.0	98.7	99.8	35.2	99.6
京都市	322,995,067	320,060,232	99.6	39.8	99.1	99.4	39.0	98.5	99.8	18.8	99.4
大阪市	814,635,524	804,353,305	99.5	32.6	98.7	98.8	30.5	96.9	99.8	24.6	99.3
堺市	159,000,362	157,008,105	99.4	43.2	98.7	99.1	40.3	98.1	99.8	26.8	99.2
神戸市	325,022,006	321,122,432	99.5	42.0	98.8	99.2	40.6	98.1	99.9	31.1	99.7
岡山市	138,302,985	135,626,343	99.4	27.7	98.1	99.1	27.3	97.1	99.7	14.2	98.4
広島市	249,825,104	246,715,613	99.6	36.7	98.8	99.2	36.3	97.9	100.1	20.9	99.5
北九州市	184,093,447	181,081,993	99.2	38.2	98.4	98.9	38.0	97.6	99.6	29.4	99.2
福岡市	374,578,343	369,936,718	99.5	36.2	98.8	99.0	35.0	97.6	100.3	15.0	99.4
熊本市	129,926,359	128,068,501	99.3	47.1	98.6	99.0	43.6	98.0	99.6	38.8	99.0
各市注釈											

4 法人市民税超過課税

区分	均等割 令和5年度 決算額	税率	実 施 年 月 日
単位	千円	%	
札幌市	-	-	-
仙台市	-	-	-
さいたま市	-	-	-
千葉市	-	-	-
川崎市	-	-	-
横浜市	※ 1,125,544	法人市民税均等割額の 9%	平成21年4月1日
相模原市	-	標準税率で課税	-
新潟市	-	-	-
静岡市	-	-	-
浜松市	-	-	-
名古屋市	-	-	-
京都市	-	-	-
大阪市	-	-	-
堺市	-	-	-
神戸市	-	標準税率:平成10年4月 1日より	超過課税実施時期: 昭和26年度分～平成9年度 分
岡山市	-	標準税率で課税	-
広島市	-	-	-
北九州市	592,040	60,000～3,600,000円	昭和51年10月1日
福岡市	1,153,356	資本金等の額が1,000万 円を超える法人・・・制限 税率	昭和51年4月1日以後に終 了する事業年度分から実施 (現行税率は、平成6年4月 1日以後に終了する事業年 度から適用)
熊本市	499,087	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に終 了する事業年度分から実施 (現行税率は、平成6年4月 1日以降に終了するものから)
各市注釈	横浜市:現年課 税分の数値。令 和5年度地方財 政状況調査表 市町村税の徴収 実績(調査表06 表)の数値に同 じ。		

法人税割			
令和5年度 決算額	税率	実 施 年 月 日	
千円		%	
3,621,241	8.2% ただし資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率6.0% ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.2%を11.9%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和52年2月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
3,865,276	8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。 ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.4%を12.1%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和49年5月1日 (現行税率は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から)	
3,675,228	①12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人については9.7% ②8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	平成15年4月1日(14.7%、12.3%) ①平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
1,801,497	・資本金等の額が5億円以上の法人…8.4% ・資本金等の額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% ・資本金等の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)、人格のない社団等…6.0%	平成26年9月30日まで(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)	
2,784,415	資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:6.0% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:7.2% 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:8.4%	超過課税は昭和50年9月1日以後に終了する事業年度から実施 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
※ 6,569,119	資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…6.0%	昭和49年9月1日	
367,905	資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から	
1,681,065	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については7.2%	昭和49年5月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
-	-	-	
-	-	-	
11,657,072	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下である法人については6.0%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度分から	
6,419,362	8.2% ただし、中小法人(次に掲げる法人(人格のない社団等を含む。))をいい、法人課税信託の受託法人を除く。)にあつては、6.0% ・ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 ・ 資本金等の額が3億円以下である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(他の市町村にも事務所等を有する法人にあつては、関係市町村に分割する前の額)が1,600万円以下であるもの ※ 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読替え ※ 平成26年10月1日以後令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読替え	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%	
23,692,437	・令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割:8.2%。 ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。))で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:6.0%	昭和51年4月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から)	
1,776,442	8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については6.0%	昭和49年6月1日以後終了する事業年度分から(現行税率は令和元年10月1日以後開始する事業年度分から)	
4,801,662	8.4% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は6.0% (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2) 資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3) 人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、8.4%を14.7%に、6.0%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については8.4%を12.1%に、6.0%を9.7%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以降に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日	
2,016,173	8.4%	昭和56年8月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から実施)	
3,533,699	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、市税条例第23条第3項の規定によって法人とみなされるものを含む。))で、法人税割の課税標準となる法人税額が年240万円以下であるものについては6.0%	令和元年10月1日以後開始する事業年度から実施	
1,192,116	8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%	昭和51年10月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)	
7,115,710	資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
1,588,637	8.4%	昭和26年1月1日の属する事業年度分から実施(現行税率は、令和元年10月1日以後に開始するものから)	
横浜市:「均等割」に同じ			

5 交通事故件数(令和5年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,592	27	5,256
仙台市	2,016	11	2,439
さいたま市	3,180	8	3,658
千葉市	2,124	18	2,436
川崎市	2,753	22	3,104
横浜市	7,703	40	8,909
相模原市	1,992	7	2,314
新潟市	1,191	12	1,338
静岡市	3,470	9	4,201
浜松市	4,999	10	6,330
名古屋市	8,143	34	9,522
京都市	2,419	27	2,709
大阪市	8,199	40	9,392
堺市	2,613	13	3,011
神戸市	4,327	20	5,063
岡山市	2,373	14	2,669
広島市	2,109	17	2,440
北九州市	3,910	16	5,097
福岡市	6,005	25	7,230
熊本市	1,733	11	2,052
各市注釈			

(注)
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量		
	1日当たりの設備 規模能力			内 訳	
				家庭ごみ	事業ごみ
単位	所	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	554,845	366,896	187,949
仙台市	3	1,800	342,301	220,998	121,303
さいたま市	4	1,430	387,312	289,645	97,667
千葉市	2	1,005	328,021	197,571	130,450
川崎市	3	1,950	376,222	285,218	91,004
横浜市	4	4,140	※ 927,536	651,009	276,526
相模原市	2	975	※ 206,394	156,574	49,820
新潟市	4	970	245,862	170,629	75,233
静岡市	2	1,100	194,480	133,451	61,029
※ 浜松市	2	945	215,562	143,810	71,752
名古屋市	5	2,720	612,706	436,972	175,734
京都市	3	1,600	371,957	193,389	178,568
大阪市	※ 6	3,800	929,649	374,730	554,919
堺市	3	1,060	※ 237,432	163,003	74,429
神戸市	3	2,100	449,677	268,873	180,804
岡山市	2	750	※ 204,329	127,008	77,321
広島市	3	1,100	※ 341,725	204,592	137,133
北九州市	3	2,130	318,434	162,413	156,021
福岡市	※ 4	※ 3,060	475,140	287,625	180,564
熊本市	2	880	250,336	149,022	101,314
各市注釈	浜松市:端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。 大阪市:焼却施設については、大阪広域環境施設組合における基準日時点での稼働施設数及び能力を記載している。端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。 福岡市:令和6年3月末時点。焼却施設については、福岡市都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上)	福岡市:左記に同じ	横浜市:端数処理の関係により、一般廃棄物収集・搬入量と収集・搬入方法別の合計が一致しない場合がある。 相模原市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。 堺市:端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(15,139t)、自主資源化(1,794)、庁内古紙(435t)、剪定枝等 岡山市:一部事務組合による収集・搬入量を除く。 広島市:処理の焼却量には、他都市分(773t)を含む。		

収 集 ・ 搬 入 方 法						処 理					
直 営		委 託		許 可 ・ 自 己 搬 入		焼 却		資 源 化		埋 立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
103,895	18.7	263,001	47.4	187,949	33.9	420,693	75.8	111,691	20.1	22,461	4.1
940	0.3	219,988	64.3	121,373	35.4	296,380	86.6	42,687	12.5	3,234	0.9
※ 41,797	※ 10.8	※ 229,361	※ 59.2	※ 107,255	※ 27.7	※ 339,805	※ 87.7	※ 58,193	※ 15.0	※ 12,681	※ 3.3
4,433	1.4	193,138	58.9	130,450	39.8	226,035	68.9	100,519	30.6	1,467	0.4
207,883	55.3	76,312	20.3	92,027	24.5	326,121	78.3	50,101	12.0	40,512	9.7
※ 528,191	※ 56.9	※ 120,980	※ 13.0	※ 278,365	※ 30.0	820,525	88.5	104,402	11.3	2,609	0.3
50,806	24.6	96,181	46.6	59,407	28.8	169,725	82.2	36,669	17.8	—	—
5,065	2.1	152,972	62.2	87,825	35.7	175,959	71.6	42,522	17.3	27,381	11.1
4,078	2.1	118,023	60.7	72,379	37.2	190,914	98.2	34,374	17.7	8,807	4.5
4,165	1.9	137,798	63.9	73,600	34.1	208,331	83.0	31,381	12.5	11,393	4.5
230,007	37.5	206,551	33.7	176,148	28.7	549,597	89.7	60,897	9.9	2,211	0.4
54,409	14.6	138,980	37.4	178,568	48.0	※ 337,618	※ 90.8	※ 27,894	※ 7.5	※ 1,136	※ 0.3
304,824	32.8	69,906	7.5	554,919	59.7	874,049	94.0	55,600	6.0	—	—
2,236	0.9	164,213	69.2	70,982	29.9	230,739	95.6	10,717	4.4	20	0.0
215,915	48.0	53,632	11.9	180,129	40.1	417,830	91.2	25,951	5.7	14,407	3.1
48,780	23.9	73,833	36.1	81,716	40.0	185,430	91.3	12,559	6.2	5,011	2.5
27,032	7.9	168,871	49.4	145,822	42.7	※ 279,545	81.8	50,384	14.6	12,569	3.6
1,109	※ 0.3	※ 185,807	※ 58.4	※ 131,519	※ 41.3	※ 300,849	※ 84.0	※ 17,487	※ 4.9	※ 39,649	※ 11.1
0	0.0	290,999	62.9	177,190	37.1	※ 431,111	82.2	※ 13,647	2.8	※ 74,845	15.0
34,965	14.0	110,809	44.3	104,562	41.8	※ 198,212	※ 79.2	※ 47,584	※ 19.0	※ 4,408	※ 1.8
さいたま市:収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とらない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。 横浜市:(2)一問目に同じ	さいたま市:左記に同じ。 北九州市:処理の内訳に「破碎」がないことから、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。	さいたま市:左記に同じ。 横浜市:(2)一問目に同じ 北九州市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 北九州市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 横浜市:(2)一問目に同じ 北九州市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 北九州市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 京都市:バイオガス化や焼却灰からの金属回収等のため、収集量とは合致しない。 広島市:他都市分(773t)を含む。 北九州市:左記に同じ 福岡市:令和6年3月末時点。処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。 熊本市:添加水等の影響により、収集・搬入量と処理量の合計が一致しない場合がある。	さいたま市:左記に同じ。 京都市:左記に同じ 北九州市:左記に同じ 熊本市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 京都市:左記に同じ 北九州市:左記に同じ 福岡市:(2)「処理」焼却に同じ 熊本市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 京都市:左記に同じ 北九州市:左記に同じ 熊本市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 京都市:左記に同じ 北九州市:左記に同じ 福岡市:(2)「処理」焼却に同じ 熊本市:左記に同じ	さいたま市:左記に同じ。 京都市:左記に同じ 北九州市:左記に同じ 熊本市:左記に同じ

7 保育所・認定こども園

区分	(1)保育所						イ 入所児童数 (入所率)	
	ア 保育所数 (入所定員)		市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員		
単位	所 (人)		所	人		人	人 (%)	
札幌市	180	(13,337)	20	2,070	160	11,267	11,757 (88.2)	
仙台市	142	(11,843)	32	3,099	110	8,744	11,471 (98.4)	
さいたま市	※ 327	(27,080)	59	6,343	268	20,737	※ 25,896 (95.6)	
千葉市	227	※ (16,253)	52	5,820	175	10,433	15,306 (94.2)	
川崎市	450	(33,874)	21	2,445	※ 429	※ 31,429	※ 35,515 (104.8)	
横浜市	869	(66,030)	※ 56	5,499	813	60,531	64,134 (97.1)	
相模原市	94	(8,356)	22	2,475	72	5,881	※ 7,401 (88.5)	
新潟市	127	(10,160)	80	6,165	47	3,995	9,038 (89.0)	
静岡市	50	(4,629)	－	－	50	4,629	4,278 (92.4)	
浜松市	57	(5,930)	20	2,230	37	3,700	4,912 (82.8)	
名古屋市	451	(39,158)	84	8,212	367	30,946	※ 36,064 (92.1)	
京都市	209	(19,452)	13	1,020	196	18,432	18,296 (94.1)	
大阪市	479	(55,124)	※ 84	※ 8,542	395	45,505	41,747 (75.7)	
堺市	24	(2,315)	0	0	24	2,315	2,169 (93.7)	
神戸市	126	(11,352)	56	5,948	70	5,404	※ 10,734 (94.6)	
岡山市	89	(10,437)	29	2,665	60	7,772	※ 9,901 (94.9)	
広島市	182	(21,027)	87	10,640	95	10,387	18,554 (88.2)	
北九州市	※ 123	(11,874)	17	1,655	106	10,219	10,484 (88.3)	
福岡市	257	(34,299)	7	1,060	250	33,239	31,865 (95.4)	
熊本市	94	(7,805)	19	1,805	75	6,900	8,266 (105.9)	
各市注釈	さいたま市:分園2園を含む。北九州市:保育所型認定こども園を含まない。	千葉市:入所定員:3歳未満児:6,476、3歳以上児:9,777、要保育児童数＝入所児童数＋入所待ち児童数	横浜市:要保育児童数は、保育所入所児童数＋未入所児童数(＝保留児童数(認定こども園、地域型保育事業希望者を含む))。大阪市:公民を含む。	大阪市:左記に同じ	川崎市:入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。	川崎市:「私立保育所数」に同じ相模原市:入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,838人 就学前児童数(3歳以上児)は、14,424人。神戸市:入所児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。岡山市:入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。	さいたま市:入所児童数／入所定員。名古屋市:入所児童数/入所定員	

(注)

- ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
- ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
- ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳未満児				3歳以上児			
要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%	人	%
※ 5,561	※ …	4,922	※ 15	※ 7,387	※ …	6,835	※ 18.1
8,448	※ …	4,648	※ 55.0	12,376	※ …	6,768	※ 54.7
10,820	※ 96.2	10,463	34.8	16,218	※ 102.8	15,433	46.6
7,107	91.1	6,337	35.0	9,006	108.6	8,969	44.9
※ 16,675	※ 83.4	※ 15,143	※ 45.9	※ 20,483	※ 97.4	※ 20,372	※ 58.9
※ 29,636	※ 91.1	26,546	※ 36.1	※ 37,610	※ 103.8	37,373	※ 45.6
3,364	99.4	2,956	※ 23.0	4,623	108.3	4,445	※ 30.8
※ 8,405	※ …	3,527	※ 25.3	※ 12,330	※ …	5,511	※ 34.7
1,899	112.3	1,845	16.0	2,437	102.5	2,433	18.9
1,993	125.9	1,923	12.2	3,003	113.9	2,989	16.5
※ 14,333	※ 109.1	14,333	※ 100.0	※ 21,731	※ 108.2	21,731	※ 100.0
※ 12,275	※ –	7,391	※ 31.1	※ 16,225	※ –	10,905	※ 41.2
※ 25,559	※ …	※ 23,250	※ 43.4	※ 32,281	※ …	※ 32,139	※ 58.3
1,026	103.8	971	6.1	1,205	103.7	1,198	6.8
※ 12,897	※ …	※ 4,060	※ 15.3	※ 17,593	※ …	※ 6,674	※ 22.1
4,162	※ …	※ 3,916	26.0	6,028	※ …	※ 5,985	36.8
7,995	101.8	6,918	28.4	11,653	110.6	11,636	42.4
※ 6,998	※ …	4,472	※ 25.8	※ 9,356	※ …	6,012	※ 30.5
13,542	…	12,815	94.6	19,236	…	19,050	99.0
8,162	※ …	3,340	40.9	11,941	※ …	4,926	41.2
札幌市:入所児童数＋待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。川崎市:ア「私立保育所数」に同じ 横浜市:(1)「市立保育所数」に同じ 新潟市:申込児童数－潜在的待機児童数。地域型保育事業所・認定こども園利用等も含む人数で集計。 名古屋市:入所児童数＋待機児童数 京都市:要保育児童数は、申込児童数－潜在的待機児童数。地域型保育事業所・認定こども園利用等も含む人数で集計。 大阪市:公民、地域型保育事業及び認定こども園も含む。 神戸市:イに同じ。申込児童数より算出。 北九州市:入所児童数(保育所・認定こども園)＋未入所児童数	札幌市:年齢別の定員を設定していないため算出不可。 仙台市:歳児別で定員を定めていないため、算定できない。 さいたま市:入所定員／要保育児童数。 横浜市:左記に同じ 名古屋市:入所定員／要保育児童数 京都市:充足率は、歳児別で認可定員を定めていないため、算定できない。 大阪市:左記に同じ 岡山市:イに同じ 北九州市:年齢別の定員を設定していないため算出できない。 熊本市:充足率＝年齢別の定員を設定していないため算出できない。	川崎市:ア「私立保育所数」に同じ 大阪市:左記に同じ 神戸市:イに同じ。保育所のみ。 岡山市:左に同じ	札幌市:就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合(認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。仙台市:入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。 横浜市:(1)「市立保育所数」に同じ 相模原市:イに同じ 名古屋市:入所児童数／要保育児童数 大阪市:左記に同じ 神戸市:左記に同じ	札幌市:イ「3歳未満児・要保育児童数」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・要保育児童数」に同じ 川崎市:ア「私立保育所数」に同じ 横浜市:左記に同じ 新潟市:イ「3歳未満児」に同じ 名古屋市:入所児童数＋待機児童数 京都市:イ「3歳未満児・要保育児童数」に同じ 大阪市:左記に同じ 神戸市:左記に同じ。申込児童数より算出。 北九州市:入所児童数(保育所・認定こども園)＋未入所児童数	札幌市:イ「3歳未満児・充足率」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ さいたま市:入所定員／要保育児童数。 横浜市:左記に同じ 名古屋市:入所定員／要保育児童数 京都市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ 大阪市:左記に同じ 岡山市:イに同じ 北九州市:年齢別の定員を設定していないため算出できない。 熊本市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ	川崎市:ア「私立保育所数」に同じ 大阪市:左記に同じ 神戸市:イに同じ。保育所のみ。 岡山市:左に同じ	札幌市:イ「3歳未満児・保育率」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・保育率」に同じ 横浜市:(1)「市立保育所数」に同じ 相模原市:イに同じ 名古屋市:入所児童数／要保育児童数 大阪市:左記に同じ 神戸市:左記に同じ

区分	(2)認定こども園																		
	ア 園数（入園定員）		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定こども園				
			市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	
単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	
札幌市	238	(32,388)	1	115	237	32,273	1	115	100	16,623		-	-	15	2,970	-	-	118	12,353
仙台市	120	(12,443)	-	-	120	12,443	-	-	54	6,740	-	-	-	18	2,342	-	-	48	3,361
さいたま市	17	(3,612)	-	-	17	3,612	-	-	9	2,136	-	-	-	7	1,431	-	-	-	-
千葉市	46	(6,653)	2	232	44	6,421	-	-	10	1,612	-	-	-	32	4,738	2	232	1	35
川崎市	24	(4,132)	-	-	24	4,132	-	-	5	850	-	-	-	19	3,282	-	-	-	-
横浜市	70	(14,272)	-	-	70	14,272	-	-	55	11,384	-	-	-	15	2,888	-	-	-	-
相模原市	74	(10,927)	2	210	72	10,717	2	210	41	5,938	-	-	-	24	4,209	-	-	5	570
新潟市	131	(15,677)	1	170	130	15,507	-	-	82	10,383	-	-	-	14	1,258	1	170	33	3,831
静岡市	115	(14,828)	52	5,698	63	9,130	52	5,698	56	8,342	-	-	-	4	521	-	-	3	267
浜松市	81	(12,089)	-	-	81	12,089	-	-	77	11,506	-	-	-	-	-	-	-	4	583
名古屋市	107	(16,825)	-	-	107	16,825	-	-	79	11,865	-	-	-	6	1,042	-	-	22	3,918
京都市	83	(9,554)	-	-	83	9,554	-	-	47	6,078	-	-	-	9	306	-	-	27	3,170
大阪市	119	(23,889)	2	320	117	23,569	-	-	64	13,443	2	320	31	6,799	-	-	22	3,327	
堺市	136	(20,776)	16	2,297	120	18,479	16	2,297	103	15,772	-	-	-	14	2,302	-	-	3	405
神戸市	191	(25,906)	-	-	191	25,906	-	-	167	21,704	-	-	-	24	4,202	-	-	-	-
岡山市	70	(11,452)	22	4,390	48	7,062	22	4,390	43	6,014	-	-	-	5	1,048	-	-	-	-
広島市	70	(13,036)	1	68	69	12,968	-	-	33	7,039	-	-	-	10	1,745	1	68	26	4,184
北九州市	65	(7,616)	-	-	65	7,616	-	-	-	-	-	-	-	19	2,671	-	-	43	4,740
福岡市	43	(6,561)	-	-	43	6,561	-	-	8	1,100	-	-	-	2	345	-	-	33	5,116
熊本市	100※	(15,083)	-	-	100※	15,083	-	-	88※	13,027	-	-	-	11※	1,921	-	-	-	-
各市注釈		熊本市：入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。入園児数は、委託児童含み、受託児童を除く。保育率は、入園児数/就学前児童数				熊本市：ア(入園定員)に同じ				熊本市：ア(入園定員)に同じ				熊本市：ア(入園定員)に同じ					

				イ 入園児数 (入園率)		3歳未満児				3歳以上児									
地方裁量型認定こども園						3号				1号		2号							
市立園数	入園定員	私立園数	入園定員			要保育児童数		充足率	入園児数	保育率	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率				
園	人	園	人	人	(%)	人	人	%	人	%	人	人	%	人	%				
-	-	4	327	28,080	(86.7)	※	8,705	※	8,066	24.7	8,650	11,916	※	11,364	30				
-	-	-	-	11,333	(91.9)	※	8,448	※	3,313	39.2	2,512	12,376	※	5,508	44.5				
-	-	1	45	3,406	(94.3)	※	10,820	※	374	1.2	2,239	16,218	※	793	2.4				
-	-	1	36	5,609	(84.3)	※	659	105.9	601	86.1	3,072	1,939	306.5	1,936	90.2				
-	-	-	-	4,995	(-)	※	...	...	165	2,692	...	...	...	1,099	...				
-	-	-	-	11,970	(83.9)	...	...	...	1,528	...	8,138	...	...	2,304	...				
-	-	-	-	9,146	(83.7)	...	2,128	99.0	2,022	15.7	3,387	3,787	97.7	3,737	25.9				
-	-	1	35	14,185	(90.5)	...	...	...	4,535	32.5	2,890	...	...	6,760	42.6				
-	-	-	-	10,980	(74.0)	...	3,258	112.2	3,088	26.7	2,514	5,383	120.6	5,378	41.7				
-	-	-	-	10,371	(85.8)	...	3,933	112.2	3,625	23.1	1,452	5,322	106.3	5,294	29.3				
-	-	-	-	14,028	(83.4)	※	4,104	114.5	4,104	100.0	2,580	7,344	110.8	7,344	100.0				
-	-	-	-	7,411	(77.6)	※	12,275	...	3,419	14.4	1,214	16,225	...	5,270	19.9				
-	-	-	-	17,024	(71.3)	...	25,559	...	3,654	6.8	6,170	32,281	...	7,200	13.1				
-	-	-	-	18,209	(87.6)	...	6,685	96.7	6,164	38.8	2,554	9,626	104.5	9,491	53.8				
-	-	-	-	23,483	(90.6)	...	...	...	6,105	23.0	6,532	...	...	10,846	35.9				
-	-	-	-	9,793	(85.5)	...	3,142	...	2,834	18.8	2,250	4,770	...	4,709	28.9				
-	-	-	-	11,184	(85.8)	...	3,451	104.0	2,983	12.2	3,273	4,933	104.6	4,928	18.0				
-	-	3	205	6,969	(91.5)	※	6,998	...	2,124	5.9	1,717	9,356	...	3,128	8.7				
-	-	-	-	5,627	(85.8)	...	2,310	...	2,230	96.5	318	3,443	...	3,397	98.7				
-	-	-	-	14,072	(93.3)	※	8,162	...	4,524	55.4	2,657	11,941	...	6,891	57.7				
さいたま市:1号の入園児数は、令和6年5月1日時点のもの。 川崎市:委託児童を含み受託児童を除く。 相模原市:入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、12,838人 就学前児童数(3歳以上児)は、14,424人。 新潟市:委託児童を含む。 神戸市:入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数。 岡山市:入園児数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。				さいたま市:入園児数/入園定員 名古屋市:入園児数/入園定員		札幌市:入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない。総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。 千葉市:全体の入所定員:3歳未満児:698、3歳以上児:5,943、2・3号の入所定員:3歳未満児:698、3歳以上児:1,746、要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数 川崎市:(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。 新潟市:保育所分と不可分 名古屋市:入園児数+待機児童数 京都市:申込児童数-潜在的待機児童数。地域型保育事業所・保育所利用等も含む人数で集計。 神戸市:イに同じ 北九州市:入所児童数(保育所・認定こども園+未入所児童数)		札幌市:年齢別の定員を設定していないため算出不可。 仙台市:歳児別に定員を定めていないため、算定不能。 さいたま市:入園定員/要保育児童数 名古屋市:入園定員/要保育児童数 京都市:歳児別で認可定員を定めていないため、算定できない。 岡山市:イに同じ 北九州市:充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出できない。 熊本市:ア(入園定員)に同じ		千葉市:イ「3歳未満児・要保育児童数」に同じ 川崎市:イに同じ 神戸市:イに同じ 岡山市:イに同じ		札幌市:就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含めない)。 仙台市:入所児童数を要保育児童数で除いたもので集計。 千葉市:左記に同じ 相模原市:イに同じ 名古屋市:イに同じ 名古屋市:入園児数/要保育児童数 神戸市:左記に同じ 北九州市:保育率=入園児数/就学前児童数(0～5歳) 熊本市:ア(入園定員)に同じ		さいたま市:イ「3歳未満児・要保育児童数」と同様 川崎市:(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。 新潟市:保育所分と不可分 名古屋市:入園児数+待機児童数 京都市:イ「3歳未満児・3号・要保育児童数」に同じ 神戸市:イに同じ 北九州市:要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園+未入所児童数)		札幌市:イ「3歳未満児・充足率」と同様 仙台市:イ「3歳未満児・充足率」に同じ さいたま市:「3歳未満児・充足率」に同じ 名古屋市:入園定員/要保育児童数 京都市:イ「3歳未満児・3号・充足率」に同じ 岡山市:イに同じ 北九州市:充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出できない。 熊本市:ア(入園定員)に同じ		川崎市:イに同じ 神戸市:イに同じ 左に同じ 相模原市:イに同じ 名古屋市:入園児数/要保育児童数 神戸市:左記に同じ 北九州市:保育率=入園児数/就学前児童数(0～5歳) 熊本市:ア(入園定員)に同じ	

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和5年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所 (人)	人
札幌市	※ 131	※ 7 (1,552)	0
仙台市	※ 52	※ 5 (1,999)	0
さいたま市	※ 115	※ 10 (1,980)	0
千葉市	※ 75	※ 10 (5,048)	0
川崎市	※ 86	※ 7 (6,207)	0
横浜市	※ 563	4 (1,080)	5
相模原市	※ 135	3 (1,168)	7
新潟市	269	※ 11 (9,220)	0
静岡市	116	3 (1,064)	0
浜松市	151	※ 7 (3,053)	0
名古屋市	※ 70	※ 22 (17,730)	0
京都市	※ 63	※ 9 (6,002)	0
大阪市	73	※ 36 (13,764)	2
堺市	※ 113	※ 5 (959)	0
神戸市	366	※ 22 (14,542)	0
岡山市	※ 58	8 (7,032)	0
広島市	110	※ 13 (11,627)	0
北九州市	69	※ 13 (13,221)	0
福岡市	保育所27 地域型保育事業所12	21 (36,866)	0
熊本市	※ 8	※ 8 (2,509)	0
各市注釈	札幌市:保育所が実施するもののみ。公立保育所7か所、公設民営保育所3か所を含む。 仙台市:一時預かりは、一般型のみの施設数(公立5か所・私立47か所)で、休日のみ実施する施設を含まない。 さいたま市:公立8か所、私立106か所。 川崎市:一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立3か所を含む。病児保育4か所、病後児保育3か所 横浜市:公立R5:38 民間R5:479(認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育)、乳幼児一時預かり事業実施施設R5:36、横浜保育室R5:10の合計数 相模原市:公立含む 名古屋市:公立4か所、民間66か所 京都市:一般型のみ。 堺市:公立保育所1を含む。 岡山市:令和6年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。病後児保育は病児保育施設を含み、利用延人数は病後児と病児の合計。 熊本市:令和5年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。	札幌市:病児保育を含む。 仙台市:病児保育施設を含む さいたま市:全て病児対応型。 千葉市:病児保育施設を含む。 川崎市:左記に同じ 相模原市:病児保育2か所 病後児保育1か所 新潟市:病児保育9施設、病後児保育2施設。 浜松市:一時保育は一般型・余裕活用型の合計。病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。 名古屋市:病児・病後児20か所、病後児2か所 京都市:病児・病後児9か所、病児1か所(令和5年4月1日時点) 大阪市:病児・病後児あわせた箇所数(うち3か所休所中)、一時保育(うち12か所休所中) 堺市:病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応) 神戸市:病後児保育は、病児保育施設のみ 広島市:病児12施設 病後児1施設 北九州市:病後児保育は、病児保育施設のみ 熊本市:病児・病後児保育施設8か所	仙台市:病後児と病児 千葉市:病後児と病児の合計。 新潟市:病児保育の利用者を含む。 熊本市:病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率					(2)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)	
		65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	高齢化推計比率 (西暦2025年)	65歳以上の 推計人口	推計人口		公立 (入所定員)
単位	%	人	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)
札幌市	28.6	120,687	139,832	298,603	559,122	29.4	579,533	1,970,144	4 (330)	1 (50)
仙台市	25.2	58,885	65,735	142,868	267,488	25.1	275,045	1,097,004	2 (210)	- (-)
さいたま市	23.3	65,187	70,664	177,563	313,414	23.9	323,380	1,353,876	3 (290)	1 (50)
千葉市	※ 26.3	48,919	58,310	150,298	257,527	27.4	266,446	970,981	2 (130)	- (-)
川崎市	※ 20.6	※ 66,786	※ 75,132	※ 175,760	※ 317,678	21.3	333,702	1,582,175	2 (190)	1 (140)
横浜市	※ 25.0	189,351	211,773	537,892	939,023	25.9	982,076	3,786,702	6 (498)	1 (50)
相模原市	26.9	36,734	44,822	107,257	188,813	27.5	200,404	728,042	1 (80)	- -
新潟市	※ 30.7	※ 48,684	※ 57,070	※ 128,518	※ 234,272	31.2	238,567	763,812	1 (100)	- -
静岡市	※ 31.1	40,234	48,739	121,299	210,272	31.5	212,211	673,766	2 -(190)	2 -(190)
浜松市	28.8	47,485	52,313	126,623	226,421	29.6	228,863	772,254	6 (360)	- (-)
名古屋市	※ 25.0	※ 116,017	※ 129,875	※ 328,449	※ 574,341	26.0	600,069	2,306,835	6 (770)	2 (370)
京都市	28.5	72,031	87,235	232,947	392,213	28.8	415,599	1,442,014	9 (565)	- (-)
大阪市	※ 24.5	※ 131,609	※ 153,962	※ 389,773	※ 675,344	25.5	700,779	2,751,501	12 (737)	- (-)
堺市	※ 28.3	40,521	52,461	137,945	230,927	28.3	228,728	807,056	2 (190)	- (-)
神戸市	29.4	※ 86,290	※ 100,264	※ 248,393	※ 434,947	30.6	453,504	1,480,143	9 (540)	1 (80)
岡山市	※ 27.1	※ 38,271	※ 42,485	※ 108,183	※ 188,939	27.0	194,209	718,255	5 (310)	2 (130)
広島市	※ 26.4	※ 62,153	※ 72,673	※ 175,219	※ 310,045	27.0	319,720	1,183,031	8 (500)	- (-)
北九州市	※ 31.5	※ 55,713	※ 68,626	※ 164,588	※ 288,927	32.8	297,301	907,778	9 (570)	- (-)
福岡市	※ 22.3	※ 79,802	※ 88,592	※ 188,003	※ 356,397	22.8	373,864	1,638,406	4 (307)	- (-)
熊本市	27.4	44,565	47,526	107,657	199,748	28.1	205,627	732,384	7 (440)	- (-)
各市注釈	千葉市: 令和6年3月31日現在の人口 川崎市: 総務省が公表した「令和2年国勢調査に関する不詳補充結果」による年齢別人口を基数として、住民基本台帳の年齢別移動人口を増減して推計 横浜市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 新潟市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 静岡市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 名古屋市: 住民基本台帳人口に基づく数値 大阪市: 老年人口比率は令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口による。 堺市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 神戸市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 岡山市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 広島市: 令和6年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値。 北九州市: 令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値 福岡市: 令和6年3月末時点の住民基本台帳登録人口(外国人含む)。									

(注)

- ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
- ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)の数値
- ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

私立 (入所定員)	(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)			(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括 支援センター	(在宅介護 支援センター)	(7) 老人福祉 センター
	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所 (人)	所	(所)	所
3 (280)	95 (7,373)	1 (100)	94 (7,273)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10
2 (210)	73 (5,588)	- (-)	73 (5,588)	15 (568)	- (-)	15 (568)	53	(-)	8
2 (240)	78 (7,081)	- (-)	78 (7,081)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	(30)	11
2 (130)	69 (4,529)	- (-)	69 (4,529)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※ 32	(-)	15
1 (50)	59 (5,281)	- (-)	59 (5,281)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7
5 (448)	172 (18,150)	3 (190)	169 (17,960)	11 (645)	- (-)	11 (645)	※ 146	(-)	18
1 (80)	46 (3,343)	- (-)	46 (3,343)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3
1 (100)	84 (5,577)	- (-)	84 (5,577)	23 (988)	- (-)	23 (988)	30	(0)	12
- (-)	36 (3,551)	- (-)	36 (3,551)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※ 30	(4)	8
6 (360)	66 (4,888)	- (-)	66 (4,888)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	-
4 (400)	124 (9,215)	1 (200)	123 (9,015)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16
9 (565)	107 (7,133)	7 (460)	100 (6,673)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(19)	17
12 (737)	168 (14,610)	1 (70)	167 (14,540)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26
2 (190)	55 (3,470)	- (-)	55 (3,470)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(25)	7
8 (460)	125 (7,620)	- (-)	125 (7,615)	32 (1,915)	2 (100)	30 (1,815)	76	(-)	-
3 (180)	69 (3,295)	- (-)	69 (3,295)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	16	(21)	3
8 (500)	78 (4,809)	- (-)	78 (4,809)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3
9 (570)	83 (5,574)	1 (55)	82 (5,519)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1
4 (307)	90 (6,333)	- (-)	90 (6,333)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7
7 (440)	56 (2,542)	- (-)	56 (2,542)	18 (694)	- (-)	18 (697)	27	(1)	6
							千葉市:出張 所4か所含む 静岡市:うち1 か所は基幹 型	横浜市:・条例改正によ り在宅介護支援セン ターの設置に係る規定 を削除(令和元年10月4 日施行)。 ・在介支の業務は、今ま で通り、横浜市の地域 ケアプラザ(地域包括支 援センター)で実施。	

9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者						(2)要介護認定 審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度	
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額:基準額)	ウ 保険料徴収率			有無		概要	
			現年	滞納	計				
単位	人	円	%	%	%	件			
札幌市	556,069	69,270	99.3	18.9	98.1	93,784	有	一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。	
仙台市	266,574	72,900	99.6	35.7	99.2	41,558	有	①保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、公費軽減前の第1・2段階と同額の年額保険料となるよう減免する。 ②居住用財産の譲渡により保険料負担が増えた方で、一定の要件を満たす場合減免する。	
さいたま市	311,586	76,872	99.3	13.4	97.9	44,059	有	所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。	
千葉市	257,002	75,600	99.4	23.4	98.3	41,661	有	保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。	
川崎市	309,782	75,780	99.6	40.6	99.1	58,346	有	・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。 ・保険料段階が第4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の50%に減額する。	
横浜市	939,313	79,440	99.1	26.7	98.4	154,966	有	1. 低所得者減免 2. 生活保護減免(受給前の未納分の減免) 3. 災害による減免 4. 所得減少による減免	
相模原市	188,996	79,800	99.4	26.7	98.5	25,715	有	低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。	
新潟市	233,838	82,500	99.7	14.5	98.9	30,095	有	生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免	
静岡市	209,993	76,200	99.6	27.7	98.9	29,988	有	-	
浜松市	226,679	70,802	99.7	22.5	99.1	29,853	有	所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額	
名古屋市	574,338	83,403	99.7	27.7	99.0	96,161	無	-	
京都市	392,213	85,920	99.4	20.7	98.3	65,824	有	・所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21に減額する。 ①収入基準…前年の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万円加算 ②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。 ・所得段階区分で第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5に減額する。 ①収入基準…前年の収入が80万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算 ②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算 ③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。	
大阪市	674,761	110,988	98.9	17.3	96.8	121,456	有	生活に困窮している方への保険料の軽減制度 ●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容:第4段階保険料の2分の1に減額する。 ①世帯の年収が、次の額以下であること。1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯人員が1人増すごとに48万円を加算) ②扶養を受けていない。 ③活用できる資産を有しない。 ④介護保険料を滞納していない。	
堺市	230,692	89,010	99.4	12.0	97.8	55,552	有	●対象者(次の全てに該当する方) ・所得段階が第1段階以外 ・申請日時時点で世帯員全員が市民税非課税 ・世帯の年間収入が基準額(1人世帯:150万円、2人世帯:198万円、3人世帯:246万円、以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額)以下 ・世帯の資産・預貯金等の合計額が1人世帯で350万円(以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下 ・本人及び世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地・家屋を所有していない ・他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の被扶養者) ●減額内容 第1段階相当額の保険料に減額する。	
神戸市	434,595	78,960	99.3	16.0	98.1	76,033	有	①保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。 ②保険料段階が第1～3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。	
岡山市	188,847	79,680	99.8	25.9	99.2	33,200	有	保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相当額まで軽減する。	
広島市	309,765	76,800	99.6	34.2	99.0	39,141	有	次の①及び②の人を対象とした減免制度 ①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人 ②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人	
北九州市	289,657	79,070	99.1	18.4	97.6	46,917	有	概要「介護保険料の独自軽減」次のすべての要件に合致した場合、保険料を第1段階相当額に減額するもの。 ①保険料段階が第2段階又は第3段階 ②世帯全員の収入が基準額以下(基準額:世帯全員の収入(年間)(96万円+(世帯員の数-1)×48万円)+年間家賃負担額(年間家賃負担額は上限有り) ③世帯全員の現金及び預貯金の合計額が350万円以下 ④世帯全員が居住用以外の土地や家屋を保有していない(居住用の土地・家屋は、固定資産税の評価額の合計額が2400万円未満であれば保有可) ⑤他の世帯の人に扶養されていない	
福岡市	356,676	74,699	99.4	13.7	97.8	55,366	有	生活困窮者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮	
熊本市	199,384	76,800	99.1	15.5	97.2	31,561	有	①刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免 ②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額 ③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免	
各市注釈	仙台市:令和6年3月末のデータ さいたま市:令和6年3月末のデータ 千葉市:令和6年3月末のデータ 相模原市:令和6年3月末時点のデータ 新潟市:令和6年3月末 静岡市:令和6年3月31日時点。 浜松市:令和5年3月末 名古屋市:令和6年3月31日現在 大阪市:令和6年3月末 堺市:令和6年5月31日現在(令和5年度決算の還付未済を含む数値) 神戸市:令和5年度実績 広島市:令和5年度の数値 北九州市:令和5年5月末時点 福岡市:令和6年3月末時点 熊本市:令和5年3月末時点	仙台市:第9期基準額 千葉市:第9期計画基準額のデータ 新潟市:第9期基準額 浜松市:第8期事業計画値 大阪市:第9期基準額	仙台市:令和6年3月末のデータ さいたま市:令和5年度決算値のデータ。 千葉市:令和5年度決算値データ(還付未済は除く) 相模原市:令和5年度決算値のデータ 新潟市:令和5年度決算値 静岡市:令和5年度決算値データ。 浜松市:令和4年度実績 名古屋市:令和5年度決算値 京都市:出納閉鎖時点における数値。 堺市:令和6年5月31日現在(令和5年度決算の還付未済を含む数値) 神戸市:令和5年度実績 広島市:令和5年度の数値 北九州市:令和5年5月末時点 熊本市:令和4年度決算値	仙台市:令和5年度実績 千葉市:令和5年度決算値データ 相模原市:令和6年3月末時点のデータ 新潟市:令和5年度 静岡市:令和5年度 浜松市:左記に同じ 名古屋市:令和5年度データ 福岡市:令和6年3月末時点 熊本市:令和5年3月末時点					

(4)利用者負担に対する独自助成制度		(5)市町村特別給付の有無・概要	(6)居宅介護サービス独自基準
有無	概要		
無	-	無	無
無	-	無	有
有	収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対し、在宅サービスの利用者負担の5割又は7割相当額を助成する。	無	無
無	-	無	※ 有
有	-	無	無
有	・在宅サービス助成：訪問介護等の在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成し5%又は3%に軽減 ・グループホーム助成：認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）について、利用者負担額の一部を助成し5%に軽減（平成21年度より実施）。居住費相当分等について、利用者負担額の一部を助成（平成24年10月より実施） ・施設居住費助成：介護保険施設等のユニット型個室の居住費について、利用者負担額の一部を助成（平成22年度より実施）	無	※ 有
無	-	無	無
有	社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度を、株式会社等へ拡大して実施	無	無
有	-	無	無
無	-	無	無
無	-	※ 有	※ 有
無	-	無	※ 有
無	-	無	有
無	-	無	有
無	-	無	※ 有
無	-	※ 有	※ 有
無	-	無	無
有	①重度心身障害者介護保険利用負担助成 ②重度精神障害者介護保険利用負担助成 ③介護保険支給限度額超過利用負担助成	無	※ 有
無	-	無	※ 有
無	-	無	※ 有
無	-	無	※ 有
無	-	無	※ 有
		名古屋市：生活援助型配食サービス 神戸市：①ニドルスデイ…介護者の長期入院等によりやむを得ない場合に、老人短期入所施設等で保険給付の範囲を超えて、最長3か月までの短期入所を実施するもの。 ②緊急ショートステイ…施設入所の緊急性が高い要介護高齢者が施設入所できるまでの間、特養のショートステイ床・老人短期入所施設を活用し、保険給付の範囲を超えて短期入所を実施するもの。 ③緊急一時保護…養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所を実施するもの。 ④災害時ショートステイ…震災・風水害・火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活ができない場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所により必要な介護を受ける。	千葉市：基準条例等・記録の保存期間の延長（2年→5年）、通所・入所系サービスにおける非常災害対策（食料等の備蓄）、暴力団の排除、相談室（面談室）・事務室の設置 横浜市：基準条例の制定 名古屋市：【条例による運営基準】・サービス提供に関する記録の保存期間 2年→5年・居住系、通所系サービスにおける食料等の備蓄の義務化・暴力団の排除 京都市：基準条例の制定・暴力団の排除・人権の尊重に係る措置・サービス提供に関する記録の保存年限の延長（2年→5年）・ショートステイの食費の設定方法・通所系サービスにおける耐震性の確保 堺市：サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、指定（介護予防）短期入所生活介護事業者の廊下の幅 神戸市：基準条例の制定…暴力団の排除・重要事項説明書に記載するべき内容の追加・書類の保存期間を5年間に延長・虐待防止研修の実施等 広島市：一般原則・基本方針、運営規程の記載事項（身体拘束等）、金銭管理規程の整備、管理者の研修の機会の確保、非常災害対策、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存、指定介護老人福祉施設等の居室定員 北九州市：サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、通所・入所系サービスにおける非常災害対策（災害種別ごとの対応計画作成）、地域との連携 福岡市：暴力団の排除、設備要件の充実、文書による同意、サービス記録の利用者への提供、身体拘束に関する手続き等の追加、各種研修の実施、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応、記録の保存期限の延長、申請者の基準、特養の入所定員を規定するもの。 熊本市：提供したサービスの内容等の記録の保存期間を完結の日から5年間とする。

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被保険者数	人口加入率	(2)国保加入世帯数	世帯加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり費用額	(5)被保険者1人当たり費用額	(6)1件当たり費用額	(7)賦課限度額
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	円
札幌市	339,367	(17.2)	249,053	(25.0)	5,692,178	(1,677.3)	611,393	448,686	26,751	医療分:650,000 支援分:220,000 介護分:170,000
仙台市	181,169	(16.5)	128,101	(23.5)	3,422,056	(1,888.9)	576,183	407,408	21,569	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000
さいたま市	212,117	(15.8)	148,504	(23.2)	3,784,116	(1,778.9)	545,001	381,096	21,423	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000
千葉市	167,644	(17.1)	118,015	(24.1)	2,832,919	(1,689.8)	540,144	380,241	22,502	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
川崎市	234,996	(15.3)	169,799	(21.4)	4,174,947	(1,776.6)	547,527	395,622	22,268	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
横浜市	613,028	(16.3)	435,877	(23.3)	11,536,415	(1,881.9)	569,471	404,907	21,516	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000
相模原市	136,360	(18.8)	94,632	(27.3)	1,441,935	(1,057.4)	558,166	387,360	22,734	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
新潟市	140,663	(18.3)	95,053	(27.2)	2,676,837	(1,903.0)	628,956	425,017	22,334	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
※ 静岡市	127,712	(18.9)	※ 87,694	(29.1)	2,379,884	(1,863.5)	606,552	416,492	22,350	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
浜松市	140,762	(17.8)	94,352	(26.6)	2,589,299	(1,839.5)	632,217	423,771	23,037	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
名古屋市	405,963	(17.5)	288,382	(25.0)	7,351,837	(1,811.0)	548,885	389,909	21,530	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
※ 京都市	264,345	(18.4)	※ 190,243	(25.5)	4,452,043	(1,070.4)	573,051	409,674	25,082	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000
※ 大阪市	565,236	(20.4)	※ 406,168	(26.6)	※ 9,719,936	(1,719.6)	※ 557,749	※ 400,788	※ 23,307	(医療分)650,000 (支援分)220,000 (介護分)170,000
堺市	151,599	(18.5)	103,213	(25.7)	※ 1,773,808	※ (1,170.1)	※ 512,093	※ 348,648	※ 29,797	医療:650,000 支援:220,000 介護:170,000
神戸市	287,357	(19.2)	201,312	(27.0)	5,324,745	(1,853.0)	606,570	424,941	22,933	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
岡山市	119,810	(17.1)	83,439	(24.6)	2,092,706	(1,746.7)	656,446	457,167	26,173	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
広島市	193,015	(16.4)	133,749	(23.0)	3,704,281	(1,919.2)	642,505	445,221	23,199	医療分 650,000 支援分 240,000 介護分 170,000
北九州市	177,541	(19.4)	123,568	(28.2)	2,181,621	(1,228.8)	661,827	460,630	37,486	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
福岡市	298,521	(18.8)	211,975	(24.8)	※ 5,153,595	※ (1,726.4)	532,454	378,087	21,901	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
熊本市	137,646	(18.8)	92,125	(25.8)	1,618,517	(1,175.9)	545,120	364,843	31,028	(医療分)650,000 (支援分)240,000 (介護分)170,000
各市注釈	静岡市:令和5年度の平均値 京都市:令和6年3月末現在 大阪市:年報A表 参照		静岡市:令和5年度の平均値 京都市:令和6年3月末現在 大阪市:年報A表 参照		大阪市:年報C表(1)参照 堺市:令和5年度事業年報より算出 福岡市:調剤・療養費を含む	堺市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ	大阪市:年報C表(1)より算出 堺市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ 堺市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ 堺市:左記に同じ	

(注)

- ・(1)・(2)の数値は、令和5年3月～令和6年2月の平均値
- ・(1)～(6)の数値は、令和5年度決算により算出し、退職被保険者も含む
- ・(7)の数値は、令和6年度当初予算より算出

(8)保険料徴収率		
現年	滞納	計
%	%	%
※ 94.3	※ 26.4	※ 88.3
※ 94.7	※ 35.1	※ 92.2
94.8	27.7	85.5
93.4	22.0	83.1
95.2	44.5	90.9
96.3	45.8	93.8
93.3	29.0	80.4
94.2	16.0	82.8
94.9	22.9	87.7
93.7	19.1	83.8
96.6	35.0	92.5
95.9	39.9	92.2
※ 91.1	※ 24.9	※ 81.6
94.6	16.5	81.5
93.7	22.7	84.8
94.3	24.1	86.1
94.0	32.2	85.7
91.0	23.0	78.7
93.3	26.9	84.2
92.0	12.2	79.5
札幌市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 仙台市:保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値 大阪市:年報B表(1)参照		

11 生活保護

区分	(1)生活保護人口	人口保護率	(2)生活保護世帯数	世帯保護率	(3)生活保護費
単位	人	(%)	世帯	(%)	千円
札幌市	71,558	(36.4)	57,556	(57.7)	130,900,434
仙台市	18,999	(17.4)	15,122	(27.7)	30,394,698
さいたま市	19,076	(14.2)	15,610	※ (25.5)	34,800,663
千葉市	21,457	(21.9)	17,824	(38.1)	※ 37,026,538
川崎市	28,021	(18.1)	23,037	(29.6)	55,951,242
横浜市	※ 69,115	(18.4)	56,016	(31.1)	132,027,559
相模原市	14,207	(19.6)	11,289	(32.6)	24,634,110
新潟市	11,816	(15.4)	9,531	(27.3)	17,409,630
静岡市	※ 9,567	(14.1)	※ 7,794	(25.8)	※ 16,009,400
浜松市	7,193	(9.2)	5,919	(17.9)	11,794,312
名古屋市	※ 46,571	※ (20.0)	※ 38,718	※ (33.8)	※ 83,650,712
京都市	※ 40,047	(27.6)	※ 31,675	(42.8)	70,306,747
大阪市	129,717	(46.8)	110,596	(71.9)	※ 265,668,756
堺市	24,389	(29.9)	※ 19,407	(48.2)	46,008,280
神戸市	42,133	(28.2)	33,234	(44.6)	75,975,593
岡山市	※ 12,514	(17.9)	※ 9,901	(29.1)	21,191,249
広島市	※ 22,697	(19.3)	※ 18,133	(31.2)	39,526,558
北九州市	※ 21,908	(23.9)	※ 18,079	(41.2)	40,797,788
福岡市	42,451	(25.8)	※ 34,197	(…)	77,092,665
熊本市	14,754	(20.0)	12,076	(35.6)	26,061,308
各市注釈	横浜市:保護率の基礎となる全市人口・世帯は、令和6年3月1日現在の人口・世帯を使用。 静岡市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和5年10月推計人口による。扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。 名古屋市:令和6年3月中数値 京都市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和3年10月推計人口による。 岡山市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和6年3月末住民基本台帳人口世帯数による。 広島市:扶助別保護費の総額は、進学準備給付金を含む。 北九州市:保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和4年10月推計人口による。 名古屋市:令和4年10月の推計人口から算出 静岡市:(1)に同じ 名古屋市:(1)に同じ 京都市:(1)に同じ 岡山市:(1)に同じ 広島市:(1)に同じ 北九州市:(1)に同じ				

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和6年3月現在
 ・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和5年度決算の値

12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)		公的 病院数	(市立)			左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益
					病床数	(市立)		病床数			
単位	所	(床)	所	(所)	床	(床)	所	床	所	所	千円
札幌市	199	(36,446)	3	(1)	1,403	(672)	196	35,043	1,493	1,213	21,767,046
仙台市	56	(12,432)	3	(1)	1,155	(525)	53	11,277	966	603	18,170,159
さいたま市	39	(7,973)	3	(1)	1,591	(637)	36	6,382	1,056	701	20,373,033
千葉市	47	(9,311)	7	(3)	1,777	(717)	40	7,534	731	555	17,765,086
川崎市	38	(10,544)	3	(3)	1,472	(1,472)	35	9,072	1,086	766	30,518,820
横浜市	131	(27,831)	12	(3)	4,535	(1,584)	119	23,296	3,223	2,109	※ 35,260,025
相模原市	35	(6,928)	2	(0)	532	(0)	33	6,396	452	354	－
新潟市	42	(9,978)	5	(1)	2,357	(676)	37	7,621	642	472	23,299,329
静岡市	27	(7,234)	9	(1)	3,702	(463)	18	3,532	568	349	10,006,299
浜松市	32	(8,299)	8	(3)	3,372	(871)	24	4,927	663	380	※ 4,572,320
名古屋市	118	(23,499)	8	(2)	2,970	(170)	110	20,529	2,323	1,425	－
京都市	96	(19,660)	10	(1)	5,443	(100)	86	14,217	1,667	787	－
大阪市	174	(31,393)	14	(2)	7,590	(1,326)	160	23,803	3,810	2,175	－
堺市	※ 43	※ (11,898)	※ 1	※ (1)	※ 60	※ (60)	※ 42	※ 11,838	※ 744	※ 460	－
神戸市	109	(18,672)	10	(4)	3,506	(1,626)	99	15,166	1,689	903	－
岡山市	56	(11,035)	9	(3)	3,795	(490)	42	7,240	696	459	※ 6,177
広島市	82	(13,246)	7	(1)	2,850	(140)	75	10,396	1,214	686	1,859,441
北九州市	90	(18,170)	6	(2)	1,765	(320)	84	16,405	948	624	※ 2,049
福岡市	115	(20,965)	5	(2)	1,503	(443)	110	19,462	1,751	1,042	－
熊本市	90	(14,559)	5	(2)	1,619	(529)	85	12,940	653	404	13,835,082
各市注釈	堺市:令和5年10月1日現在	堺市:左記に同じ	堺市:左記に同じ					堺市:左記に同じ	堺市:左記に同じ	横浜市:税抜 浜松市:浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。 岡山市:金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医業収入は無し。負担金収入のみ。 北九州市:門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。	

- (注)
- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
 - ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
 - ・(1)～(3)の数値は、令和6年3月31日現在
 - ・(4)～(7)の数値は、令和5年度市立病院事業会計の決算額

(5)医業費用	(6)一般会計 繰入金	(7)患者1人 1日当たり 診療収入		
			入院	外来
千円	千円	円	円	円
25,417,045	3,007,744	49,111	83,891	24,683
19,355,584	2,877,676	45,117	84,478	19,839
25,559,002	2,924,854	43,127	80,182	17,691
22,470,056	3,605,103	37,044	※ 75,241	15,340
34,771,898	5,826,720	36,709	68,394	18,474
39,384,890	※ 7,281,486	※ 49,538	※ 78,011	※ 26,410
—	—	—	—	—
28,131,989	3,912,236	53,203	82,100	27,275
12,139,970	3,141,031	32,339	57,428	14,332
7,725,503	2,726,161	40,644	66,147	18,797
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
84,899	89,628	—	36,480	9,919
2,027,250	201,260	20,931	29,883	11,489
356,167	583,206	—	—	—
—	—	—	—	—
15,147,813	1,698,198	43,799	65,187	20,110
	横浜市:税抜	横浜市:市 民・YBSC (入院＋外 来)収益合 計／市民・ YBSC(入院 ＋外来)患 者数合計	千葉県:感 染症を含む 横浜市:市 民・YBSCの 入院収益合 計／市民・ YBSC入院 患者数合計	横浜市:市 民・YBSC の外来収 益合計／ 市民・ YBSC外来 患者数合 計

13 公害関係(令和5年度実績)

区分	(1)苦情 件数			(2)処理件 数 (翌年度繰 越を除く。)		
		典型7公害	その他		典型7公害	その他
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	816	551	265	708	459	249
仙台市	230	230	—	168	168	—
さいたま市	483	482	1	483	482	1
千葉市	472	441	31	470	441	29
川崎市	728	722	6	762	749	13
横浜市	1,613	1,594	19	1,160	1,147	13
相模原市	199	199	—	199	199	—
新潟市	248	234	14	246	232	14
静岡市	136	136	—	136	136	—
浜松市	444	438	6	444	438	6
名古屋市	1,319	1,279	40	1,319	1,279	40
京都市	394	394	—	305	305	—
大阪市	1,451	1,430	21	1,282	1,266	16
堺市	326	306	20	265	252	13
神戸市	365	361	4	365	361	4
岡山市	232	231	1	232	231	1
広島市	283	281	2	279	277	2
北九州市	236	235	1	180	179	1
福岡市	561	555	6	558	552	6
熊本市	197	183	14	186	173	13
各市注釈						

(注)

・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。

・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」

「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和5年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	4,431	63,312,532	-	-
仙台市	879	12,967,941	-	-
さいたま市	687	7,600,571	-	-
千葉市	301	4,943,075	-	-
川崎市	2,820	42,076,828	-	-
横浜市	6,365	104,846,562	-	-
相模原市	1,360	13,636,400	-	-
新潟市	992	4,253,807	-	-
静岡市	515	2,591,040	-	-
浜松市	60	409,300	-	-
名古屋市	7,142	125,712,288	-	-
京都市	4,962	96,036,723	-	-
大阪市	4	34,000	-	-
堺市	26	362,010	-	-
神戸市	※ 442	※ 1,541,750	…	…
岡山市	675	2,846,585	-	-
広島市	※ 2,391	※ 13,801,192	-	-
北九州市	2,716	22,506,716	-	-
福岡市	4,515	55,561,139	-	-
熊本市	561	2,050,638	-	-
各市注釈	神戸市:平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載 広島市:令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。		神戸市:左記に同じ 広島市:左記に同じ	

15 中央卸売市場の実績(令和5年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	274,520	-	145,760,897
仙台市	212,553	88,859,588	142,379,735
さいたま市	7,892	-	6,105,872
千葉市	-	-	-
川崎市	105,895	29,862,771	50,657,648
横浜市	369,626	-	164,873,503
相模原市	-	-	-
新潟市	93,961	34,074,664	60,895,123
静岡市	66,159	-	33,111,563
浜松市	89,386	-	40,897,000
名古屋市	598,364	-	272,057,112
京都市	248,353	-	116,673,998
大阪市	765,446	-	373,735,832
堺市	-	-	-
神戸市	151,661	33,690,869	97,699,714
岡山市	85,165	-	46,389,380
広島市	172,378	67,660,715	83,132,041
北九州市	115,605	-	32,379,357
福岡市	391,544	-	149,128,752
熊本市	-	-	-
各市注釈			

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
63,990	88,603,747	210,530	57,157,150	-	-	-	-	-
65,607	77,696,528	126,699	35,312,465	20,247	21,175,275	-	88,859,588	8,195,467
-	-	-	-	7,892	6,105,872	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
16,639	21,455,361	89,255	26,914,030	-	-	-	29,862,771	2,288,256
43,744	55,870,613	306,625	88,212,280	19,257	20,790,610	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
30,461	38,507,774	63,500	19,559,219	-	-	-	34,074,664	2,828,130
17,560	20,234,009	48,599	12,877,554	-	-	-	-	-
15,424	17,346,528	73,962	23,550,472	-	-	-	-	-
92,094	113,282,637	486,226	141,549,467	20,044	17,225,008	-	-	-
22,808	33,600,802	217,473	66,868,654	8,072	16,204,542	-	-	-
99,154	138,450,459	651,261	211,952,161	13,073	20,485,036	1,958	-	2,848,176
-	-	-	-	-	-	-	-	-
30,373	44,055,895	114,371	34,057,889	6,916	16,776,683	-	33,690,869	2,809,247
19,396	24,507,058	65,769	21,882,322	-	-	-	-	-
20,097	25,015,326	144,708	43,704,750	7,573	7,825,183	-	67,660,715	6,586,782
-	-	115,605	32,379,357	-	-	-	-	-
60,483	47,259,679	306,924	73,611,088	24,137	28,257,985	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率		
		都市計画上 の公園数		都市公園面 積	都市計画区 域面積		市 街 化 区 域 内 都 市 公 園 面 積	市街化区域 面積
単 位	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²
札幌市	2,742	1,228	4.3	25.0	575.8	5.4	13.5	250.3
仙台市	1,855	439	3.8	16.9	443.0	6.0	10.9	180.8
さいたま市	1,013	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0
千葉市	1,168	454	3.6	9.8	272.1	5.8	7.5	128.8
川崎市	1,204	361	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3
横浜市	2,728	736	4.3	18.8	436.5	4.0	13.6	337.7
相模原市	629	179	1.7	3.6	217.0	4.4	3.0	68.6
新潟市	1,452	205	1.2	8.4	726.3	3.7	4.8	129.9
静岡市	536	154	2.0	4.8	234.9	1.8	1.9	105.4
浜松市	592	185	1.3	6.5	514.6	3.2	3.2	98.9
名古屋市	1,497	749	5.0	16.4	326.4	5.4	16.3	302.6
京都市	963	283	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	996	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.1	211.5
堺市	1,194	190	4.7	7.1	149.8	6.3	6.7	107.5
神戸市	1,693	491	4.7	26.4	557.3	9.7	19.8	203.4
岡山市	467	203	2.0	11.5	586.0	4.8	5.0	104.2
広島市	1,182	426	2.1	8.5	401.0	3.7	6.1	162.9
北九州市	1,719	783	2.4	11.9	488.6	3.9	7.9	205.8
福岡市	1,701	494	4.2	14.3	340.8	6.5	10.7	163.9
熊本市	1,139	242	2.0	7.2	354.3	3.9	4.2	108.0
各市注釈								

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
		市民100人当たり 街路樹(高木)本数		市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m ²	本	本	本	本
12.8	206,029	11.1	435,999	22.3
15.9	48,471	4.6	※ 2,613,468	246.2
5.0	23,101	1.7	※ 1,043,380	77.5
10.0	44,980	4.6	※ 362,465	※ 37.0
4.0	※ 41,265	2.7	1,026,656	66.3
5.0	※ 131,325	※ 3.5	※ 4,135,723	※ 109.8
5.0	※ 49,742	※ 6.9	※ 487,572	※ 67.4
11.0	※ 34,903	4.6	※ 506,953	66.3
7.1	※ 20,776	※ 3.1	※ 47,836	※ 7.1
8.4	※ 61,777	7.9	※ 1,915,187	243.4
7.1	※ 233,819	10.1	※ 2,596,537	111.8
4.7	※ 100,000	7.0	※ 500,000	34.8
3.5	※ 135,000	4.9	※ 6,319,000	227.5
8.8	※ 45,242	5.6	※ 725,292	89.7
17.6	262,286	17.6	4,189,752	280.6
16.9	※ 59,157	※ 8.5	※ 662,786	※ 95.2
7.2	※ 36,328	3.1	※ 2,287,241	193.7
13.2	123,721	13.6	2,490,303	273.8
8.7	83,892	5.1	1,775,909	107.9
9.8	※ 13,814	※ 1.9	※ 725,860	※ 98.7
川崎市:高木基準は3m以上 横浜市:高木基準3m以上で算出 相模原市:「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。 新潟市:令和5年度末現在(高木基準は3m以上)。 静岡市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 浜松市:高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。 名古屋市:0.6m以上の中高木で集計 京都市:高木基準は3m以上。公園の樹木本数を記載。 大阪市:令和5年度末の数値。 堺市:樹高3m以上を高木として集計する 岡山市:低木はn²で把握しており、面積より換算した数値(5本/n²) 広島市:令和6年3月末現在(高木基準は3m以上)。 熊本市:高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/n²) 横浜市:令和6年4月の人口あたり(3,767,635) 相模原市:左記に同じ 静岡市:左記に同じ 岡山市:左に同じ 熊本市:左に同じ 仙台市:面積より換算した数値(5本/n²) さいたま市:面積より換算した数値(5本/n²) 千葉市:本数はn²で把握 横浜市:中木(1≦H<3m)は(6)に集計。中木(生垣)は3本/m²で換算、低木7本/m²で換算 相模原市:左記に同じ 新潟市:令和3年度末現在。 静岡市:低木はn²で把握 浜松市:(5)に同じ 名古屋市:0.6m未満の低木で集計 京都市:(5)に同じ 大阪市:令和5年度末の数値。 堺市:樹高3m未満を低木として集計する 岡山市:左に同じ 広島市:令和3年3月末現在(3m未満を低木として計上)。 熊本市:左に同じ 千葉市:左記に同じ 横浜市:令和6年4月の人口あたり(3,767,635) 相模原市:左記に同じ 静岡市:左記に同じ 岡山市:左に同じ 熊本市:左に同じ				

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)		
		都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²
札幌市	95.1	301	831.0	873.7	89.2	5,044.6	5,657.9	93.5	57.4	61.4
仙台市	86.2	156	370.8	430.4	98.5	3,745.5	3,801.6	99.4	31.3	31.5
さいたま市	55.3	163	204.6	370.0	85.0	3,590.4	4,226.0	87.1	21.4	24.5
千葉市	76.3	151	289.6	378.9	91.9	3,113.1	3,388.8	97.1	23.7	24.4
川崎市	71.7	102	219.0	305.3	90.8	2,252.7	2,481.1	97.0	16.0	16.5
横浜市	64.7	220	525.1	811.7	98.3	7,520.6	7,647.9	99.2	52.0	52.4
相模原市	76.4	74	136.5	178.7	86.5	2,069.0	2,392.9	89.0	13.0	14.6
新潟市	51.6	195	275.0	532.6	83.8	5,783.7	6,904.9	91.4	40.4	44.2
静岡市	77.5	132	281.6	363.2	98.0	3,144.6	3,207.7	99.5	21.4	21.5
浜松市	68.0	144	289.8	426.4	86.9	7,391.7	8,509.1	94.3	46.4	49.1
名古屋市	95.7	344	942.6	985.4	97.9	6,204.1	6,339.8	99.2	52.8	53.2
京都市	75.8	259	364.6	481.2	89.9	3,248.1	3,612.9	97.6	23.9	24.5
大阪市	80.4	190	413.2	513.9	93.5	3,436.1	3,675.8	98.2	33.1	33.7
堺市	75.5	97	208.2	275.9	99.5	2,105.2	2,115.8	100	17.1	17.1
神戸市	89.6	542	712.7	796.3	76.5	4,583.8	5,944.2	94.3	35.4	37.6
岡山市	70.9	106	218.3	307.7	83.2	5,446.8	6,545.4	93.8	31.6	33.7
広島市	78.6	146	325.0	413.4	94.6	4,124.2	4,361.8	98.0	29.6	30.2
北九州市	83.5	266	507.1	607.4	92.7	3,940.2	4,251.3	98.0	31.6	32.2
福岡市	85.1	264	430.7	506.1	98.3	3,816.6	3,884.4	99.3	28.2	28.4
熊本市	72.5	108	※ 174.5	240.7	94.5	3,679.9	3,891.8	98.0	24.5	25.0
各市注釈			熊本市:右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。							

(注)

・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和6年3月31日時点)

また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値

・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

18 河川

区分	総数 (延長)		一級河川 (延長)		二級河川 (延長)		準用河川 (延長)		普通河川 (延長)	
単位	河川 (km)		河川 (km)		河川 (km)		河川 (km)		河川 (km)	
札幌市	597	(1,182.9)	44	(290.0)	19	(72.5)	62	(109.0)	472	(711.5)
仙台市	44	(688.2)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.6)	※ …	(396.5)
さいたま市	6,128	(1,647.5)	13	(89.9)	–	–	15	(33.6)	6,100	(1,524.0)
千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	–	–
川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	–	–	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※ …	(2,100.0)
相模原市	2,895	(636.8)	10	(95.3)	3	(27.4)	3	(17.6)	2,879	(496.5)
新潟市	44	(330.4)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	–	–
静岡市	2,176	(1,993.6)	53	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2,043	(1,493.5)
浜松市	13,361	(4,929.6)	41	(385.5)	29	(190.8)	66	(175.3)	13,230	(4,164.3)
名古屋市	57	(1,752.5)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※ …	(1,537.8)
京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	–	–	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	–	–	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.6)
神戸市	415	(649.7)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	203	(236.0)
岡山市	519	(741.2)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	445	(391.1)
広島市	※ 721	(1,010.3)	※ 51	(374.1)	※ 10	(88.8)	5	(6.3)	※ 655	(541.1)
北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	131	(257.9)	–	–	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)
各市注釈		広島市:一級・二級河川は、市域外も含む河川の総延長。		広島市:「総数(延長)」に同じ		広島市:「総数(延長)」に同じ			仙台市:普通河川数は計測されていない。 横浜市:普通河川数は計測されていない。 名古屋市:令和6年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。 広島市:普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)。	

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数	(床面積)	利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり量数	1住宅当たり居住室数	1住宅当たり延べ面積	空家	持家			床面積	貸家	
単位	戸	戸	戸	%	量	室	m ²	戸	戸	(m ²)	戸	m ²	戸
札幌市	1,128,200	478,300	456,500	116.2	15.0	3.7	79.5	155,800	15,445	(1,103,865)	2,637	319,591	10,032
仙台市	604,700	262,300	248,500	112.5	13.9	3.7	78.4	67,600	9,965	(663,680)	1,414	163,569	6,131
さいたま市	656,300	359,000	207,700	109.6	13.6	3.9	81.3	56,500	12,453	(967,052)	1,995	236,403	5,383
千葉市	510,700	266,200	167,800	111.2	13.9	3.8	79.1	52,700	8,147	(581,320)	1,226	141,898	3,342
川崎市	836,900	349,300	371,700	109.7	12.4	3.2	63.9	75,100	12,502	(812,745)	1,342	149,047	5,620
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	110.4	13.0	3.8	75.8	178,300	27,889	(1,995,916)	3,501	405,839	10,110
相模原市	369,300	203,900	113,700	109.1	13.3	3.9	77.4	30,200	5,607	(436,556)	937	102,002	1,710
新潟市	381,800	219,100	96,800	114.9	16.1	4.8	113.3	50,100	3,955	(345,343)	1,877	211,222	1,319
静岡市	346,100	183,200	99,000	117.4	14.4	4.4	94.6	52,700	4,038	(337,204)	1,450	164,068	1,935
浜松市	371,400	209,200	103,900	114.1	14.9	4.6	100.8	47,400	5,095	(458,294)	2,137	245,532	1,620
名古屋市	1,310,600	526,200	550,300	116.1	13.9	3.6	76.9	173,000	24,139	(1,656,018)	3,276	400,033	10,625
京都市	842,300	381,800	311,200	114.4	13.4	3.6	72.8	105,300	9,753	(669,137)	1,476	170,477	4,472
大阪市	1,827,900	609,900	819,400	119.7	12.5	3.1	60.1	294,600	30,541	(1,687,929)	1,324	168,293	18,087
堺市	427,800	222,600	129,300	115.4	13.8	4.2	82.9	55,200	5,932	(421,063)	1,090	125,616	2,707
神戸市	852,400	423,700	278,100	115.9	14.5	3.9	77.5	118,400	8,880	(632,536)	1,083	126,066	3,010
岡山市	387,900	185,100	132,800	117.6	14.8	4.3	90.6	56,100	※ 5,389	※ (412,634)	※ 1,444	※ 166,523	※ 2,011
広島市	628,800	295,700	235,900	113.1	14.1	3.9	80.0	73,700	9,130	(657,029)	1,232	147,284	4,811
北九州市	517,800	235,300	182,300	118.8	14.1	3.9	79.8	82,700	5,740	(443,457)	1,142	130,138	2,963
福岡市	944,000	320,300	509,600	110.2	12.9	3.2	64.1	79,700	14,961	(1,022,419)	1,416	171,687	9,011
熊本市	331,100	171,800	147,500	99.0	13.4	3.9	84.7	51,000	6,365	(502,423)	1,470	165,549	3,164
各市注釈									岡山市:建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。	岡山市:左に同じ	岡山市:左に同じ		

- (注)
- ・(1)の数値は、令和5年住宅・土地統計調査より算出
 - ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
 - ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和5年中(1～12月)の数値
 - ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

						(3)公的賃 貸住宅数	市営住宅数	高齢者のみの世帯割合	高齢者単身世帯の 割合	市住宅供給 公社住宅数	道府県営住 宅数	道府県住宅 供給公社住 宅数	独立行政法 人都市再生 機構住宅数						
床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積	1住宅当り延べ面積														
m ²	戸	m ²	戸	m ²	m ²	戸	戸	%	%	戸	戸	戸	戸						
510,939	74	9,755	2,702	263,580	71.5	36,914	26,486	55.2	37.3	－	5,101	430	4,897						
268,241	7	785	2,413	231,085	66.6	17,956	11,746	46.9	34.6	－	4,295	1,431	518						
266,333	1	94	5,074	464,222	77.7	19,295	2,507	54.2	37.7	－	9,614	－	7,174						
138,791	83	3,607	3,496	297,024	71.4	44,032	6,747	※	50.2	※	7,081	672	29,532						
261,779	30	1,468	5,510	400,451	65.0	※	32,632	17,601	57.7	39.2	1,690	4,107	2,235	6,900					
460,065	32	3,498	14,246	1,126,514	71.6	101,484	※	30,954	57.6	43.5	※	599	※	17,763	※	4,846	43,638		
70,940	7	607	2,953	263,007	77.9	12,471	2,794	53.1	35.9	－	4,043	1,608	4,026						
58,655	12	1,442	747	74,024	87.3	7,989	6,164	※	－	38.6	－	1,545	280	－					
106,621	8	1,195	645	65,320	83.5	11,591	6,800	50.5	39.8	－	4,104	－	687						
84,756	14	1,948	1,324	126,058	89.9	8,473	5,729	49.1	35.9	－	2,744	－	－						
497,071	68	10,224	10,170	748,690	68.6	109,774	61,687	※	51.7	※	1,554	19,116	2,578	24,839					
209,904	23	2,474	3,782	286,282	68.6	40,591	22,573	※	48.4	※	35.1	209	4,212	71	13,526				
771,581	98	8,857	11,032	739,198	55.3	※	151,973	111,747	－	－	※	3,067	77	※	1,598	※	35,484		
126,246	6	1,010	2,129	168,191	71.0	57,221	5,946	※	50.0	※	33.3	－	26,369	7,431	17,475				
139,515	4	1,626	4,653	360,358	71.2	91,494	44,763	55.8	42.8	※	2,514	※	12,871	※	1,085	※	30,261		
※ 88,037	※ 6	※ 795	※ 1,684	※ 149,544	※ 76.6	7,900	5,515	※	55.0	※	44.4	－	2,314	－	71				
222,161	87	3,433	3,000	284,151	72.0	23,558	14,483	52.9	39.5	－	8,144	94	837						
151,131	10	1,304	1,625	160,884	77.3	51,516	32,592	※	55.8	※	41.2	2,790	3,791	2,859	9,484				
446,680	35	6,374	4,499	397,678	68.3	※	67,904	※	47.3	※	32.6	※	49	※	4,160	※	4,046	※	28,340
159,596	23	2,459	1,708	174,819	78.2	20,062	13,226	50.9	37.6	－	6,836	－	－						
						川崎市：民間建設の特 優賃・高優賃＝99戸を 含む。 大阪市：令和6年3月 31日時点 福岡市：R6.3.31時 点	横浜市：公 営住宅＋改 良住宅 福岡市：左 記に同じ	千葉県：市営住宅入居戸数に 対する割合 新潟市：未集計 名古屋市：令和6年3月31日時点 (特定公共賃貸住宅は除く) 京都市：市営住宅入居戸数に 対する割合 堺市：市営住宅入居戸数に 対する割合 岡山市：令和6年3月31日現在入 居戸数4,054戸を母数とした割合 北九州市：令和5年4月1日現在 入居戸数24,927戸を母数とした 割合 福岡市：左記に同じ	千葉県：左記に同じ 名古屋市：左記に同じ 京都市：左記に同じ 堺市：左記に同じ 岡山市：左記に同じ 北九州市：令和5年 4月1日現在入居戸 数24,927戸を母数と した割合 福岡市：左記に同じ	横浜市：住 宅供給公社 大阪市：(3) に同じ 神戸市：令 和6年3月 31日時点 福岡市：左 記に同じ	横浜市：公 営住宅＋改 良住宅 神戸市：左 記に同じ 福岡市：左 記に同じ	横浜市：住宅 供給公社 大阪市：(3) に同じ 神戸市：左記 に同じ 福岡市：左記 に同じ	大阪市：左 記に同じ 神戸市：左 記に同じ 福岡市：左 記に同じ						

20 教育関係

(1)幼稚園（令和6年5月1日現在）

区分	ア 設 置 数（園児数）				イ 3歳児 就園率	3歳児 就園人数		3歳児人口	ウ 4～5歳児 就園率	4～5歳児 就園人数		4～5歳児 人口
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）									
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人	人	%	人	人	人
札幌市	※ 86（10,594）	9（289）	－（－）	77（10,305）	26.1	3,130	※ 11,972		28.8	7,464	※ 25,894	
仙台市	※ 59（7,298）	1（14）	1（101）	57（7,183）	28.9	2,146	7,416		32.9	5,152	15,636	
さいたま市	98（13,433）	－（－）	1（76）	97（13,357）	37.3	3,912	10,487		42.2	9,521	22,556	
千葉市	※ 54（5,942）	－（－）	1（139）	53（5,803）	28.0	1,778	6,352	※ 30.6	4,164	13,603		
川崎市	※ 59（8,914）	－（－）	－（－）	※ 59（8,914）	22.5	2,474	11,017	※ 27.3	6,440	23,567		
横浜市	233（27,973）	－（－）	－（－）	233（27,973）	28.8	7,206	25,063	38.6	20,767	53,847		
相模原市	17（2,061）	－（－）	－（－）	※ 17（2,061）	13.4	616	4,595	※ 14.7	1,445	9,829		
新潟市	24（1,249）	5（109）	1（11）	18（1,129）	7.4	379	5,109	※ 8.1	870	10,711		
静岡市	29（2,466）	－（－）	1（68）	28（2,398）	19.1	787	4,121	※ 19.1	1,679	8,779		
浜松市	93（6,710）	56（1,286）	－（－）	37（5,424）	36.8	2,035	5,527	39.4	4,675	11,865		
名古屋市	159（18,056）	20（1,210）	1（129）	138（16,717）	33.1	5,507	16,633	37.3	12,549	33,669		
京都市	111（8,888）	※ 15 ※（663）	※ 1 ※（93）	※ 95 ※（8,132）	32.0	※ 2,703	8,457	※ 34.3	※ 6,185	18,032		
大阪市	127（19,272）	※ 49（2,205）	1（123）	77（12,389）	19.5	3,492	17,891	24.4	9,096	37,268		
堺市	26（3,598）	4（298）	－（－）	22（3,300）	17.6	996	5,659	19.3	2,304	11,950		
神戸市	99（7,707）	32（873）	－（－）	67（6,834）	22.2	2,103	9,474	27.0	5,604	20,722		
岡山市	44（2,147）	※ 35（823）	1（109）	※ 8（1,215）	10.0	※ 523	5,216	※ 13.7	※ 1,515	11,063		
広島市	※ 80 ※（7,392）	※ 19 ※（399）	－（－）	※ 61 ※（6,993）	25.5	※ 2,230	8,762	27.7	※ 5,162	18,610		
北九州市	93（10,267）	4（34）	－（－）	89（10,233）	51.2	3,185	6,220	53.8	7,082	13,156		
福岡市	116（14,726）	－（－）	－（－）	116（14,726）	35.3	4,469	12,663	38.7	10,257	26,545		
熊本市	22（1,912）	6（212）	1（89）	※ 15 ※（1,611）	※ 9.2	※ 547	5,919	※ 10.1	※ 1,276	12,655		
各市注釈	札幌市：幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査による 仙台市：満3歳児含む 千葉市：満3歳児含む 川崎市：満3歳児を含む 広島市：左記に同じ 京都市：市立幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 京都市：市立幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 京都市：幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 京都市：左記に同じ 京都市：幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 京都市：左記に同じ 相模原市：幼稚園型認定こども園を除く 京都市：左記に同じ 岡山市：左記に同じ 広島市：アに同じ 熊本市：満3歳児含む、私学助成は含まず 川崎市：満3歳児を含む。 京都市：左記に同じ 岡山市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 熊本市：左記に同じ 熊本市：左記に同じ 京都市：園児数は、学校基本調査 岡山市：市立181人、私立172人、未移行園170人 広島市：アに同じ 熊本市：左記に同じ 札幌市：令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 千葉市：3月末人口 川崎市：令和6年3月末日現在 相模原市：令和6年4月1日現在 新潟市：令和6年4月末現在の住民基本台帳人口 静岡市：令和6年3月末現在の人口 京都市：3歳児人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 堺市：住民基本台帳人口（令和6年4月末） 神戸市：令和6年4月末現在の住民基本台帳人口による 広島市：令和6年4月末現在の住民基本台帳人口 北九州市：令和6年9月末現在の人口 熊本市：ア「私立」に同じ 千葉市：3月末人口 京都市：園児数は、学校基本調査 岡山市：市立642人、私立437人、未移行園436人 広島市：アに同じ 熊本市：左記に同じ 札幌市：イ「3歳児人口」に同じ 川崎市：令和6年3月末日現在 相模原市：イ「3歳児人口」に同じ 新潟市：イ「3歳児人口」に同じ 静岡市：令和6年3月末現在の人口 京都市：4～5歳児人口は、令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口 堺市：住民基本台帳人口（令和6年4月末） 神戸市：イ「3歳児人口」に同じ 広島市：令和6年4月末現在の住民基本台帳人口 北九州市：令和6年9月末現在の人口											

(2)市立小学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当たり児童数			ウ プール 保有率	エ 1校当たりグラ ウンド保有面積	エ 1校当たりグラ ウンド保有面積	グラウンド 総面積
			学級数	児童数				
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	m ²
札幌市	196	25.0	3,470	86,762	95.4	187	8,514.0	1,668,747
仙台市	※ 119	24.2	2,097	50,656	100.0	119	8,372.3	996,304
さいたま市	104	27.9	2,458	68,585	100.0	104	8,285.8	861,724
千葉市	107	25.1	1,760	44,203	100.0	107	9,094.0	973,063
川崎市	114	25.2	2,894	72,962	99.1	112	6,891.9	785,674
横浜市	334	23.9	7,086	169,199	99.7	※ 334	3,737	1,248,112
相模原市	69	23.5	1,378	32,336	92.8	64	7,476.6	515,883
新潟市	105	21.7	1,656	35,990	99.0	104	9,726.1	1,021,237
静岡市	81	23.8	1,216	28,904	97.5	79	8,043.3	651,505
浜松市	96	23.8	1,654	39,348	100.0	96	8,573.3	823,035
名古屋市	260	23.9	4,540	108,388	98.8	257	6,625.9	1,722,741
京都市	※ 154	23.5	2,328	54,696	99.3	149	4,919.6	757,615
大阪市	※ 282	※ 21.2	※ 5,267	※ 111,441	100.0	282	4,751.4	1,339,881
堺市	92	21.9	1,783	39,074	100.0	92	8,391.8	772,046
神戸市	161	24.4	2,832	68,961	98.1	158	7,163.4	1,153,301
岡山市	85	21.8	1,591	34,630	98.8	84	9,657.2	820,860
広島市	140	23.4	2,596	60,667	99.3	139	7,511.4	1,059,114
北九州市	※ 127	23.4	1,854	43,306	99.2	126	8,063.5	1,024,065
福岡市	※ 147	25.1	3,298	82,772	99.3	146	7,695.2	1,131,190
熊本市	92	23.3	1,717	39,938	100.0	92	9,799.5	901,550
各市注釈	仙台市:うち、1校 休校中 京都市:うち、4校 休校中 大阪市:令和5年 度学校現況調査 確報値 北九州市:うち、1 校休校中 福岡市:うち、1校 休校中	大阪市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ	大阪市:左記に同じ		横浜市:分校にも プールあるが学 校数に分校をカ ウントしていない ため、除外		

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(3) 市立中学校 (令和6年5月1日現在)

区分	ア 学校数	市立中学校数のうち中高一貫教育校		イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
		併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	96	-	-	29.0	1,518	44,027	120.7	1,397	1,686	3.1	3	11,549.8	1,108,781
仙台市	64	-	-	※ 26.0	※ 951	※ 24,760	119.4	847	1,011	100.0	64	12,330.0	789,121
さいたま市	58	1	-	31.7	998	31,679	※ 103.0	※ 827	※ 852	※ 100.0	※ 58	※ 13,252.6	※ 755,396
千葉市	53	1	-	29.3	736	21,577	104.0	758	788	100.0	53	13,576.1	719,535
川崎市	52	1	-	29.0	1,030	29,915	113.6	740	841	88.5	46	8,527.0	443,403
横浜市	143	2	-	29.9	2,521	75,437	77.1	2,072	1,597	100.0	144	6,419.0	※ 905,018
相模原市	34	-	-	28.1	575	16,170	107.8	463	499	100.0	34	12,558.1	426,974
新潟市	57	1	-	25.3	739	18,661	145.2	703	1,021	68.4	39	15,639.0	891,425
静岡市	43	-	-	25.8	559	14,395	100.3	559	594	97.7	43	11,815.5	508,065
浜松市	48	-	-	26.7	752	20,077	101.7	697	709	95.8	46	13,234.4	635,250
名古屋市	110	-	-	29.5	1,696	50,046	89.2	1,506	1,343	100.0	110	※ 9,997.9	1,109,771
京都市	※ 66	1	-	26.7	959	25,564	168.3	870	1,464	96.9	62	7,599.8	501,585
大阪市	※ 129	-	-	※ 25.4	※ 2,017	※ 51,202	109	1,664	1,821	100.0	129	7,434.9	959,108
堺市	43	-	-	26.5	752	19,921	125.8	586	737	100.0	43	13,345.5	573,857
神戸市	80	-	-	29.4	1,126	33,139	99.0	1,551	1,535	98.8	79	12,515.0	1,001,199
岡山市	37	1	-	26.5	634	16,817	140.0	505	707	86.5	32	14,640.1	541,683
広島市	63	-	-	28.0	1,011	28,317	122.7	888	1,090	100.0	63	11,426.6	719,873
北九州市	※ 63	-	-	27.9	791	22,059	124.4	804	1,000	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	※ 70	-	-	27.6	1,418	39,156	78.6	※ 977	768	※ 97.1	68	※ 10,574.5	740,218
熊本市	42	-	-	27.0	726	19,600	126.1	567	715	100.0	42	14,580.0	612,358
各市注釈	京都市:うち2校 休校中 大阪市:令和5年 度学校現況調査 確報値 北九州市:うち、1 校は夜間中学 福岡市:うち、1校 は夜間中学			仙台市:夜間学級(夜間中学)2学級を 含む 大阪市:アに同じ			さいたま市: 中等教育学 校を除く。	さいたま市:左 記に同じ。 福岡市:夜間 中1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。	さいたま市: 左記に同 じ。 福岡市:分 母に夜間中 1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。	さいたま市: 左記に同 じ。 名古屋市:分 校扱いでも単 独でグラウン ドを保有する 学校について は、1校として 計算 福岡市:夜間 中1校を含む	さいたま市: 左記に同 じ。 横浜市:グラ ウンド面積は 中高一貫校、 分校除く

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(4)義務教育学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	1	11.1	9	100	33.3	18	6	－	－	8,114.0	8,114
仙台市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
さいたま市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
千葉市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
川崎市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
横浜市	3	25.2	96	2,419	80.3	66	53	100.0	3	9,730.0	29,191
相模原市	2	5.5	23	126	72.2	36	26	50.0	1	9,463.5	18,927
新潟市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
浜松市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
名古屋市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
京都市	8	19.6	165	3,235	119.8	152	182	100.0	8	8,647.5	69,180
大阪市	1	21.2	40	847	74.0	27	20	100.0	1	10,670.0	10,670
堺市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
神戸市	2	20.0	45	899	136.6	41	56	100.0	2	12,911.5	25,823
岡山市	1	19.5	20	390	125.0	20	25	100.0	1	29,962.0	29,962
広島市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
北九州市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
各市注釈											

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 全日制学校数	(生徒数)	市立 (生徒数)	学級数 (1学級当 たりの生徒 数)	その他 公立 (生徒数)	私立 (生徒数)	全日制学校数のうち中高一貫教育校			
							併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)
単位	校	(人)	校	(人)	学級	(人)	校	(人)	校	(人)
札幌市	50	(39,467)	6	(4,968)	126	(39.2)	26	(19,791)	18	(14,733)
仙台市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
さいたま市	33	(29,889)	3	(2,344)	66	(35.5)	16	(12,358)	14	(15,187)
千葉市	29	(34,995)	3	(2,885)	72	(40.1)	16	(15,761)	10	(16,349)
川崎市	29	(25,595)	2	(1,668)	42	(39.7)	19	(16,261)	8	(7,666)
横浜市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
相模原市	25	(20,858)	5	(3,579)	95	(37.7)	14	(11,190)	6	(6,089)
新潟市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
静岡市	89	(78,309)	8	(6,593)	171	(38.6)	44	(37,211)	37	(34,505)
浜松市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
名古屋市	15	(14,935)	-	(-)	-	(-)	10	(10,073)	5	(5,005)
京都市	26	(19,098)	1	(713)	18	(39.6)	17	(11,332)	8	(7,053)
大阪市	26	(17,617)	2	(1,637)	45	(36.4)	11	(7,395)	13	(8,585)
堺市	28	(21,000)	1	(1,103)	27	(40.9)	17	(12,574)	10	(7,323)
神戸市	61	(64,835)	13	(11,311)	289	(39.1)	21	(19,983)	27	(33,541)
岡山市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
広島市	52	(39,975)	9	(4,881)	130	(37.5)	17	(12,510)	26	(22,584)
北九州市	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
福岡市	81	(67,903)	-	(-)	-	(-)	45	(30,389)	36	(37,514)
熊本市	22	(16,996)	1	(629)	18	(34.9)	13	(10,432)	8	(5,935)
各市注釈	50	(36,535)	5	(4,958)	126	(39.3)	19	(14,358)	26	(17,219)
	25	(19,906)	1	(450)	12	(37.5)	15	(11,181)	9	(8,275)
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	39	(29,993)	6	(4,990)	133	(37.5)	15	(10,769)	18	(14,234)
	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	36	(22,555)	1	(584)	15	(38.9)	20	(12,162)	15	(9,809)
	40	(41,800)	4	(3,599)	93	(38.7)	14	(14,729)	22	(23,472)
	-	(-)	2	(1,515)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
(注) ・学校数は、分校を除いた数値 ・昼夜間制高校は、定時制に計上 ・中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上										

(6)中等教育学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 （前期課程）	学級数 （前期課程）	生徒数 （前期課程）	ウ 生徒数 （後期課程）
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	－	－	39.9	12	479	451
仙台市	1	1	－	－	35.0	12	420	391
さいたま市	1	1	－	－	39.6	12	475	450
千葉市	1	1	－	－	39.8	12	477	－
川崎市	－	－	－	－	－	－	－	－
※ 横浜市	－	－	－	－	－	－	－	－
相模原市	1	1	－	－	34.4	14	481	454
新潟市	1	1	－	－	39.4	9	355	309
静岡市	－	－	－	－	－	－	－	－
浜松市	－	－	－	－	－	－	－	－
名古屋市	－	－	－	－	－	－	－	－
京都市	－	－	－	－	－	－	－	－
※ 大阪市	1	1	－	－	－	－	－	18
堺市	－	－	－	－	－	－	－	－
※ 神戸市	※ 1	※ 1	－	－	※ 40.3	※ 9	※ 363	※ 349
※ 岡山市	※ 1	1	－	－	※ ー	※ ー	480	459
広島市	1	1	－	－	29.8	12	357	330
北九州市	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡市	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本市	－	－	－	－	－	－	－	－
各市注釈	横浜市:中等教育学校については市立のみ計上。 大阪市:令和6年度学校基本調査確定値 神戸市:中等教育学校については公立のみ計上 岡山市:公立のみ計上	神戸市:左記に同じ			神戸市:アに同じ 岡山市:把握していない	神戸市:左記に同じ 岡山市:左に同じ	神戸市:左記に同じ	神戸市:左記に同じ

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

(7)特別支援学校（令和6年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数 及び生徒数	ウ プール		エ 1校当たり グラウンド保 有 面 積	グラウンド 総面積		
		学級数	児童数及び 生徒数	保有率			プール保有 校数	
単位	校	人	学級	人	%	校	m ²	n
札幌市	5	5.7	62	291	—	—	1,275.0	6,375
仙台市	12	3.9	298	1,176	41.7	5	3,730.7	44,768
さいたま市	2	2.6	37	98	100.0	2	—	—
千葉市	3	5.6	75	423	100.0	3	8,832.3	26,497
川崎市	4	3.9	166	647	75.0	3	3,808.5	15,234
横浜市	13	3.4	435	1,467	85.0	11	2,686.0	34,910
相模原市	3	3.6	146	532	※ …	※ …	※ …	※ …
新潟市	※ 2	3.7	90	334	100.0	2	3,984.5	7,969
静岡市	7	—	※ —	999	※ —	—	※ —	※ —
浜松市	※ 8	3.8	308	1,177	※ …	…	※ …	※ …
名古屋市	※ 5	※ 6.0	※ 209	※ 1,254	※ 100.0	5	※ 2,510.0	※ 10,040
京都市	8	4.1	303	1,228	50.0	4	2,697.1	21,577
大阪市	※ 17	4.0	758	3,054	—	—	—	—
堺市	2	4.4	109	475	100.0	2	7,950.5	15,901
神戸市	6	3.7	363	1,334	100.0	6	5,737.7	34,426
岡山市	—	—	—	—	—	—	—	—
広島市	※ 1	※ 4.9	※ 117	※ 577	※ 100.0	※ 1	※ 4,186.0	※ 4,186
北九州市	※ 8	4.1	325	1,333	75.0	6	3,826.9	30,615
福岡市	※ 9	※ 4.3	※ 458	※ 1,973	※ 77.8	※ 7	※ 5,026.1	※ 45,235
熊本市	2	6.7	21	141	—	—	4,970.0	9,940
各市注釈	新潟市:市立のみ。 浜松市:令和5年度静岡県 学校名簿(令和5年4月1 日現在)による。 名古屋市:市立のみ 大阪市:令和6年度学校基 本調査確定値。市立につ いては、平成28年4月に府 へ移管している。 広島市:市立のみ。 北九州市:市立のみ 福岡市:市立のみ。	名古屋市:左 記に同じ 広島市:左記 に同じ 福岡市:左記 に同じ	静岡市:把握 していない。 名古屋市:左 記に同じ 広島市:左記 に同じ 福岡市:左記 に同じ	名古屋市:左 記に同じ 広島市:左記 に同じ 福岡市:左記 に同じ	相模原市:把握していない。 静岡市:把握していない。 浜松市:把握していない。 名古屋市:左記に同じ 広島市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 静岡市:左記に同じ 浜松市:左記に同じ 名古屋市:左記に同じ 広島市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ		

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値

(8) 私立学校への助成状況（令和5年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	698,202	127,000	23,465	547,737	19,988	19,988	-	-	4,867	4,867	-	-	90,151	90,151	-	-
仙台市	176,833	3,981	1,500	171,352	1,355	-	-	1,355	2,187	-	-	2,187	35,000	-	-	35,000
さいたま市	202,875	-	3,000	199,875	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	-	-	1,000
千葉市	134,567	-	6,000	128,567	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	365,408	0	7,762	357,646	-	-	-	-	※ 1,060	※ 752	※ 308	-	※ 1,168	※ 1,168	※ -	-
横浜市	296,450	26,000	36,000	234,450	1,663	1,663	-	-	8,449	8,449	-	-	46,836	46,836	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	6,554	-	44	6,510	-	-	-	-	4	-	-	4	35,311	-	-	35,311
静岡市	20,113	-	-	20,113	3,295	-	-	3,295	7,462	-	-	7,462	44,349	-	-	44,349
浜松市	53,438	-	2,842	50,596	453	-	-	453	1,941	1,761	-	180	12,045	11,407	-	638
名古屋市	213,876	117,005	7,843	89,028	-	-	-	-	-	-	-	-	53,858	53,840	18	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	14,400	-	2,396	12,004
大阪市	17,000	-	-	17,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	36,000	-	-	36,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	172,212	152,981	2,512	16,719	-	-	-	-	-	-	-	-	109,914	-	-	109,914
岡山市	7,374	-	-	7,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	59,263	469	1,558	※ 57,236	-	-	-	-	2,526	-	480	2,046	65,082	-	8,371	56,711
北九州市	364,430	197,390	41	166,999	※ 2,134	1,511	-	623	※ 5,703	4,951	-	752	※ 53,745	50,711	233	2,801
福岡市	720,260	-	-	720,260	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	4,499	-	4,499	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,000	-	24,000	12,000
各市注釈				広島市: 令和5年度私立幼稚園振興事業補助金として各私立幼稚園に対して交付している補助金は研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を計上している。	北九州市: 企業版ふるさと納税を活用した私立学校(小中学校等)支援事業を別途実施。				川崎市: 各種学校に対する補助金は含まず。北九州市: イに同じ	川崎市: 令和5年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したものの。	川崎市: 令和5年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したもの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。		川崎市: ウ「補助金額」に同じ	川崎市: ウ「設備整備費補助」に同じ	川崎市: ウ「研修費補助」に同じ	

(注)

・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。

(9) 市立大学（令和6年5月1日現在）

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	川崎市立看護大学	横浜国立大学	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学	公立大学法人京都市立芸術大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	令和4年4月1日	（横浜市の法人を設立） 平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日（法人化）	昭和44年4月1日 （平成24年4月1日公立 大学法人化）
ウ 学科別学生数（人）	デザイン学部デザイン学科 391 デザイン研究科 53 看護学部看護学科 346 看護学研究科 46 助産学専攻科 9	-	-	-	看護学部 300	国際教養学部 国際教養学科 1,276 国際商学部 国際商学科 1,195 理学部 理学科 531 国際総合科学部 国際総合科学学科 22 データサイエンス学部 データサイエンス学科 275 医学部医学科 553 医学部看護学科 427 計 4,279 都市社会文化研究科 58 国際マネジメント研究科 51 生命ナノシステム科学研究科 131 生命医科学研究科 131 医学研究科医科学専攻 432 医学研究科看護学専攻 67 データサイエンス研究科 90 計 960 総計 5,239	-	-	-	-	（学部） 医学部 医学科 589 薬学部 薬学科 387 生命薬科学科 209 経済学部 教養課程 271 公共政策学科 301 マネジメントシステム学科 267 会計ファイナンス学科 201 人文社会学部 現代社会学科 300 国際文化学科 313 心理教育学科 268 芸術工学部 情報環境デザイン学科 124 産業イノベーションデザイン学科 126 建築都市デザイン学科 168 看護学部 看護学科 400 総合生命理学科 総合生命理学科 180 データサイエンス学部 データサイエンス学科 160 （大学院） 医学研究科 289 薬学研究科 138 経済学研究科 85 人間文化研究科 91 芸術工学研究科 82 看護学研究科 68 理学研究科 67	美術学部 561 美術科 294 デザイン科 122 工芸科 124 総合芸術科 21 音楽学部 265 音楽学科 265 大学院 229 美術研究科（修士）138 （博士）31 音楽研究科（修士）55 （博士）5
エ 教員数（人）	73	-	-	-	36	822	-	-	-	-	807	100
各市注釈												

大阪市		堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
大阪公立大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-	-
令和4年4月1日 (沿革 大阪市立大学 昭和24年4月1日設置 平成18年4月1日公立大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立) 令和4年度から学生募集停止	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-	-
総数 11,933 ※ 学部計 8,682 現代システム科学域 知識情報システム学類 191 環境社会システム学類 251 教育福祉学類 168 心理学類 133 現代システム科学域 62 文学部 教養課程 164 哲学歴史学科 55 人間行動学科 129 言語文化学科 78 文化構想学科 71 法学部 法学科 564 経済学部 経済学科 889 商学部 教養課程 555 商学科 202 公共経営学科 75 理学部 数学科 121 物理学科 229 化学科 257 生物学科 123 地球学科 76 生物化学科 110 工学部 航空宇宙工学科 113 海洋システム工学科 91 機械工学科 383 建築学科 106 都市学科 147 電子物理工学科 310 情報工学科 227 電気電子システム工学科 192 応用化学科 207 化学工学科 126 マテリアル工学科 129 化学バイオ工学科 170 農学部 応用生物科学科 156 生命機能化学科 159 緑地環境科学科 152 獣医学部 獣医学科 129 医学部 医学科 285 リハビリテーション学科 152 看護学部 看護学科 476 生活科学部 食栄養学科 199 居住環境学科 131 人間福祉学科 139 大学院計 3,251 現代システム科学研究科 115 文学研究科 113 法学研究科 81 ※法曹養成専攻含む 経済学研究科 61 経営学研究科 58 都市経営研究科 140 情報学研究科 222 理学研究科 518 工学研究科 1157 農学研究科 225 獣医学研究科 19 医学研究科 214 リハビリテーション学研究科 59 看護学研究科 117 生活科学研究科 152 1354	総数 2,203 ※ 学部計 1,984 商学部 教養課程 0 商学科 189 公共経営学科 78 経済学部 経済学科 261 法学部 法学科 213 文学部 哲学歴史学科 35 人間行動学科 74 言語文化学科 58 文化構想学科 36 理学部 数学科 30 物理学科 47 化学科 58 生物学科 40 地球学科 22 工学部 機械工学科 66 電子・物理工学科 52 電気情報工学科 63 化学バイオ工学科 60 建築学科 39 都市学科 68 医学部 医学科 297 看護学科 60 生活科学部 食品栄養科学科 36 居住環境学科 48 人間福祉学科 54 大学院計 219 経営学研究科 7 経済学研究科 4 法学研究科 13 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 25 理学研究科 10 工学研究科 14 医学研究科 87 生活科学研究科 21 創造都市研究科 17 看護学研究科 7 都市経営研究科 14 - ※ -	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 396 大学院(博士前期) 37 大学院(博士後期) 17 科目等履修生 1 合計 451 エ 教員数 56 ア神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 691 ロシア学科 183 中国学科 239 イスパニア学科 196 国際関係学科 392 第2部英米学科 385 学部・2部 計2,086 大学院 修士課程 68 博士課程 38 大学院 計106 合計 2,192 79	-	国際学部 国際学科 466 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 232 情報工学科 202 知能工学科 189 システム工学科 190 医用情報科学科 116 芸術学部 美術学科 178 デザイン工芸学科 176 大学院 国際学研究科 28 情報科学研究科 181 芸術学研究科 80 平和学研究科 20 197 (広島平和研究所を含む)	外国語学部 英米学科 620 中国学科 241 国際関係学科 387 経済学部 経済学科 614 経営情報学科 625 文学部 比較文化学科 642 人間関係学科 344 法学部 法律学科 762 政策科学科 324 地域創生学群 地域創生学類 515 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 197 機械システム工学科 188 情報システム工学科 314 建築デザイン学科 228 環境生命工学科 196 学部計 6,197 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 5 社会システム研究科 28 国際環境工学研究科 308 (博士後期) 社会システム研究科 21 国際環境工学研究科 163 (専門職学位) マネジメント研究科 41 大学院計 566 261	-	-
ウ総数:令和4年に開学した大阪公立大学に入学した学生数。	ウ総数:令和3年度までに大阪市立大学に入学した学生数。なお、その学生は「市立大学生」として卒業することとなる。エ:教員は全て大阪公立大学の教員となる。							

(10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当たりの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人 当たりの個人 貸出冊数	令和5年度 延個人貸出冊数	エ 市民1人 当たりの図 書購入費	令和5年度 図書購入費
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※ 12	138.0	2,712,462	269.9	※ 5,304,941	47.6	93,488,645
仙台市	7	183.0	1,999,483	372.8	※ 4,073,267	94.1	※ 102,771,492
さいたま市	25	265.5	3,574,577	601.0	8,091,447	74.4	100,192,060
千葉市	※ 15	※ 200.0	※ 2,164,945	※ 317.0	※ 3,114,795	※ 79.8	※ 78,396,000
川崎市	12	125.0	1,935,645	365.6	5,659,659	63.1	97,737,000
横浜市	18	107.7	4,057,293	295.3	11,125,289	72.0	271,208,000
相模原市	※ 29	201.3	1,456,450	295.3	2,136,053	58.8	42,520,000
新潟市	※ 19	248.2	1,897,139	482.5	※ 3,687,848	118.7	※ 90,709,000
静岡市	12	329.2	2,223,847	545.7	3,687,038	※ 161.0	108,743,000
浜松市	※ 24	339.7	2,638,391	461.9	3,588,160	166.8	129,544,661
名古屋市	※ 21	※ 140.3	※ 3,258,052	※ 424.7	※ 9,862,149	※ 60.2	※ 139,829,959
京都市	20	※ 136.4	1,959,495	※ 487.9	7,008,074	※ 122.9	176,554,682
大阪市	24	156.7	4,351,131	373.0	10,358,244	44.9	124,833,104
堺市	※ 15	243.6	1,968,985	482.5	※ 3,900,412	96.6	※ 78,100,238
神戸市	12	149.8	2,236,376	418.3	6,244,812	92.8	※ 139,334,846
岡山市	※ 10	256.2	1,783,703	547.3	3,811,017	136.7	※ 95,209,628
広島市	※ 13	※ 195.1	※ 2,293,042	※ 381.2	※ 4,480,668	※ 84.4	※ 99,242,019
北九州市	14	206.3	1,876,622	328.6	2,989,265	73.2	66,551,780
福岡市	12	124.0	2,041,223	236.0	3,884,860	40.6	66,778,347
熊本市	※ 5	※ 225.3	※ 1,657,614	※ 380.3	※ 2,798,072	※ 90.1	※ 66,266,950
各市注釈	札幌市：図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。 千葉市：公民館図書室は含まない。 相模原市：公民館等図書室を含む。 新潟市：図書館条例による図書館のみ。 浜松市：分室扱いの1施設含む。人口以外の数値はすべて令和6年3月31日時点のもの。 名古屋市：令和5年3月31日時点 堺市：図書施設（2施設）と、返却・予約資料の貸出のみのサービスポイント（1施設）を含む 岡山市：設置数は、図書館条例での設置館9館＋サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。 広島市：分室扱いの2施設を含む。 熊本市：図書館のみ。 千葉市：左記に同じ 静岡市：算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用。数値は全て令和6年3月31日時点のもの。 名古屋市：人口は令和5年4月1日時点 京都市：令和6年3月31日時点。図書のみ。 広島市：蔵書数及び人口等の数値は全て、令和6年3月31日時点のものである。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。 熊本市：令和6年4月1日推計人口。 札幌市：区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等を含む。 仙台市：図書のみ 千葉市：令和5年3月31日現在の数値。また、公民館図書室は含まない。 相模原市：令和6年3月31日時点の数値 新潟市：令和6年3月31日時点のもの、19図書館のほか20地区図書室を含む。 京都市：図書・雑誌（電子書籍を含む） 堺市：左記に同じ 広島市：左記に同じ 熊本市：イに同じ 札幌市：イ「蔵書数」に同じ 仙台市：図書・雑誌（電子書籍を除く） 千葉市：イ「蔵書数」に同じ 新潟市：令和6年3月31日時点のもの、19図書館のほか20地区図書室を含む。 図書・雑誌・視聴覚資料、電子書籍を含む。 名古屋市：令和5年3月31日時点 堺市：イ「蔵書数」に同じ 広島市：左記に同じ 熊本市：令和6年3月31日時点。団体・雑誌・視聴覚含む。 千葉市：アに同じ 静岡市：イに同じ 名古屋市：人口は令和5年4月1日時点 京都市：図書のみ。 広島市：左記に同じ 神戸市：垂水図書館、北図書館移転のための資料費含む 岡山市：アに同じ 広島市：左記に同じ。 また、雑誌新聞費を除く。 熊本市：雑誌・新聞・記録・電子書籍を除く。						

21 港湾（令和5年実績）

区分	(1)海上出入貨物							(2)外貨コンテナ 貨物取扱個数
	ア 外貨	イ 内貨		エ 内貨		オ 内貨		
単位	t	t	t	t	t	t	t	TEU
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	※ 34,626,444	※ 9,779,006	※ 8,559,312	※ 1,219,694	※ 24,847,438	※ 12,559,186	※ 12,288,252	※ 81,887
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	63,195,748	38,088,507	32,873,177	5,215,330	25,107,241	11,638,291	13,468,950	85,732
横浜市	100,967,965	71,425,530	41,929,862	29,495,668	29,542,435	17,375,934	12,166,501	2,686,431
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	27,589,631	11,687,267	10,770,118	917,149	15,902,364	9,216,997	6,685,367	159,673
静岡市	※ 15,830,335	※ 9,254,882	※ 5,926,179	※ 3,328,703	※ 6,575,453	※ 4,644,546	※ 1,930,907	※ 410,498
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	157,844,606	109,051,773	65,987,345	43,064,428	48,792,833	24,446,882	24,345,951	2,534,122
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
※ 大阪市	82,498,604	33,479,395	25,139,498	8,339,897	49,019,209	27,920,932	21,098,277	1,981,370
堺市	34,966,888	16,036,224	15,288,073	748,151	18,930,664	11,748,908	7,181,756	0
神戸市	92,057,541	50,328,732	28,529,488	21,799,244	41,728,809	24,114,183	17,614,626	2,191,442
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	98,574,063	24,939,890	19,263,132	5,676,758	73,634,173	38,601,379	35,032,794	422,420
福岡市	32,398,177	18,031,190	9,541,824	8,489,366	14,366,987	10,138,314	4,228,673	832,091
熊本市	3,353,752	151,691	81,178	70,513	3,202,061	1,884,738	1,317,323	9,011
各市注釈	仙台市: 数値は令和5年暫定値 静岡市: 数値は令和5年確報値 大阪市: (全ての項目において) 令和5年実績は確定値							

22 上水道（令和5年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量		給水人口 (令和5年3月末)	(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金				
	年間総配水量	年間総配水量					年間有収水量	最多口径	10m ³	20m ³	適用年月日
単位	m ³	m ³	人	m ³	m ³	%	m ³	mm	円	円	
札幌市	97.6	191,203,450	1,958,377	572,300	522,414	93.7	179,149,151	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	108.5	115,221,329	1,061,787	343,998	327,251	94.1	112,721,483	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	100.2	134,782,390	1,345,476	395,580	368,258	94.2	127,037,730	20	1,573	3,498	平成12年4月1日
千葉市	103.3	4,651,436	45,048	14,178	12,709	98.3	4,574,126	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	116.5	180,294,900	1,548,226	520,900	492,609	93.5	168,510,326	20	792	2,321	平成22年4月1日
横浜市	107.1	403,631,300	3,767,595	1,174,000	1,102,818	92.4	372,967,332	20	1,070	3,017	令和3年7月1日
相模原市	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …	※ …
新潟市	127.4	97,051,106	761,489	302,136	265,167	92.9	90,139,944	13	1,375	2,497	平成13年4月1日
静岡市	127.1	84,114,920	661,891	244,828	229,822	81.2	68,297,700	20	1,430	2,607	令和2年10月1日
浜松市	113.3	86,463,205	762,997	257,457	236,238	90.7	78,383,643	13	1,100	2,156	※ 平成19年7月1日
名古屋市	110.3	270,813,988	2,456,017	792,902	739,929	95.2	257,753,865	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	121.9	174,782,543	1,434,086	※ 505,484	※ 478,150	※ 91.7	※ 160,439,708	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	141.9	394,101,507	2,777,328	※ 1,145,900	※ 1,083,055	※ 92.1	※ 364,903,027	25	1,045	2,112	平成27年10月1日
堺市	111.8	91,239,909	815,949	266,340	249,289	92.3	84,255,620	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	120.7	179,998,560	1,490,720	521,110	491,799	92.4	166,310,738	20	968	2,563	平成9年4月1日
岡山市	121.9	84,788,681	695,455	250,546	231,663	90.8	77,016,096	13	1,254	2,882	令和6年4月1日
広島市	106.4	129,428,125	1,216,402	378,186	353,629	94.6	122,475,666	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.3	105,045,379	952,152	315,146	287,009	90.3	94,890,442	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.2	154,448,500	1,638,900	458,500	421,990	96.0	148,225,148	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	111.8	79,697,550	712,763	229,976	217,753	87.5	69,706,062	13	1,155	2,640	平成21年9月1日
各市注釈	相模原市:企業庁所管のため不明。	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 京都市:分水量220,502m ³ /年を含む。 大阪市:分水量2,296,493m ³ /年を含む	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 大阪市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ	相模原市:左記に同じ 浜松市:平成22年3月31日までの経過措置有り。

(注)

- ・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。
- ・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

23 工業用水道（令和5年度実績）

区分	(1) 1給水工場年間配水量	年間総配水量	給水工場数	(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量
	単位	m ³	m ³	工場	m ³
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,693,555.8	130,403,800	77	422,900	356,295
横浜市	499,511.3	33,467,260	67	130,380	91,441
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	117,650.1	12,823,857	109	41,500	35,038
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	※ 62,069.2	※ 21,351,810	344	※ 72,420	※ 58,338
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	214,376.7	15,649,502	73	62,260	42,758
岡山市	536,677.1	7,513,479	14	24,511	20,529
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	662,161.9	46,351,330	70	157,080	126,990
福岡市	62,889	1,886,675	30	6,922	5,155
熊本市	4,500.7	45,007	10	148.2	123.6
各市注釈	大阪市:配水量に上水道からの応援給水量は含まない	大阪市:左記に同じ		大阪市:(1)に同じ	大阪市:左記に同じ

24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率		(2) 処理区域面積率		(3) 人口普及率		(4) 下水処理場数
	排水区域面積率	排水区域面積	処理区域面積率	処理区域面積	人口普及率	処理区域内人口	
単 位	%	km ²	%	km ²	%	人	所
札幌市	99.2	248.3	99.2	248.3	99.8	1,966,400	10
仙台市	96.0	173.5	96.0	173.5	98.7	1,048,110	5
さいたま市	107.5	125.7	107.5	125.7	95.1	1,280,019	1
千葉市	95.9	123.6	95.9	123.6	97.5	956,140	2
川崎市	※ 95.0	107.2	※ 95.0	107.2	99.5	1,541,588	※ 5
横浜市	93.5	315.9	93.5	315.9	※ 100.0	3,752,351	11
相模原市	55.7	36.7	117.6	77.5	97.5	698,610	-
新潟市	101.1	131.3	101.1	131.3	87.3	667,244	4
静岡市	86.0	90.6	86.0	90.6	88.3	596,772	7
浜松市	143.9	142.3	143.9	142.3	81.7	642,426	6
名古屋市	96.4	291.8	96.4	291.8	99.4	2,308,300	15
京都市	※ 104.3	※ 156.3	※ 104.3	※ 156.3	※ 99.5	※ 1,428,900	5
大阪市	97.7	190.7	97.7	190.7	99.9	2,752,401	※ 13
堺市	92.3	102.1	92.3	102.1	98.5	802,535	3
神戸市	85.4	173.0	85.4	173.0	98.2	1,473,952	6
岡山市	78.1	81.4	78.1	81.4	69.2	481,682	8
広島市	90.9	146.8	90.9	146.8	96.5	1,134,695	5
北九州市	80.8	166.2	80.8	166.2	99.9	914,684	5
福岡市	104.0	172.0	104.0	172.0	99.7	1,641,460	6
熊本市	114.7	123.8	114.7	123.8	91.0	663,956	5
各市注釈	川崎市:排水(処理)区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積 京都市:令和5年度未現在。	京都市:左記に同じ	川崎市:(1)に同じ 京都市:左記に同じ	京都市:左記に同じ	横浜市:人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。 京都市:左記に同じ	京都市:左記に同じ	川崎市:下水汚泥焼却施設を含む。 大阪市:うち1か所は舞洲スラッジセンター

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和5年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

1日当たりの 下水処理能力	1日当たりの 平均下水処理水量	(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
		水洗化普及率	水洗化戸数	処理区域内戸数	10㎡	20㎡	適用年月日
㎡	㎡	%	戸	戸	円	円	
1,147,000	871,750	99.9	960,108	960,631	660	1,397	平成9年4月1日
438,700	347,998	※ 99.7	※ 534,930	※ 536,577	773	1,917	平成14年6月1日
23,000	12,060	97.9	600,199	613,035	919	2,459	平成26年6月1日
340,100	188,969	99.6	476,771	478,618	853	2,140	令和6年4月1日
1,034,900	481,332	99.7	773,431	775,659	748	2,156	平成16年4月1日
2,141,400	1,440,700	99.8	1,872,798	1,876,362	737	2,035	平成13年4月1日
—	—	99.3	344,759	347,230	963	2,036	令和元年10月1日
208,750	222,479	92.4	304,872	330,088	1,309	3,047	平成16年7月1日
516,770	394,667	91.8	267,454	291,344	1,402	2,777	令和5年4月1日
343,000	256,996	97.0	315,820	325,667	1,661	2,948	平成29年10月1日
1,900,500	1,057,312	99.8	1,315,149	1,317,125	616	1,804	平成12年1月1日
1,256,650	788,032	※ 99.4	※ 568,160	※ 571,688	770	2,013	平成25年10月1日
2,844,000	1,672,730	100.0	1,675,864	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
303,900	213,639	96.4	382,760	396,898	1,281	2,821	平成29年10月1日
710,200	485,127	99.9	781,935	782,698	660	1,760	令和2年4月1日
79,580	46,337	93.8	166,286	177,369	1,273	3,011	平成20年4月1日
468,100	352,847	98.8	560,296	567,162	786	2,260	平成20年7月1日
621,000	412,444	99.6	489,253	491,420	697	2,248	平成11年11月1日
704,200	512,300	99.8	※ 873,568	※ 875,476	979	2,651	平成17年6月1日
285,400	248,703	97.6	289,975	297,044	1,036	2,346	平成21年9月1日
		仙台市:戸数ではなく世帯数 京都市:水洗化普及率は令和5年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数	仙台市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 福岡市:戸数ではなく世帯数	仙台市:左記に同じ 京都市:左記に同じ 福岡市:左記に同じ			

25 交通
(1) バス

区 分	単 位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市
ア 営 業 キ ロ	km	-	565.1	-	-	197.7	511.6	-	-	-
イ 停 留 所 数	所	-	1,075	-	-	491	1,259	-	-	-
ウ 在 籍 車 両 数	両	-	462	-	-	308(うち乗合303)	818(うち乗合786)	-	-	-
エ 料 金 体 系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部の 一定区域)及び100円 (地下鉄東西線八木 山動物公園駅、薬師 堂駅、荒井駅周辺の 一定区域) 〔令和元年10月1日〕	-	-	均一制 現金:220円 ICカード:220円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和4年10月1日〕 ※たまプラーザ駅～ 向丘遊園駅南口路線 川崎市内 現金:220円 ICカード:220円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和4年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-	-
オ 一 日 平 均	実 働 車 両 数 (貸 切 除 く)	両	-	392	-	-	263	627	-	-
	走 行 キ ロ (〃)	km	-	43,537	-	-	30,080	69,553	-	-
	乗 車 人 員 (〃)	人	-	92,741	-	-	119,442	304,521	-	-
	運 送 収 益	千円	-	17,469	-	-	21,023	52,176(税込)	-	-
各市注釈		-		-	-			-	-	-

(注)
 ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
 ・オの一日平均は、令和5年度実績の数値

浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	763.9	321.9	-	-	375.31	-	-	194.35	-	-
-	1,474	714	-	-	745	-	-	405	-	-
-	1,014	810	-	-	492	-	-	87	-	-
-	均一制210円	均一制 230円 [平成8年9月1日] ※一部、競合する先行 事業者の運賃と調整して いる路線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり [平成26年4月1日]	-	-	特殊区間制 [令和元年10月1日] 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	899.9	687	-	-	433	-	-	64	-	-
-	97,917	81,342	-	-	44,341	-	-	8,469	-	-
-	301,571	332,939	-	-	154,107	-	-	10,657	-	-
-	40,930	59,128(税込)	-	-	23,522	-	-	2,097	-	-
-			-	-		-	-		-	-

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区 分		単 位	札 幌 市	仙 台 市	さいたま市	千葉市	川崎市	横 浜 市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
ア 営 業 キ ロ		km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
イ 駅 数		駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
ウ 在 籍 車 両 数		両	368	144	-	-	-	302	-	-	-	-
エ 料 金 体 系 〔適用年月日〕			対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円 〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超え～6キロまで 250円 6キロ超え～9キロまで 310円 9キロ超え～12キロまで 340円 12キロ超え～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円 〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
オ 一 日 平 均	実 働 車 両 数	両	283	105	-	-	-	256	-	-	-	-
	走 行 キ ロ	km	92,384	32,175	-	-	-	97,113.6	-	-	-	-
	乗 車 人 員	人	597,415	246,272	-	-	-	607,502	-	-	-	-
	運 送 収 益	千円	115,586	46,263	-	-	-	112,293(税込)	-	-	-	-
各市注釈					-	-	-		-	-	-	-

(注)

- ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
- ・オの一日平均は、令和5年度分実績の数値

名古屋	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
93.3	31.2	-	-	38.1	-	-	-	31.4	-
87	31	-	-	27	-	-	-	36	-
782	222	-	-	214	-	-	-	228	-
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	○西神・山手線、海岸線：対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 ○北神線：新神戸-谷上間の7.5km区間 280円 ※北神急行線の市営化に伴い、西神・山手線、海岸線とは別に北神線として運賃体系を設定 ※西神・山手線、海岸線と北神線を乗り継ぐ場合は、西神・山手線、海岸線の運賃を100円、北神線の運賃を110円割引 〔令和2年6月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	-
628.9	243	-	-	185	-	-	-	177	-
181,516	55,620	-	-	61,421	-	-	-	53,925	-
1,219,454	385,499	-	-	299,450	-	-	-	※ 482,037	-
193,950	75,388(税込)	-	-	50,872	-	-	-	93,953	-
		-	-		-	-	-	福岡市：福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。	-

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和5年中)	人口1万人当たりの出 火件数	(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和5年中)
単位	件	件	台	基	件
札幌市	385	2.0	116	18,771	119,957
仙台市	246	2.2	133	17,667	64,830
さいたま市	313	2.3	94	16,793	85,035
千葉市	262	2.6	112	※ 15,645	69,155
川崎市	390	2.5	105	25,814	87,591
横浜市	733	1.9	317	60,072	254,636
相模原市	150	2.1	66	10,277	43,696
新潟市	172	2.2	※ 108	18,624	45,405
静岡市	188	2.2	115	※ 18,620	47,933
浜松市	168	2.1	84	18,550	43,868
名古屋市	550	2.4	222	44,938	155,776
京都市	220	1.6	172	21,523	103,059
大阪市	707	2.6	238	34,196	263,089
堺市	188	2.0	※ 109	※ 24,913	70,741
神戸市	392	2.6	130	33,914	99,683
※ 岡山市	165	2.3	72	5,802	36,227
広島市	※ 227	※ 1.9	※ 141	※ 33,739	※ 68,692
北九州市	197	2.2	115	25,284	63,061
福岡市	283	※ 1.8	82	21,376	100,007
※ 熊本市	183	2.4	87	18,577	45,926
各市注釈	岡山市:消防事務受託市町村を含む数値。 広島市:消防事務受託市町村を除いた数値。 熊本市:消防事務受託市町村を含む数値。	広島市:左記に同じ 福岡市:人口は、令和5年3月末時点「福岡市登録人口」による。	新潟市:ポンプ46、工作9、指揮8、はしご6、化学6、特殊30、3点セット3 計108 堺市:消防事務委託市分を含む数値 広島市:消防事務受託市町村を含む数値。	千葉市:消防水利数は、市街地及び準市街地以外の地域に設置されている消防水利の数を含む。 静岡市:消防事務委託市町村を含む数値。 堺市:左記に同じ 広島市:消防事務受託市町村を含む数値。消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。	広島市:消防事務受託市町村を除いた数値。

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(3)消防水利総数は、消火栓・防火水槽その他の水利の総数
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値

(5) 搬送人員 (令和5年中)	(6) 救助出動件数 (令和5年中)	(7) 救急車保有数
人	件	台
99,782	1,948	35
54,266	768	29
70,998	1,025	31
57,658	1,199	27
71,110	1,850	30
204,971	2,061	85
35,890	792	※ 20
40,695	163	25
43,640	643	28
38,487	253	24
137,309	2,507	49
86,143	1,317	34
209,110	4,489	73
62,113	1,314	※ 26
83,231	2,814	34
33,049	252	21
※ 56,640	※ 1,000	※ 40
56,043	459	23
85,389	3,114	34
40,032	371	27
広島市:左記に同じ	広島市:左記に同じ	相模原市:日勤救急隊含む 堺市:(2)に同じ 広島市:消防事務受託市町分を 含む数値。

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア 市徴収基準額表

入所児童の属する世帯の階層区分		
区分	定 義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	
B 1	市町村民税が非課税の世帯	
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満
D 1		48,600円以上 67,000円未満
D 2		67,000円以上 97,000円未満
D 3		97,000円以上 140,000円未満
D 4		140,000円以上 169,000円未満
D 5		169,000円以上 254,000円未満
D 6		254,000円以上 301,000円未満
D 7		301,000円以上 341,000円未満
D 8		341,000円以上 397,000円未満
D 9		397,000円以上

ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額

B 0	市町村民税が非課税の世帯	
C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	48,600円未満
D01		48,600円以上 67,000円未満
D02		67,000円以上 77,101円未満

(備考)

①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。

②階層区分について

- ・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)
- ・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、
- ・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額

③多子軽減について

令和6年度からは、保護者と生計を一にする子ども(※)について、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合

イ 第二子以降軽減状況

「ア(備考) ③多子軽減について」とおり

ウ 保育料収納率

99.21 %(令和5年度現年度分)

幌 市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

☆

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

☆

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

		仙					
ア 市徴収基準額表	階層区分	階層認定の基準		保育利用(2号・3号認定)3歳未満児			
				利用者負担額＜保育料＞(主食費・副食費含む)			
				保育標準時間		保育短時間	
				第1子	第2子	第1子	第2子
				円	円	円	円
	A	生活保護世帯					
			0	0	0	0	
	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0		
	C1	市町村民税均等割のみ課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
	C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
	C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
	C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
			69,000円未満				
	C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
			83,000円未満				
	C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
	C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
	C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
	C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
	C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11	301,000円未満		55,400	27,700	54,500	27,250	
C12	397,000円未満		59,200	29,600	58,200	29,100	
C13	457,000円未満		62,400	31,200	61,400	30,700	
C14	519,000円未満		65,200	32,600	64,100	32,050	
C15	611,000円未満		67,600	33,800	66,500	33,250	
C16	611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450		
	市町村民税の未申告または確認のできない世帯						
		・令和6年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・保施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただき ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接 注) 1. 年齢について ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。 ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和6年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。 2. 利用者負担額(保育料)の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控 【4月～8月分】:令和5年度の市町村民税(令和4年1月～12月収入分) 【9月～翌3月分】:令和6年度の市町村民税(令和5年1月～12月収入分) ・政令指定都市の所得割額は6%相当(名古屋市は5.7%)の税率を適用して計算します。 ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。					
イ 第二子以降 軽減状況	以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。保育利用(2・3号認定)の3歳未満児の利用者負担額について、第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。 教育利用(1号認定)および保育利用(2号認定)の3歳以上児の副食費について、第3子以降のお子さまは免除されます。 ○教育利用(1号認定) 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(※)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ○保育利用(2・3号認定) 対象施設(※)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ※対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚園、児童心理治療施設、企業主導型保育施設 対象利用制度: 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯保護者と生計が同一の子等が対象です。						
ウ 保育料収納率	現年度分 :99.27% 滞納繰越分:36.03% 総括 :97.66%						

台市

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児				階層認定の基準
利用者負担額 <保育料>	副食費		主食費 第1子 第2子 第3子以降	
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		
無償	免除	免除	施設で 定める額	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
				市町村民税均等割のみ課税世帯
	市町村民税所得割額 57,700円未満			
	77,101円未満			
	施設で 定める額	施設で 定める額		77,101円以上
市町村民税の未申告または 確認のできない世帯				

育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育

ます。

ご確認ください。

除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

する場合があります。

		さ		い	
ア 市徴収基準額表	各 月 初 日 の 利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分				
	階層区分	定 義			
	第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯			
	第 2	市町村民税非課税世帯			
	第 3	市町村民税均等割額のみの世帯			
	第 4	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		
	第 5		48,600円以上	63,900円未満	
	第 6		63,900円以上	97,000円未満	
	第 7		97,000円以上	137,600円未満	
	第 8		137,600円以上	169,000円未満	
	第 9		169,000円以上	301,000円未満	
	第 10		301,000円以上	397,000円未満	
	第 11		397,000円以上		
	※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和6年4月1日時点の年齢となります。 ※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。 ※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。				
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)…………… 通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)…………… 無料 ●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。 ●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。				
ウ 保 育 料 収 納 率	97.2%(令和5年度) 現年度分:99.50% 過年度分:22.25%				

た ま 市

利 用 者 負 担 額 （ 単位：円／月 ）			
3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分	千	
ア 市徴収基準額表	令和6年度保育料(月額)	
	階層 区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯
	要保護	
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯
	※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務	
イ 第二子以降軽減状況	●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子ども 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者	
ウ 保 育 料 収 納 率	99.4%(令和5年度現年)	

葉 市							
保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
世帯等							
0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
基準額							
つく利用者負担額となります。 控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。 者の課税額から決定する場合があります。							
児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。 に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定）・特別支援学校幼稚園（学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条 法第6条の2第2項に規定）・医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定） を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃 又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯							

		川 崎					
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況 (令和6年度) ※令和6年4月改定	階層 区分			保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)			
				保育標準時間		保育短時間	
				3歳未満児保育料			
				基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子
	A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者		0	0	0	0
	B	市民税非課税世帯		0	0	0	0
	C 1	市民税均等割のみ		5,300	2,650	5,200	2,600
	C 2	市民税所得割課税額	5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050
	C 3	5,000円以上	48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450
	C 4	48,600円以上	50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500
	C 5	50,400円以上	60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750
	C 6	60,000円以上	70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200
	C 7	70,800円以上	84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900
	C 8	84,600円以上	97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800
	C 9	97,000円以上	108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600
	C 10	108,600円以上	123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450
	C 11	123,000円以上	138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350
	C 12	138,600円以上	154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250
	C 13	154,200円以上	169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250
	C 14	169,000円以上	183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200
	C 15	183,900円以上	204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550
	C 16	204,600円以上	234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750
	C 17	234,600円以上	258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000
	C 18	258,600円以上	276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000
	C 19	276,600円以上	301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700
	C 20	301,000円以上	321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150
	C 21	321,700円以上	341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400
	C 22	341,200円以上	366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850
	C 23	366,700円以上	397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350
	C 24	397,000円以上	475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050
	C 25	475,300円以上		82,800	41,400	81,400	40,700
注1 この表の市民税の額は、令和6年4月～令和6年8月分保育料については、世帯の令和5年度市民税額の世帯の令和6年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附 注2 3歳以上の保育料は無料です。 注3 きょうだいの年齢、利用施設・事業にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。) 注4 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。 注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B 階層を除く)							
ウ 保 育 料 収 納 率	99.53%(令和5年度決算)						

市

小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)				家庭の保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
保育標準時間		保育短時間				
3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	3歳未満
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	44,500
23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	
26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000 (保育単価限度)
56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	(保育単価限度)

年額、令和6年9月～令和7年8月分保育料については、
金控除の適用はありません。).

無料としています(幼児教育・保育の無償化により保育料が

	横 浜							
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況	令和6年4月1日現在							
	負担 区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)			
		対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所			
		きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子	
		保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間
	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0
	C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0
	市民税 所得割額※	D1 市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
		D2 10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D3 48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
		D4 50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D5 57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
		D6 77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D7 97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D8 102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D9 120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
		D10 138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D11 169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D12 174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D13 192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
		D14 211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
		D15 228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D16 246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D17 255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D18 264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D19 273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D20 282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D21 291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D22 301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D23 309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
		D24 335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
		D25 361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
		D26 387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
		D27 397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
	「第3子」以降のお子さんの利用料は無料	E0 市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E1 D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E2 D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E3 D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E4 D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
		E5 D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0
ウ 保 育 料 収 納 率	令和5年度現年度徴収率:99.55%							

市

(単位:円)

3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和6年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	市区町村民税所得割の額が右の区分に該当する世帯	11,800円未満	7,600	3,800	7,500
C3		11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100
D1		48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200
D2		52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500
D3		55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100
D4		57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100
D5		64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700
D6		77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700
D7		79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000
D8		86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200
D9		97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100
D10		109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700
D11		124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500
D12		139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400
D13		154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400
D14		169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500
D15		199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900
D16		236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500
D17		260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000
D18		280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700
D19		301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300
D20		339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200
D21		373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500
D22		410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700

- ※1 利用者負担額は令和3年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和6年4月～令和6年8月については令和5年度、令和6年9月～令和7年3月については令和6年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和6年度の利用者負担額が変更になる方は、令和7年3月末日までに申出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1～D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚園部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①～⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 ぎょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は各子育て支援センターで配付しています。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

- ※6 ひとり親世帯等で、C1～D5階層に該当する方は、右の利用者負担基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- ※7 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

保育料金額表①																		
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用																		
				保育料						副食材料費								
年齢区分（令和6年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）						3歳以上児（1号・2号認定）								
3号保育時間区分				保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定					
階層区分				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降			
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
C	非課税世帯			11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	市民税額 （8％課税額）	算定基準額 （6％課税額）																
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除						
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除						
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-	免除						
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除						
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0			免除				-	-	免除
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0									
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0									
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0									
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0									
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0									
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0									
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0									
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0									

◀保育料金額表①に関する注意点▶

○子どもの数え方

第1子……教育・保育施設等〔P.1※2〕を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子

第2子……教育・保育施設等〔P.1※2〕を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子

第3子以降…高校3年生までの子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※高校3年生までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和6年度は、平成18年（2006年）4月2日以降に生まれた方が該当します。

※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

保育料金額表②									
下記ⅠからⅣの全てに該当する場合に適用									
Ⅰ									
次の（1）から（3）までの世帯に該当しない									
（1）母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯									
（2）次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）									
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者									
イ 療育手帳の交付を受けている者									
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者									
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの									
（3）利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯									
Ⅱ									
市町村民税所得割課税額（6％課税額）が57,700円未満									
Ⅲ									
生計を一にする子ども等の人数が本人を含め2人以上									
Ⅳ									
生計を一にする子ども等の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。									
年齢区分（令和6年3月31日現在）				3歳未満児（3号認定）					
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定			
階層区分				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降		
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0		
C	市町村民税所得割額	非課税世帯		5,500	0	5,400	0		
		市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）						
D1		64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500	0	
D2A		76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000	0	

◀保育料金額表②に関する注意点▶

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。

保育料金額表③							
下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用 Ⅰ 次の(1)から(3)までの世帯に該当する (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯 (2)次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。） ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳の交付を受けている者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの (3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯 Ⅱ 市町村民税所得割課税額（6％課税額）が77,101円未満							
年齢区分(令和6年3月31日現在)				3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
	市町村民税所得割額	市市民税額 (8％課税額)	算定基準額 (6％課税額)				
D1		64,800	48,600 円未満	6,650	0	6,500	0
D2A		76,900	57,700 円未満	8,150	0	8,000	0
D2B		80,000	60,000 円未満	8,150	0	8,000	0
D3A		102,900	77,101 円未満	9,000	0	8,850	0

< 保育料金額表③に関する注意点 >

- ・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。

ア市徴収基準額表

◆第2子保育料無償化について◆
令和5年4月から、0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料について、第2子を無償とするとともに、世帯の所得やきょうだいの年齢に関係なく第何子かを

階層区分		令和4年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	第1子の利用者負担額(月額・円)	
			3号(0～2歳クラス)	
			標準時間	短時間
A		生活保護世帯等	0	0
B		市民税均等割非課税世帯	0	0
C		市民税所得割非課税世帯	7,500	7,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
市民税所得割課税世帯	D1	所得割額 64,800円未満	8,500	8,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100	3,100
	D2	80,000円未満	13,300	12,900
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200	5,000
	D3	89,300円未満	14,800	14,400
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800	5,600
	D4	102,801円未満	17,500	17,100
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000	6,800
	D5	129,300円未満	20,500	20,100
	D6	153,300円未満	25,500	24,900
	D7	177,300円未満	31,500	30,900
	D8	225,300円未満	32,500	31,900
	D9	252,000円未満	39,000	38,100
	D10	265,300円未満	42,000	41,100
	D11	281,300円未満	45,000	44,100
	D12	329,300円未満	45,000	44,100
D13	401,300円未満	46,500	45,600	
D14	452,000円未満	52,000	50,800	
D15	529,300円未満	55,200	54,000	
D16	529,300円以上	57,200	55,600	

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)
①令和6年度利用者負担額は、4～8月分を令和5年度の市民税額、9～3月分を令和6年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)
②第2子以降の利用者負担額は無料です。世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に
③この利用者負担額のほか、各園によって実費徴収や上乗せ徴収があることがあります。
④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計
⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の
⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の

イ第2子以降軽減状況

0～2歳(クラス年齢)の児童の利用者負担額について、世帯の所得やきょうだいの年齢、保育所等の利用に関わらず、

ウ保育料収納率

99.8%

決定し、保育料を算定します。

令和4年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	
生活保護世帯等	
市民税均等割非課税世帯	
市民税所得割非課税世帯	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
所得割額	48,600円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
60,000円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
67,000円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
77,101円未満	
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	
97,000円未満	
115,000円未満	
133,000円未満	
169,000円未満	
189,000円未満	
199,000円未満	
211,000円未満	
247,000円未満	
301,000円未満	
339,000円未満	
397,000円未満	
397,000円以上	

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。

して利用者負担額を算定いたします。

最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。

市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

保護者が監護し生計が同一の子で第何子を決定した上で、第2子以降の保育料が無料となります。

浜				松		
ア 市徴収基準額表	階層		区 分			
	1	生活保護世帯				
	2	市民税 非課税世帯	21	ひとり親世帯等		
			22	その他		
	3	市民税 所得割非課税世帯	31	ひとり親世帯等		
			32	その他		
	4	市 民 税 所 得 割 課 税 額	24,300 円未満	41	ひとり親世帯等	
				42	その他	
	5		24,300 円以上 48,600 円未満	51	ひとり親世帯等	
				52	その他	
	6		48,600 円以上 60,700 円未満	61	ひとり親世帯等	
				62	その他	
	7		60,700 円以上 72,800 円未満	71	ひとり親世帯等	
				72	その他	
	8		72,800 円以上 77,101 円未満	81	ひとり親世帯等	
				82	その他	
	9		84,900 円以上 97,000 円未満			
	10		97,000 円以上 121,000 円未満			
	11		121,000 円以上 145,000 円未満			
	12		145,000 円以上 169,000 円未満			
13	169,000 円以上 235,000 円未満					
14	235,000 円以上 301,000 円未満					
15	301,000 円以上 349,000 円未満					
16	349,000 円以上 397,000 円未満					
17	397,000 円以上					
イ 第二子以降 軽減状況	月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。 また、同時入所の第3子以降は無料となります。 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯については77,101円未満）は、保護者					
ウ 保育料収納率	99.00% (令和5年度現年分保育料)					
エ その他						

市

(単位:円/月)

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。

名 古 屋 市

令和6年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和6年4月～）（2・3号認定子ども）

階 層 区 分			市の基準月額	
			3歳未満児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円
B階層	令和6年度分（4月分から8月分までは令和5年度分）の市民税	非 課 税 世 帯	0	0
C階層	1	均 等 割 の み 課 税 世 帯	5,700	5,700
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000 円 ～ 40,800 円 未 満	7,500	7,400
	4	40,800 円 ～ 43,800 円 未 満	11,200	11,100
	5	43,800 円 ～ 55,200 円 未 満	13,900	13,700
	6	55,200 円 ～ 67,000 円 未 満	17,500	17,300
	7	67,000 円 ～ 88,800 円 未 満	22,100	21,800
	8	88,800 円 ～ 110,000 円 未 満	25,800	25,400
	9	110,000 円 ～ 131,600 円 未 満	29,400	29,000
	10	131,600 円 ～ 180,000 円 未 満	34,900	34,400
	11	180,000 円 ～ 236,800 円 未 満	42,700	42,000
	12	236,800 円 ～ 281,000 円 未 満	50,300	49,500
	13	281,000 円 ～ 351,500 円 未 満	58,300	57,400
	14	351,500 円 ～ 411,800 円 未 満	63,400	62,400
	15	411,800 円 ～ 518,000 円 未 満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700
	㉒ 397,000円以上 ～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
91,600	94,400	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900
	㉒ 397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所)								
子どもはぐみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
64,000	66,100	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200
	㉒ 397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800
68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
84,500	87,100	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ひとり親世帯等（令和6年度）

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A-2（0歳～2歳児（保育園（所）・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園））

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 700	5, 700	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 100
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	6, 700	6, 700	6, 800	6, 900	7, 000	7, 100	7, 100
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900

○ 表B-2（0歳～2歳児（小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所））

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 000	5, 000	5, 000	5, 100	5, 200	5, 300	5, 300
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	5, 800	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 200	6, 200
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700

○ 表C-2（0歳～2歳児（幼稚園型認定こども園））

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 300	5, 300	5, 400	5, 400	5, 500	5, 600	5, 600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	6, 200	6, 200	6, 300	6, 400	6, 500	6, 600	6, 600
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和6年4月以降

大阪市

（月額、単位：円）

階層 区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
			多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和6年度分（令和6年4月から令和6年8月までの間にあっては令和5年度分）の市町村民税が非課税である世帯		0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和6年度分（令和6年4月から令和6年8月までの間にあっては令和5年度分）の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」）	2,000	0	2,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650
第10	77,101円以上 79,000円未満		21,500	10,750	21,300	10,650
第11	79,000円以上 97,000円未満		24,900	12,450	24,700	12,350
第12	97,000円以上 115,000円未満		28,300	14,150	27,900	13,950
第13	115,000円以上 133,000円未満		32,700	16,350	32,300	16,150
第14	133,000円以上 169,000円未満		39,400	19,700	39,000	19,500
第15	169,000円以上 211,201円未満		45,100	22,550	44,500	22,250
第16	211,201円以上 217,000円未満		45,100	22,550	44,500	22,250
第17	217,000円以上 256,000円未満		50,700	25,350	50,100	25,050
第18	256,000円以上 301,000円未満		53,000	26,500	52,400	26,200
第19	301,000円以上 358,000円未満		59,200	29,600	58,600	29,300
第20	358,000円以上 397,000円未満		61,700	30,850	61,100	30,550
第21	397,000円以上 432,901円未満		65,900	32,950	65,300	32,650
第22	432,901円以上 536,000円未満		65,900	32,950	65,300	32,650
第23	536,000円以上		70,600	35,300	70,000	35,000

(1) 保護者等

子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。

ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。

なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。

(2) 市町村民税の所得割

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。

(3) ひとり親世帯

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。

(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

	堺			
ア 市徴収基準額表	税額等による階層区分			
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯		
	B1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)	
	B2		市町村民税非課税世帯(一般世帯)	
	C1		市町村民税課税世帯(均等割の額のみ世帯)	
	C2		市町村民税所得割額 48,600円未満	
	D1	A階層を除き前年度の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの	48,600円以上	70,900円未満
	D2		70,900円以上	108,200円未満
	D3		108,200円以上	138,100円未満
	D4		138,100円以上	198,400円未満
	D5		198,400円以上	297,400円未満
	D6		297,400円以上	338,500円未満
	D7		338,500円以上	397,000円未満
	D8		397,000円以上	
イ 第二子以降軽減状況	国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子以降の0～2歳児の保育料を無償化			
ウ 保育料収納率	令和5年度現年度 98.92% 過年度 7.93%			

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10,000	9,800	0	0	0	0
12,000	11,700	0	0	0	0
17,000	16,700	0	0	0	0
25,000	24,500	0	0	0	0
30,000	29,400	0	0	0	0
40,000	39,300	0	0	0	0
45,000	44,200	0	0	0	0
54,000	53,000	0	0	0	0
56,000	55,000	0	0	0	0
67,000	65,800	0	0	0	0

神

ア 市徴収基準額表

2023年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分		定 義	扶養している子どものうち、 年長者から何番目の子どもか
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う世帯、同法に規定する里親世帯	
B			市町村民税非課税世帯
C			所得割課税額 48,600円未満 である世帯
D	1	A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯
	2		所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯
	3		所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯
	4		所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯
	5		所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯
	6		所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯
			所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯
			所得割課税額 397,000円以上である世帯

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

(注1) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、

扶養している子どものうち、 年長者から何番目の子どもか
B階層
C階層
D1階層
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

(注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額

(注3)「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、

(注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制
なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満(ひとり親家庭、在宅障害児(者)の
給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。

イ 第二子以降
軽減状況

国の制度に加え、市独自で全ての世帯を対象に、多子世帯にかかる年齢制限を撤廃し、第2子保育料半額、

ウ 保育料収納率

令和5年度実績 現年度 99.83% 過年度 26.58% 合計 97.16%

利用者負担額(月額 単位:円) ()内は保育短時間認定における額 ※3歳以上児については副食費免除の有無					
3歳未満児			3歳以上児		
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
0			副食費免除有 (副食費はかかりません)		
0					
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0	副食費免除無 (副食費はかかります)		所得割課税額 57,700円(注4)
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)				
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)				
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)				
49,700 (48,900)	24,900 (24,500)				
66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		副食費免除有 (副食費はかかりません)		

3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円です

ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

3歳未満児		3歳以上児	
第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
0	0	副食費免除有 (副食費はかかりません)	
3,100			
4,500			
9,000			

又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。
いる世帯等は77,100円以下)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、

第3子以降の保育料無償化を実施

	岡			
ア 市徴収基準額表	利用者負担額表(令和4年度)			
	各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
	階層区分	定 義		
	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		
	B階層	非課税		
	C階層	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯	1	均等割のみ課税
			2	所得割の額が 10,800円未満
			3	10,800円以上 48,600円未満
			4	48,600円以上 57,700円未満
			5	57,700円以上 65,000円未満
			6	65,000円以上 81,000円未満
			7	81,000円以上 97,000円未満
			8	97,000円以上 121,000円未満
			9	121,000円以上 145,000円未満
			10	145,000円以上 169,000円未満
			11	169,000円以上 199,000円未満
			12	199,000円以上 229,000円未満
			13	229,000円以上 301,000円未満
			14	301,000円以上 397,000円未満
			15	397,000円以上
※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯 表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について … 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって				
イ 第二子以降 軽減状況	国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、 している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。			
ウ 保育料収納率	令和5年度実績 現年度 99.59% 過年度 23.13% 合計 96.34% ※公立認定こども園利用料を含む			

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

内の金額となり、第3子以降は無料となります。

等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額

場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童

も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用

ア 市徴収基準額表	各月初日の保護者の属する世帯の階層区分 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 450 528 506">A</td><td colspan="2" data-bbox="528 450 1406 506">生活保護法による被保護世帯</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 506 528 562">B</td><td colspan="2" data-bbox="528 506 1406 562">市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 562 528 618">C1</td><td data-bbox="528 562 778 1518" rowspan="17">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)</td><td data-bbox="778 562 1406 618">均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 618 528 674">C2</td><td data-bbox="778 618 1406 674">所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 674 528 730">C3</td><td data-bbox="778 674 1406 730">44,100円以上 48,600円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 730 528 786">C4</td><td data-bbox="778 730 1406 786">48,600円以上 54,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 786 528 842">C5</td><td data-bbox="778 786 1406 842">54,000円以上 59,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 842 528 898">C6</td><td data-bbox="778 842 1406 898">59,000円以上 64,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 898 528 954">C7</td><td data-bbox="778 898 1406 954">64,000円以上 79,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 954 528 1010">C8</td><td data-bbox="778 954 1406 1010">79,000円以上 97,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1010 528 1066">C9</td><td data-bbox="778 1010 1406 1066">97,000円以上 114,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1066 528 1122">C10</td><td data-bbox="778 1066 1406 1122">114,000円以上 133,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1122 528 1178">C11</td><td data-bbox="778 1122 1406 1178">133,000円以上 151,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1178 528 1234">C12</td><td data-bbox="778 1178 1406 1234">151,000円以上 169,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1234 528 1290">C13</td><td data-bbox="778 1234 1406 1290">169,000円以上 205,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1290 528 1346">C14</td><td data-bbox="778 1290 1406 1346">205,000円以上 256,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1346 528 1402">C15</td><td data-bbox="778 1346 1406 1402">256,000円以上 301,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1402 528 1458">C16</td><td data-bbox="778 1402 1406 1458">301,000円以上 397,000円未満</td></tr> <tr> <td data-bbox="403 1458 528 1518">C17</td><td data-bbox="778 1458 1406 1518">397,000円以上</td></tr> </table> (注) 上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。			A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)		C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満	C3	44,100円以上 48,600円未満	C4	48,600円以上 54,000円未満	C5	54,000円以上 59,000円未満	C6	59,000円以上 64,000円未満	C7	64,000円以上 79,000円未満	C8	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上
A	生活保護法による被保護世帯																																											
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)																																											
C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																										
C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満																																										
C3		44,100円以上 48,600円未満																																										
C4		48,600円以上 54,000円未満																																										
C5		54,000円以上 59,000円未満																																										
C6		59,000円以上 64,000円未満																																										
C7		64,000円以上 79,000円未満																																										
C8		79,000円以上 97,000円未満																																										
C9		97,000円以上 114,000円未満																																										
C10		114,000円以上 133,000円未満																																										
C11		133,000円以上 151,000円未満																																										
C12		151,000円以上 169,000円未満																																										
C13		169,000円以上 205,000円未満																																										
C14		205,000円以上 256,000円未満																																										
C15		256,000円以上 301,000円未満																																										
C16		301,000円以上 397,000円未満																																										
C17		397,000円以上																																										
イ 第二子以降 軽減状況	軽減の方法は国に準じている。																																											
ウ 保育料収納率	R5決算 現年度分 99.34% 滞納繰越分 30.35% 計 97.50%																																											

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

		北 九 州			
ア 市徴収基準額表		(単位:円)			

市

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

学生などで別の住所の場合も無償化の対象となりますが、上のお子さんの収入状況等により、
あります。

福

ア 市徴収基準額表

利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	区 分 （ 税 額 ）		
A	- 生活保護法による被保護世帯 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B	A階層を除き、前年度市町村民税(9月以降は当該年度分市町村民税)の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	
C1		市町村民税のうち所得割非課税世帯	
C2		市町村民税のうち所得割が	48,600円未満
D1		〃	48,600円～ 61,000円未満
D2		〃	61,000円～ 73,000円未満
D3		〃	73,000円～ 85,000円未満
D4		〃	85,000円～ 97,000円未満
D5		〃	97,000円～ 126,000円未満
D6		〃	126,000円～ 149,000円未満
D7		〃	149,000円～ 169,000円未満
D8		〃	169,000円～ 255,000円未満
D9		〃	255,000円～ 301,000円未満
D10		〃	301,000円～ 397,000円未満
D11		〃	397,000円以上

- 注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限
ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認が
注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8%を適用されて
注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税
注4 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の
また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

イ 第二子以降
軽減状況

市独自で令和5年度より第2子無償化を開始。

ウ 保育料収納率

現年度 98.68 %
過年度 14.59 % 計 89.12 %

〈参考〉国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

保 育 料 の 額 (月 額)		
第1子		第2子以降
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
0 円	0 円	0 円
0	0	0
14,200	13,900	0
17,000	16,700	0
19,800	19,400	0
22,600	22,200	0
25,400	24,900	0
28,200	27,700	0
31,900	31,300	0
35,600	34,900	0
39,300	38,600	0
44,600	43,800	0
53,000	52,000	0
64,000	62,900	0
83,200	81,700	0

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0 円	0 円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限 度〕	78,800 〔保育単価 限 度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限 度〕	102,400 〔保育単価 限 度〕

も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。
 できませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。
 いますが、保育料算定にあたっては、旧の税率(6%)を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
 額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
 誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

このほか、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

	熊																																																																										
ア 市徴収基準額表	令和6年度																																																																										
	<table><tr><th colspan="4">入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分</th></tr><tr><th colspan="4">階層区分</th></tr><tr><td>第1</td><td colspan="3">生活保護世帯</td></tr><tr><td>第2</td><td colspan="3">市民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第3－1</td><td>市民税所得割課税</td><td colspan="2">24,300円未満</td></tr><tr><td>第3－2</td><td>〃</td><td>24,300円以上</td><td>48,600円未満</td></tr><tr><td>第4－1</td><td>〃</td><td>48,600円以上</td><td>65,000円未満</td></tr><tr><td>第4－2</td><td>〃</td><td>65,000円以上</td><td>81,000円未満</td></tr><tr><td>第4－3</td><td>〃</td><td>81,000円以上</td><td>97,000円未満</td></tr><tr><td>第5－1</td><td>〃</td><td>97,000円以上</td><td>121,000円未満</td></tr><tr><td>第5－2</td><td>〃</td><td>121,000円以上</td><td>145,000円未満</td></tr><tr><td>第5－3</td><td>〃</td><td>145,000円以上</td><td>169,000円未満</td></tr><tr><td>第6－1</td><td>〃</td><td>169,000円以上</td><td>213,000円未満</td></tr><tr><td>第6－2</td><td>〃</td><td>213,000円以上</td><td>257,000円未満</td></tr><tr><td>第6－3</td><td>〃</td><td>257,000円以上</td><td>301,000円未満</td></tr><tr><td>第7－1</td><td>〃</td><td>301,000円以上</td><td>349,000円未満</td></tr><tr><td>第7－2</td><td>〃</td><td>349,000円以上</td><td>397,000円未満</td></tr><tr><td>第8</td><td>〃</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr></table>			入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分				階層区分				第1	生活保護世帯			第2	市民税非課税世帯			第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満		第3－2	〃	24,300円以上	48,600円未満	第4－1	〃	48,600円以上	65,000円未満	第4－2	〃	65,000円以上	81,000円未満	第4－3	〃	81,000円以上	97,000円未満	第5－1	〃	97,000円以上	121,000円未満	第5－2	〃	121,000円以上	145,000円未満	第5－3	〃	145,000円以上	169,000円未満	第6－1	〃	169,000円以上	213,000円未満	第6－2	〃	213,000円以上	257,000円未満	第6－3	〃	257,000円以上	301,000円未満	第7－1	〃	301,000円以上	349,000円未満	第7－2	〃	349,000円以上	397,000円未満	第8	〃	397,000円以上	
	入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分																																																																										
	階層区分																																																																										
	第1	生活保護世帯																																																																									
	第2	市民税非課税世帯																																																																									
	第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満																																																																								
	第3－2	〃	24,300円以上	48,600円未満																																																																							
	第4－1	〃	48,600円以上	65,000円未満																																																																							
	第4－2	〃	65,000円以上	81,000円未満																																																																							
	第4－3	〃	81,000円以上	97,000円未満																																																																							
	第5－1	〃	97,000円以上	121,000円未満																																																																							
	第5－2	〃	121,000円以上	145,000円未満																																																																							
	第5－3	〃	145,000円以上	169,000円未満																																																																							
	第6－1	〃	169,000円以上	213,000円未満																																																																							
	第6－2	〃	213,000円以上	257,000円未満																																																																							
	第6－3	〃	257,000円以上	301,000円未満																																																																							
	第7－1	〃	301,000円以上	349,000円未満																																																																							
	第7－2	〃	349,000円以上	397,000円未満																																																																							
	第8	〃	397,000円以上																																																																								
	注 1	表中の年齢については、令和 6 年(2024 年)3 月 31 日現																																																																									
	注 2	階層区分は保護者の市民税所得割額の合算額により算定し																																																																									
		年度分の市民税所得割額により決定します。																																																																									
	注 3	市民税所得割額を計算する際、調整控除以外の税額控除(																																																																									
		されません。																																																																									
	注 6	この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費など																																																																									
	注 7	平成 30 年度(2018 年度)より熊本市など政令指定都市の																																																																									
		保育料)は旧税率(6%)を用いて計算します。政令指定都市																																																																									
		乗じて計算し直したうえで、利用者負担額(保育料)の表を																																																																									
	注 8	保護者が、里親又は小規模住居型児童養育事業(ファミリー																																																																									
		施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設)の長																																																																									
イ 第二子以降 軽減状況	注 4	同一世帯に生計を一にする 18 歳未満の兄・姉がいる場合、 については無料となります。同一世帯の 2 人以上の児童が (私学助成対象園)、企業主導型保育事業、特別支援学校 支援を利用する場合には、2 人目の児童については半額に 額 57,700 円未満(階層②～④－1 の一部)の世帯につい																																																																									
	注 5	2 人目の児童については半額に、また、3 人目以降の児童 母子(父子)世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障 税所得割額が 77,101 円未満(本市階層③－1～④－2 の 目以降は無料となります。																																																																									
ウ 保育料収納率	現年度	99.1%																																																																									
	過年度	11.6%	計 90.9%(令和5年度)※還付未済含まず																																																																								

本市

保 育 料 の 額 (月 額)			
3号認定(3歳未満)		2号認定(3歳以上)	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
0 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

在の満年齢により決定します。

、4 月～8 月は前年度分の市民税所得割額、9 月 から翌年 3 月は当

配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税 額控除等)は適用

の実費等の負担が必要な場合があります。

市民税の税率が 6%から 8%に変更されたことにより、利用者負担額(に住所があった方が課 税資料を確認される際は、所得割額に 6/8 を御覧ください。

ホーム)を行う者、児童福祉施設(乳児院、児 童養護施設、障害児入所である場合、階層①となります。

そのうちの最年長の児童から順に数えて 3 人目以降の 3 号認定児童、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療 型児童発達、また、3 人目以降の児童については 無料となります。市民税所得割では、生計を一にする兄・姉がいる 場合には、上の子の年齢を問わずについては無料 となります。

害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯等については、市民一部)の場合、1 人目は、3 号 認定については 4,000 円となり、2 人

2 住宅融資制度

区 分		単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 制 度 名			札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資 (住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度 (台風被災者) (令和3年度をもって新規受付終了)	川崎市勤労者生活資金貸付制度 (住宅の増改築・修繕費用)
(2) 申込者資格			・本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 ・被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 ・完済時の年齢が80歳未満の方 ・貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 ・市町村民税を滞納していない方	-	次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く) 1. 市内に1年以上居住している方(市内居住予定者を含む。)または市内の事業所に勤務している方 2. 同一事業所に1年以上勤務している方 3. 年齢満18歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 4. 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5. 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者
(3) 融資対象住宅			被災家屋 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家屋 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基つかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	現に居住している住宅の増改築・修繕
(4)	ア 融 資 対 象 金 額	円	被災家屋 1,200,000円 (市長は別に限度額を定めることができる) 傾斜家屋 2,000,000円 (基礎改修工事費の7割以内)	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	10万円～300万円
	イ 利 率	%	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.2%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)
	ウ 返 済 期 間		7年以内 (被災家屋は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)	10年以内
	エ 返 済 方 法		元金均等割賦払	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元利均等割賦返済
	オ 担 保 ・ 保 人 証		連帯保証人が必要	-	なし	-	-
(5)	令和5年度融資実績	件 (円)	0件 0円	-	4件 8,400,000円	令和5年度利子補給件数 30 件 利子補給金額 (770,769円)	0 0円
	(6) そ の 他		・本市の直接貸付 ・災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」				住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市		
(1) 制 度 名		住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	-	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度	名古屋市グリーンリフォームローンS融資利子補給制度等	名古屋市フラット35S等融資利子補給制度
(2) 申込者資格		住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市民税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	-	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた勤労者（事業主に雇用されている者） ・市税を完納していること又は市から徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けていること ・市県民税額が30万円以下であること	・「名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、管理状況の届出をしていること。 ・資格申請時点で、築15年以上のマンションであつて、工事費の見積額が修繕積立金額の残高を上回っていること。 ・利子補給の申請について総会で決議がされていること。 ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。 ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議されていること。	【利子補給】 ・融資の契約者と利子補給を申込み者が同一であること ・融資の対象となる住居が名古屋市内に所在していること 【適合証明書発行手数料】 ・融資の契約者と手数料補助を申込み者が同一であること ・融資の対象となる住居が名古屋市内に所在していること ・利子補給の申請を行っていること ・適合証明検査機関に適合証明書発行手数料の支払いを行っていること ※融資とは、(独)住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンSをいう	・融資の契約者と利子補給を受ける者が同一であること ・融資の対象となる住宅が名古屋市内に所在していること ・融資の対象となる住宅が融資の契約者自ら居住するための住宅であること ・満18歳に達する年度末までの子ども（出産予定の子どもを含む。）と同居している世帯であること ※融資とは、(独)住宅金融支援機構のフラット35S又はフラット35リノベにより中古住宅の取得を目的とした融資をいう
(3) 融資対象住宅		・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅（分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること） ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	-	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、建売住宅又は中古住宅（マンションを含む） ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	管理組合が(独)住宅金融支援機構から「マンション共用部分リフォーム融資」を受けて修繕工事を実施する分譲マンション	(独)住宅金融支援機構のグリーンリフォームローンSを利用してZEH水準（仕様基準）を満たす断熱改修工事を行う既存住宅	(独)住宅金融支援機構のフラット35S又はフラット35リノベを利用して取得した名古屋市内の中古住宅（マンションを含む）
(4) ア 融 資 対 象 金 額		【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円／戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事（アスベスト除去、耐震改修）：150万円／戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工事：800万円	100万円～600万円（対象借入金額）	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	利子補給額は、機構の金利が1%（1%未満の場合は、当該金利分）低利になるように名古屋市が管理組合に対し予算の範囲内において助成。	融資額最大500万円に対する利子補給	融資額100万円以上8,000万円以下に対する利子補給（最大50万円）
	イ 利 率	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利同率	年3%以内	-	-	利子補助金利 0.75	年1%以内	【利子補給率】 融資時点の新機構団信の利率。ただし、高齢者向け返済特例を利用する場合は、その利率	【利子補給率】 0.25%
	ウ 返 済 期 間	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月（補給期間）	-	-	利子補助の期間 10年	当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間。なお、当該融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとし、当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月まで。	【利子補給期間】 最長10年間	【利子補給期間】 最長5年間
	エ 返 済 方 法	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を120で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-	-	-
	オ 担 保 ・ 保 人	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 令 和 5 年 度 融 資 実 績		30年度をもって事業終了	令和5年度利子補給件数 268件	-	-	令和4年度利子補給件数 246件	令和5年度利子補給件数 770件	(ア) 令和5年度利子補給件数 0件 (イ) 令和5年度適合証明書発行手数料件数 0件	令和6年度から制度開始
		30年度をもって事業終了	利子補給金額 3,402,300円	-	-	23,193,668円	806,803円	(ア) 0円 (イ) 0円	
(6) そ の 他		住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率（上限3%）に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	-	-	利子補給は、利子補給期間（最長10年間）、毎年交付申請及び実績報告をしたうえで、利子返還実績に応じ、1年分ずつ交付。		

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		京都市					
(1) 制 度 名		京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資
(2) 申込者資格		①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の断熱改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム補助金交付要綱に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を売却した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者
(3) 融資対象住宅		本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅
(4)	ア 融 資 対 象 金 額	抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※：1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万	700万
	イ 利 率	年1.70（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.50（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）
	ウ 返 済 期 間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年（機構返済期間が限度）	30年（機構返済期間が限度）
	エ 返 済 方 法	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）
	オ 担 保 ・ 保 証	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定
(5)	令 和 5 年 度 融 資 実 績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
(6) そ の 他		※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協調により、市域の融資実績の全件を府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分		大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
(1) 制 度 名		大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	-	-	岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
(2) 申込者資格		(1) 自ら居住するため、対象住宅を、対象融資を受けて取得する者 (2) 持家一次取得者 (3) 申込時において、新婚世帯又は子育て世帯の世帯員である者 (4) 申込月が1月から5月までの場合は前々年の、申込月が6月から12月までの場合は前年の、所得金額の合計が1,200万円以下の者 (5) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (6) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新婚世帯の配偶者として、本制度要綱又は大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	-	-	平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、岡山市内で住宅の建設購入及び補修のためにR3.7.31までに金融機関等の申し込みをした方 住宅を建設又は購入するとき （1）り災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けた方 ※ただし、半壊に至らない場合であっても地盤・擁壁・法面の崩落等により通常の補修では、引き続き居住することが出来ないと認められた場合は対象 （2）岡山市内で住宅を建設・購入される方（他市町村からの転入者含む） （3）令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方 補修するとき （1）り災証明書の発行を受けた方 （2）岡山市内で被災した住宅を補修する方 （3）令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
(3) 融資対象住宅		(1) 床面積（マンションの場合は専有面積）が50㎡以上のもの (2) 新築住宅については、建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの (3) 中古住宅については、耐震性を有することが確認できるもの その他条件あり	-	-	本市の区域内の住宅	-	-	-	水害のおそれがある住宅
(4) 融 資 条 件	ア 融 資 対 象 額	-	-	-	建設・新築購入又は中古購入 建設資金 16,500千円 (16,800千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,400千円) ※リバースモーゲージ 建設資金 21,600千円 (22,000千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) 補修 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) ※リバースモーゲージ 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) （ ）内は、令和元年10月1日以降に金融機関等に申し込まれた場合	-	-	-	1,500,000
	イ 利 率	年0.1%以上	-	-	建設・新築購入又は中古購入 年0.63%以内 ※リバースモーゲージ 年2.12%以内 補修 年0.63%以内 ※リバースモーゲージ 年2.12%以内	-	-	-	年3%
	ウ 返 済 期 間	10年以上	-	-	当該借入金に係る利子の支払い開始日から10年以内（利子補給期間）	-	-	-	10年以内
	エ 返 済 方 法	-	-	-	元利均等・元金均等月賦償還（ボーナス時増額返済併用可）	-	-	-	元利均等月賦償還
	オ 担 保 ・ 保 人	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
(5)	令和5年度融資実績	令和5年度利子補給件数 14,751件	-	-	令和5年度利子補給件数 50件	-	-	-	-
		1,174,655,000円	-	-	4,170,439円	-	-	-	-
(6) そ の 他		平成17年から実施	-	-	※令和3年8月2日で新規受付終了	-	-	-	-

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

指定都市基本施策比較検討調

＜令和５年度 決算編＞

令和７年５月発行

福岡市議会事務局調査法制課

福岡市中央区天神一丁目８番１号

TEL (092) 711-4749

FAX (092) 733-5869

※この資料は、市議会ホームページの
市議会★情報BOX内でもご覧いただけます。